別冊資料１

福岡市高齢者保健福祉計画

（ 素 案 ）

平成２３年１１月

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

１．高齢化の進展　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
２．高齢者実態調査に基づく現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３．高齢者を取り巻く課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

第３章　基本理念と取り組みの視点

１．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
２．取り組みの視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
３．高齢者保健福祉施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
４．福岡型地域包括ケアシステムの構築　・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

第４章　高齢者保健福祉施策の総合的な推進

１．健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現　・・・・・・・・　２８
（１）社会参加活動への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（２）社会参加活動の環境整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
（３）就業機会の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
（４）健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（５）介護予防の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
２．要援護高齢者の総合支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（１）在宅生活支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（２）施設・居住系サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（３）介護サービスの質の確保・向上　・・・・・・・・・・・・・・・　４９
（４）認知症高齢者の支援体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（５）権利擁護の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
３．地域生活支援体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
（１）総合相談機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
（２）地域ネットワーク体制の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
４．安全・安心な生活環境の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
（１）高齢者居住支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
（２）人に優しいまちづくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

第５章　サービスの量の見込みと確保方策

１．老人福祉事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
（１）主な老人福祉事業の目標量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
（２）主な老人福祉事業の目標量の考え方　・・・・・・・・・・・・・　６５
２．要介護認定者の現状と推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
（１）要介護認定者の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
（２）要介護認定者数の推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
３．介護サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
（１）介護保険事業計画の進捗状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
（２）介護サービスの量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
（３）日常生活圏域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
（４）介護サービス見込量の確保のための方策　・・・・・・・・・・・　７６
４．地域支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
（１）介護予防事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
（２）包括的支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
（３）任意事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
（４）地域支援事業の量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
（５）地域支援事業の量の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
（６）見込量確保のための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
５．市町村特別給付等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
６．介護保険事業の円滑な推進のための方策　・・・・・・・・・・・・・　８６
（１）健全で効率的な事業運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
（２）公正な要介護認定の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
（３）市民への積極的な情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
（４）介護サービスの質の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
（５）利用者保護の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
（６）市民参加が支える介護保険事業　・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

第６章　介護保険事業に係る費用の見込みと第１号被保険者保険料

１．第５期介護保険事業計画における事業費　・・・・・・・・・・・・・　９２
（１）保険給付費等の見込み方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
（２）第５期計画期間における保険給付費等の見込み　・・・・・・・・　９３
（３）保険給付費等の負担割合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
２．第１号被保険者保険料の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（１）保険料所得段階の多段階化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（２）低所得者などへの配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（３）財政安定化基金の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（４）介護給付費準備基金の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（５）保険料基準額（月額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（６）第１号被保険者保険料の低所得者への配慮　・・・・・・・・・・　９６

〈参考資料〉用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

第１章

第１章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では，死亡率の低下に伴う平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から，世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成 22 年 10 月１日現在，高齢化率は 23.0%となっており，５人に１人が 65 歳以上の高齢者，９人に１人が 75 歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方，本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの，今後急速に高齢化が進むものと推計されており，「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

本市では，平成 21 年３月に平成 21 年度から平成 23 年度の３年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画（第４期介護保険事業計画）」を策定し，その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度，平成 24年度から 26 年度までの３年間において，本市の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため，高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「福岡市高齢者保健福祉計画（第５期介護保険事業計画）」を策定します。

２．計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は，「福岡市福祉のまちづくりの条例」に基づき，保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により，取り組みを進めています。

「福岡市高齢者保健福祉計画」は，「福岡市保健福祉総合計画」の理念等を踏まえた分野別計画として，また，老人福祉法及び介護保険法の規定により策定が義務づけられた老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものとして，本市における高齢者施策の基本方針を示すものです。

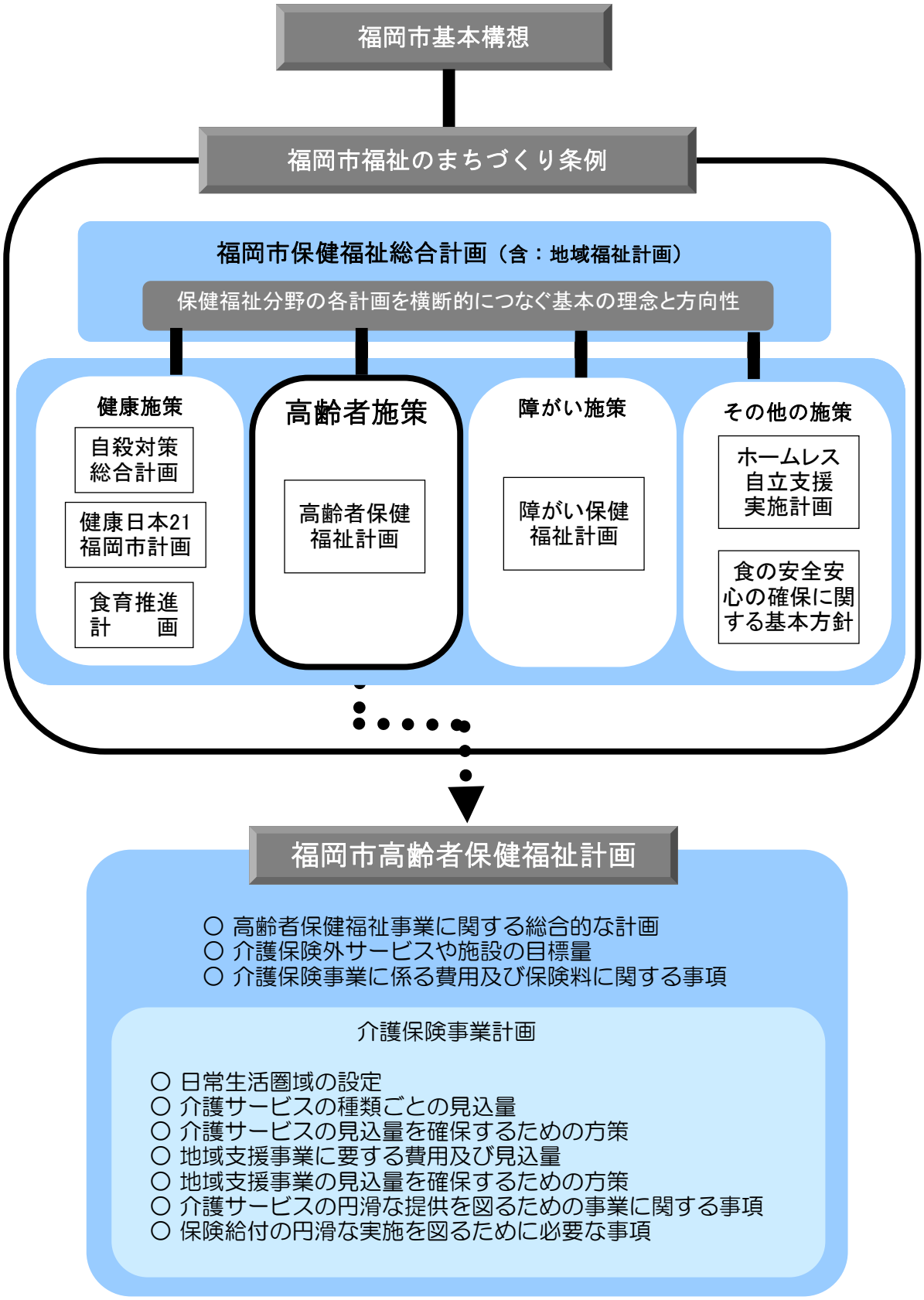
福岡市基本構想
福岡市福祉のまちづくり条例
福岡市保健福祉総合計画（含：地域福祉計画）
保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性
健康施策
自殺対策総合計画
健康日本21福岡市計画
食育推進計画
高齢者施策
高齢者保健福祉計画
障がい施策
障がい保健福祉計画
その他の施策
ホームレス自立支援実施計画
食の安全安心の確保に関する基本方針
福岡市高齢者保健福祉計画
○ 高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画
○ 介護保険外サービスや施設の目標量
○ 介護保険事業に係る費用及び保険料に関する事項
介護保険事業計画
○ 日常生活圏域の設定
○ 介護サービスの種類ごとの見込量
○ 介護サービスの見込量を確保するための方策
○ 地域支援事業に要する費用及び見込量
○ 地域支援事業の見込量を確保するための方策
○ 介護サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
○ 保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項

３．計画期間

計画期間は，平成 24 年度から平成 26 年度までの３年間です。

高齢者保健福祉計画は，第５期介護保険事業計画としての性格を有しています。この計画は第３期，第４期計画の延長線上に位置づけられ，第３期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

また，今後，高齢化のピークを迎える時期までに，取り組むべき事項を計画に位置づけ，段階的に充実強化していく取り組みをスタートする期間となります。

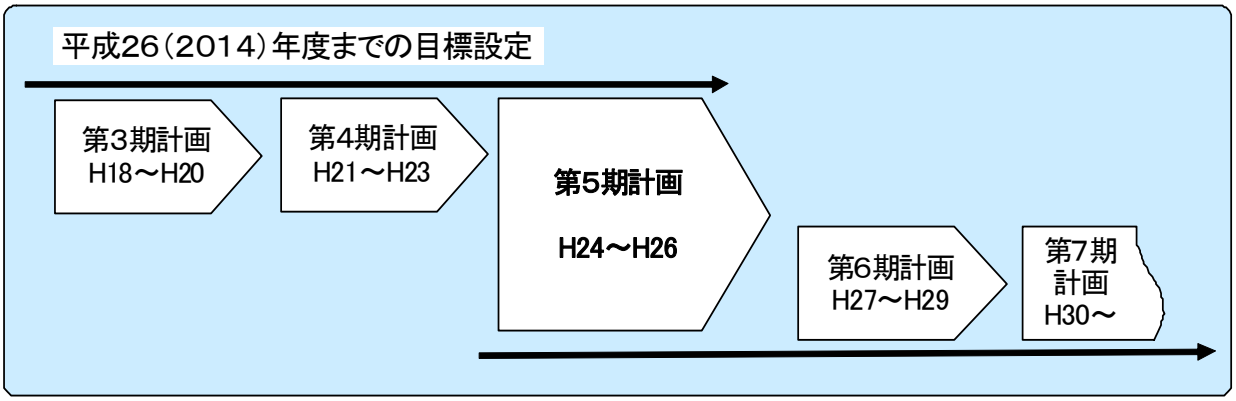

第２章

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

１．高齢化の進展

（１）高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は，平成２３年７月末現在24万9,668人で高齢化率は17.3%となっています。また，本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの高齢化は着実に進んでいます。

平成24年以降の将来推計では，平成29年に総人口は146万7,000人で平成23年と比較して1.8%増となりますが，65歳以上の高齢者人口は31万5,800人で同26.5%増と総人口の伸び率を大きく上回り，高齢化が一層進展するものと見込まれています。

（単位:人）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H29
総人口		1,416,960	1,428,176	1,441,320	1,442,600	1,449,500	1,455,300	1,467,000
65歳以上		241,221	246,605	249,668	262,900	275,300	288,600	315,800
内訳	前期（65～74歳）	130,853	131,419	130,073	137,500	146,000	155,700	167,700
	後期（75歳以上）	110,368	115,186	119,595	125,400	129,300	132,900	148,100
高齢化率		17.0%	17.3%	17.3%	18.2%	19.0%	19.8%	21.5%

※　H21～H22は９月末現在，H23は７月末現在の住民基本台帳と外国人登録総数。
※　H24～H29は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

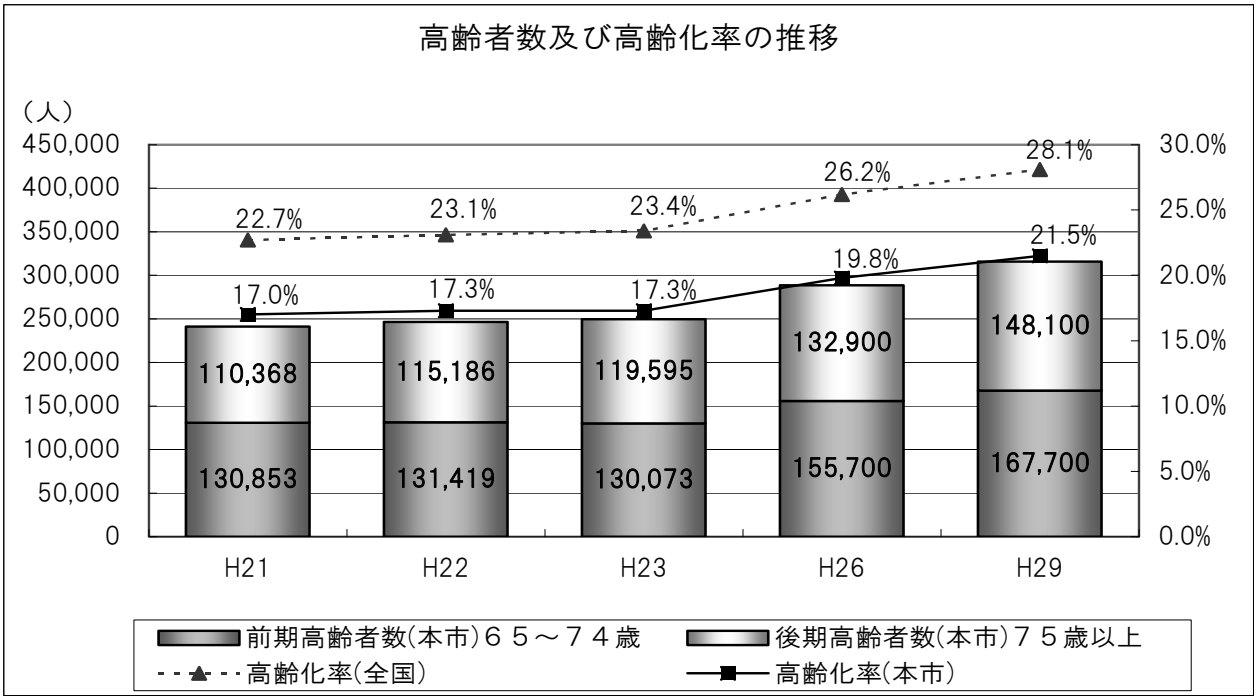

※　全国：H21～H22は総務省統計局による10月１日現在の推計値。
　　H23～H29は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。
※　本市：H21～H22は９月末現在，H23は７月末現在の住民基本台帳と外国人登録総数。
　　H24～H29は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

（２）高齢者世帯の推移

平成 22 年国勢調査によると，本市の 65 歳以上の世帯員のいる世帯は 173,640 世帯（一般世帯全体に占める構成比 24.6%），高齢者単身世帯は 59,995 世帯（同 8.5%），高齢夫婦のみの世帯は 45,662 世帯（同 6.5%）となっており，いずれも年々増加傾向にあります。

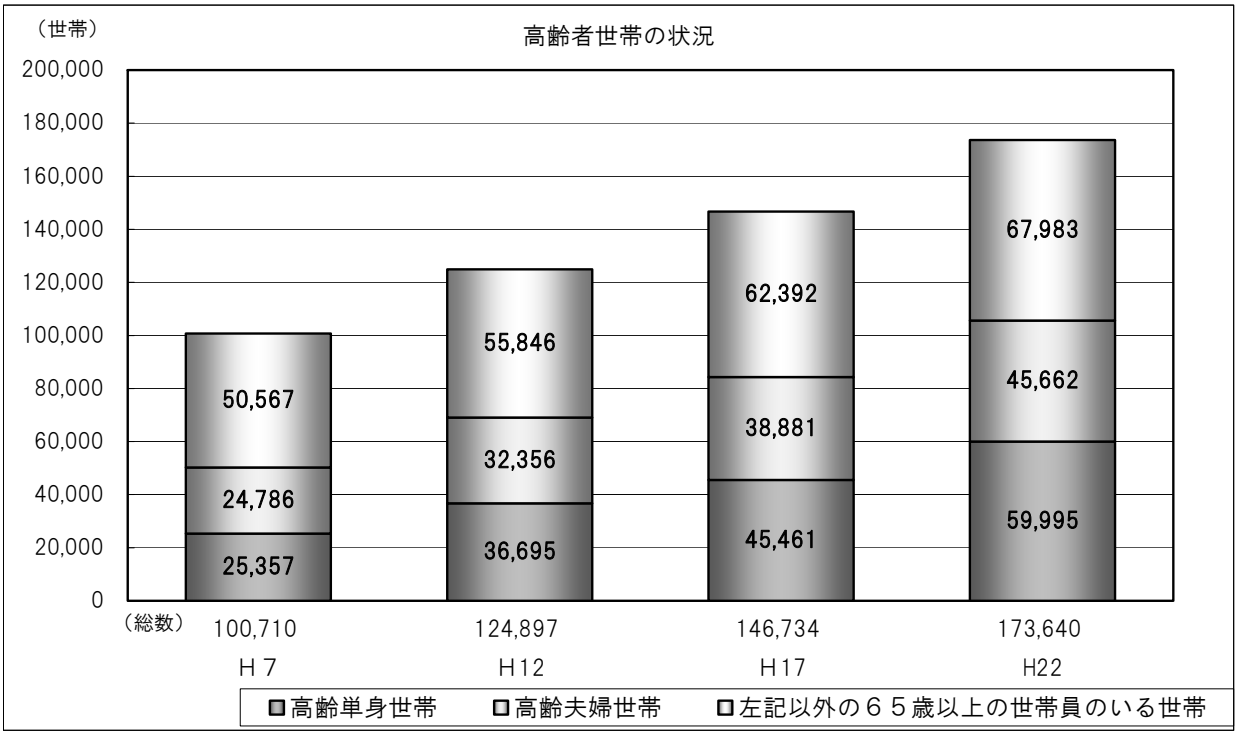

※　国勢調査による。
※　高齢単身世帯は，65歳以上の１人のみの一般世帯。
※　高齢夫婦世帯は，夫が65歳以上で妻が60歳以上の夫婦１組のみの一般世帯。
※　65歳以上の世帯員のいる世帯は，H17までは65歳以上親族のいる一般世帯。

（３）要介護認定者数の推移

認定率（高齢者に占める要介護認定者の割合）は，平成 12 年度の介護保険制度開始以降，毎年上昇を続けていましたが,平成 １８年度以降はほぼ横ばいで推移しています。一方，高齢者人口の増加に伴い要介護認定者は増加が続いています。

要介護認定者の推移

	H18	H19	H20	H21	H22
要支援１	7,704	6,464	6,816	7,329	8,278
要支援２	2,658	5,228	6,629	6,537	6,304
要介護１	11,827	10,563	8,773	8,975	9,183
要介護２	6,393	6,591	7,034	7,140	7,505
要介護３	4,746	5,262	5,720	5,799	5,780
要介護４	4,498	4,343	4,620	4,814	5,131
要介護５	3,725	4,024	4,061	4,394	4,870
要介護認定者数	41,551	42,475	43,653	44,988	47,051
認定率	19.1%	18.8%	18.8%	18.7%	19.1%

※　値は年度平均。
※　H18の要支援1には経過的要介護を含む。

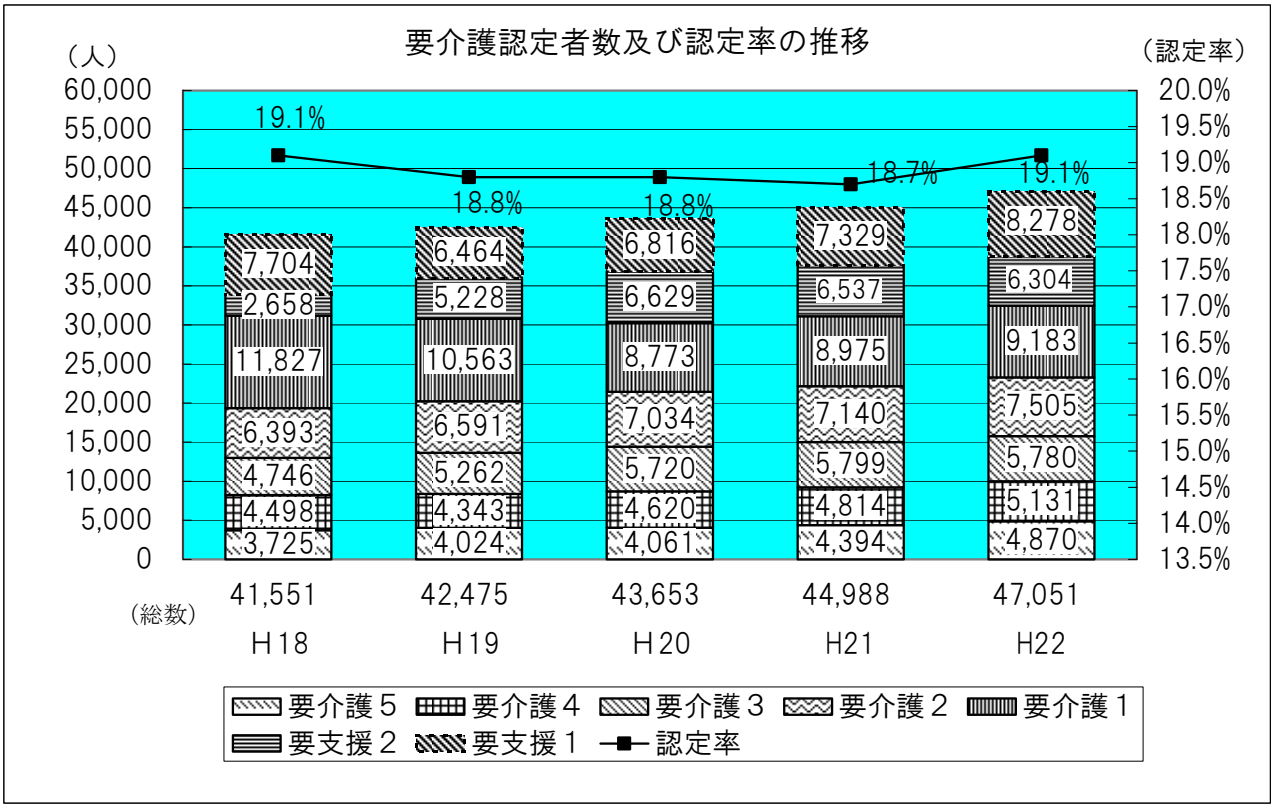

２．高齢者実態調査に基づく現状

福岡市に在住する高齢者などの保健福祉に関するニーズや意識などを把握することを目的として，平成 22 年 11 月に「福岡市高齢者実態調査」を実施しました。

調査種別		調査対象者	有効回答
高齢社会に関する調査	高齢者一般調査	5,000人 市内在住の60歳以上の人から無作為に抽出	2,939人 (58.8%)
	在宅サービス利用者調査	5,000人 市内在住の要介護認定者のうち，介護保険在宅サービスの利用者から無作為に抽出 ※第２号被保険者（40～64歳）含む	2,939人 (58.8%)
	在宅サービス未利用者調査	3,000人 市内在住の要介護認定者のうち，介護保険在宅サービスを利用していない人から無作為に抽出 ※第２号被保険者（40～64歳）含む	1,588人 (52.9%)
	施設等サービス利用者調査	1,500人 介護保険施設やグループホーム入所者から無作為に抽出 ※第２号被保険者（40～64歳）含む	990人 (66.0%)
介護支援専門員調査		794人 福岡市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員	493人 (62.1%)

（１）健康状態（高齢者一般調査）

健康状態については，「健康で普通に生活している」（44.0%），「何らかの病気等はあるが，日常は自立，外出もひとりでできる」（45.9%）となっており，合わせて約９割と，多くの人が概ね健康で自立した生活を送っています。

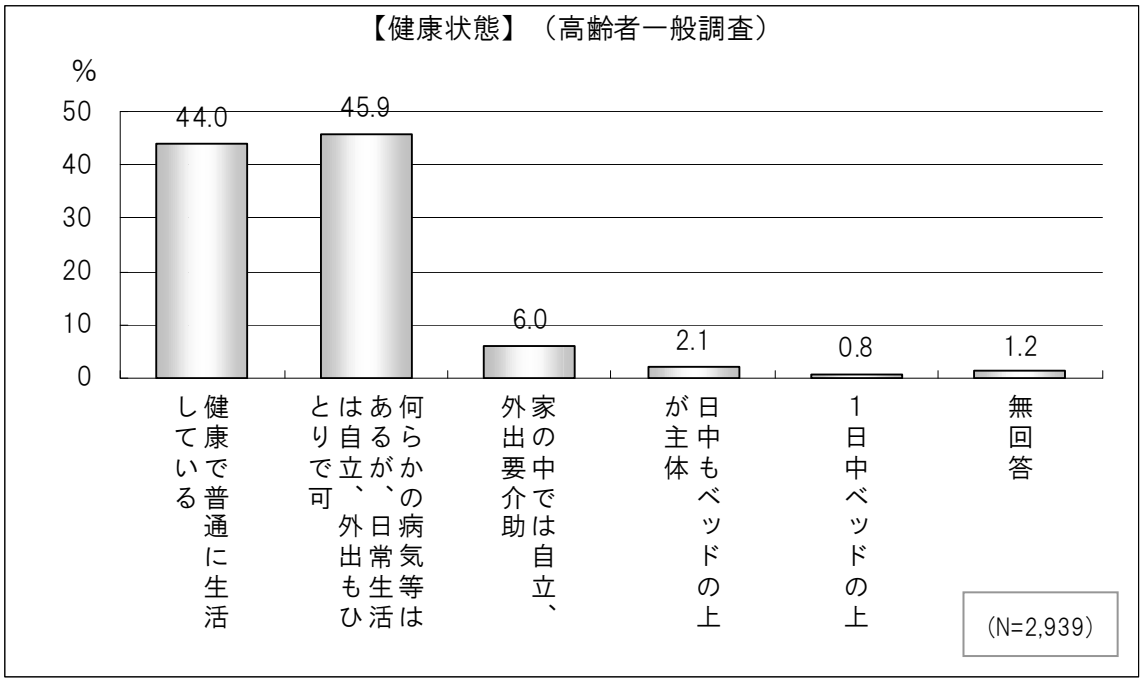

（２）住宅の状況（高齢者一般調査）

現在の住まいの状況については，一戸建てやマンションの持ち家所有が 68.6%です。一人暮らしの場合，持ち家所有は 41.8%で，借家や賃貸マンション，アパートなどの賃貸住宅住まいは 54.1%です。

また，全体の約半数は，現在の住まいで「老朽化している」「バリアフリー化されていない」「家賃が高い」など，何らかの困ったことを抱えています。

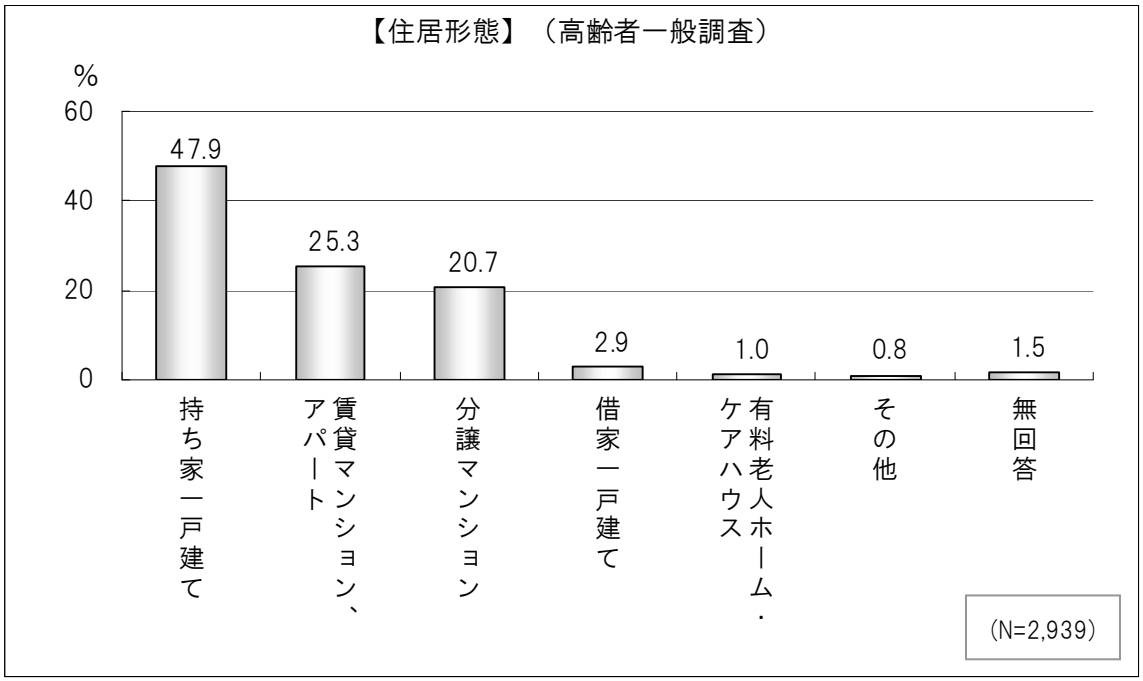

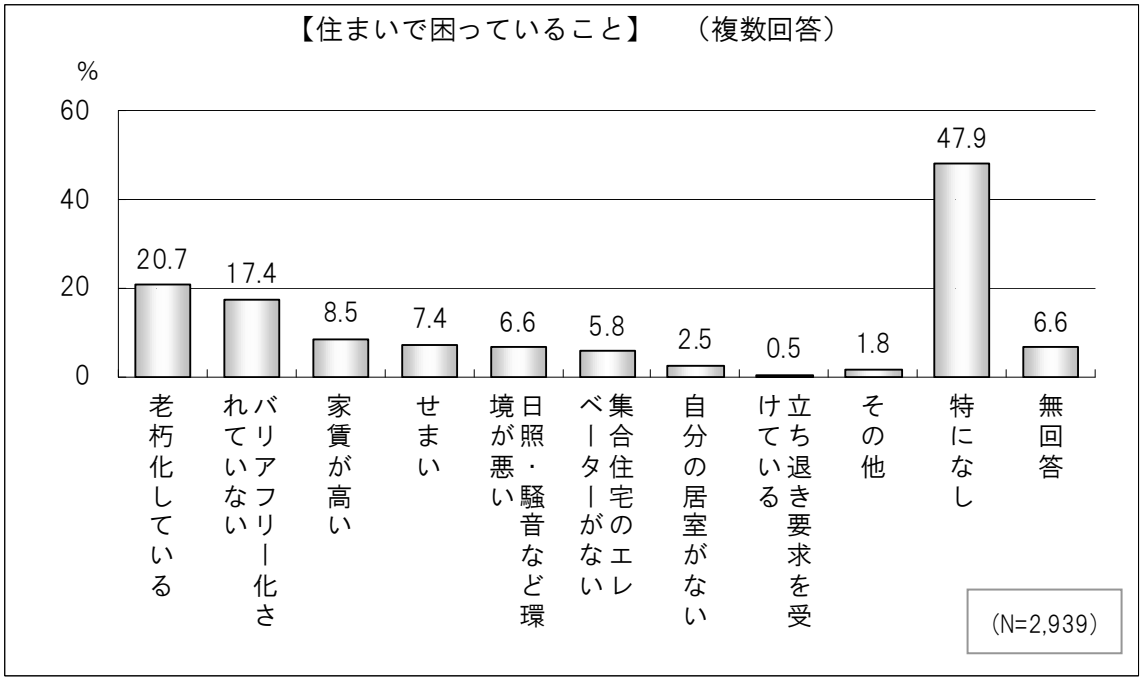

（３）近所との交流（高齢者一般調査）

近所の人たちとの交流については，「ほとんどつきあいがない」（9.6%）と「道で会えばあいさつする程度」（31.1%）を合わせた 40.7%の人は，近所づきあいが少なく，地域コミュニティの結びつきが弱い状況となっています。

一方，「話や訪問しあう人がいる」（15.6%）と「悩みや困ったときに頼みあうほどの人がいる」（6.6%）を合わせた，近所づきあいが多い人は，22.2%となっています。

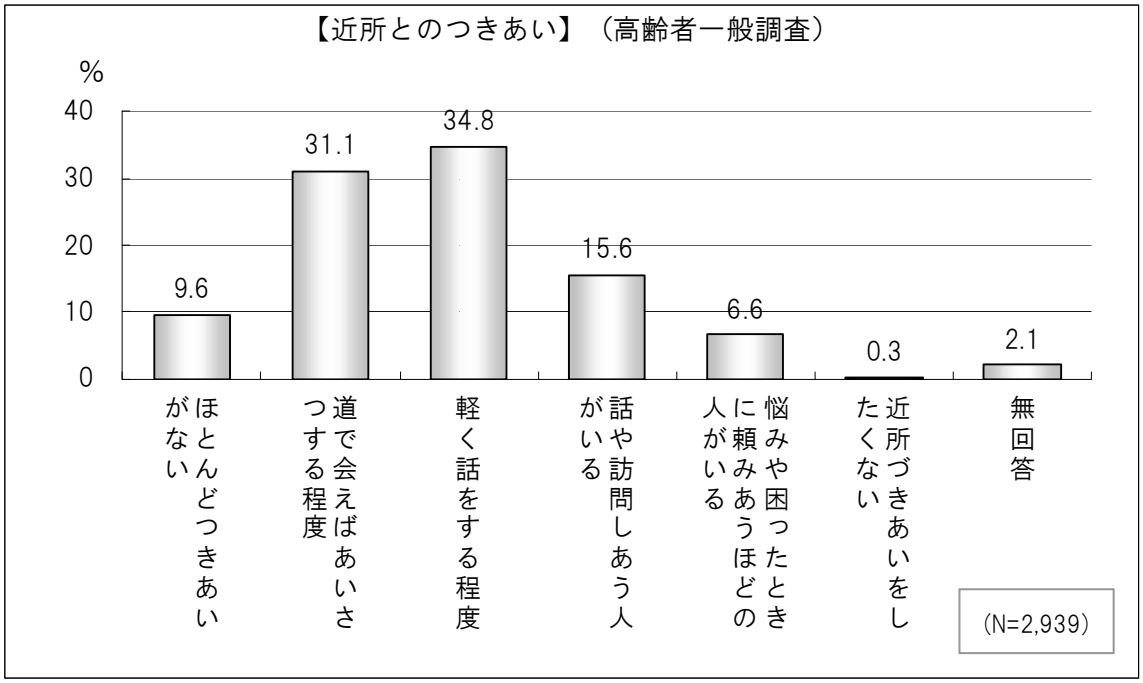

特に，一人暮らし世帯では，「ほとんどつきあいがない」が 14.4%となっており，近所づきあいが少ない状況がうかがえます。

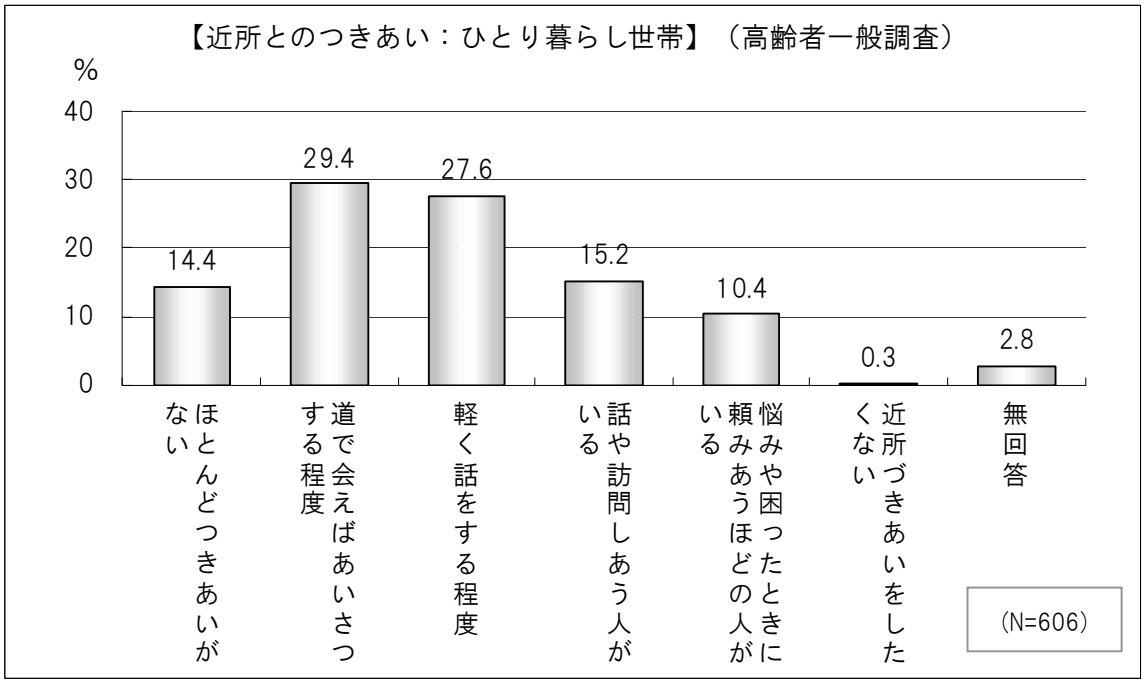

（４）孤立死（高齢者一般調査）

自身が孤立死する可能性は，「ほとんど可能性はない」が過半数となっているものの，「多少の可能性はある」（13.7%）と「十分可能性はある」（4.3%）を合わせた『可能性がある』と考える人の割合が，18.0%となっています。

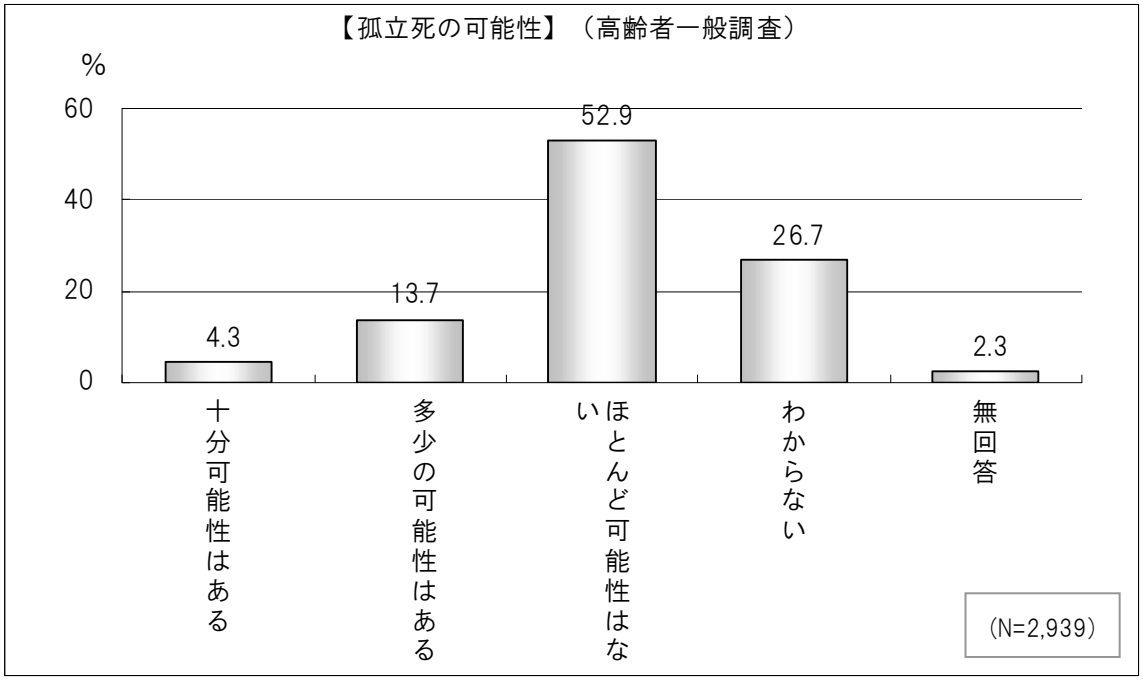

中でも，一人暮らし世帯では，約 50%の人が，自身が孤立死する『可能性がある』と回答しています。

（「多少の可能性はある」（34.0%），「十分可能性はある」（15.2%））

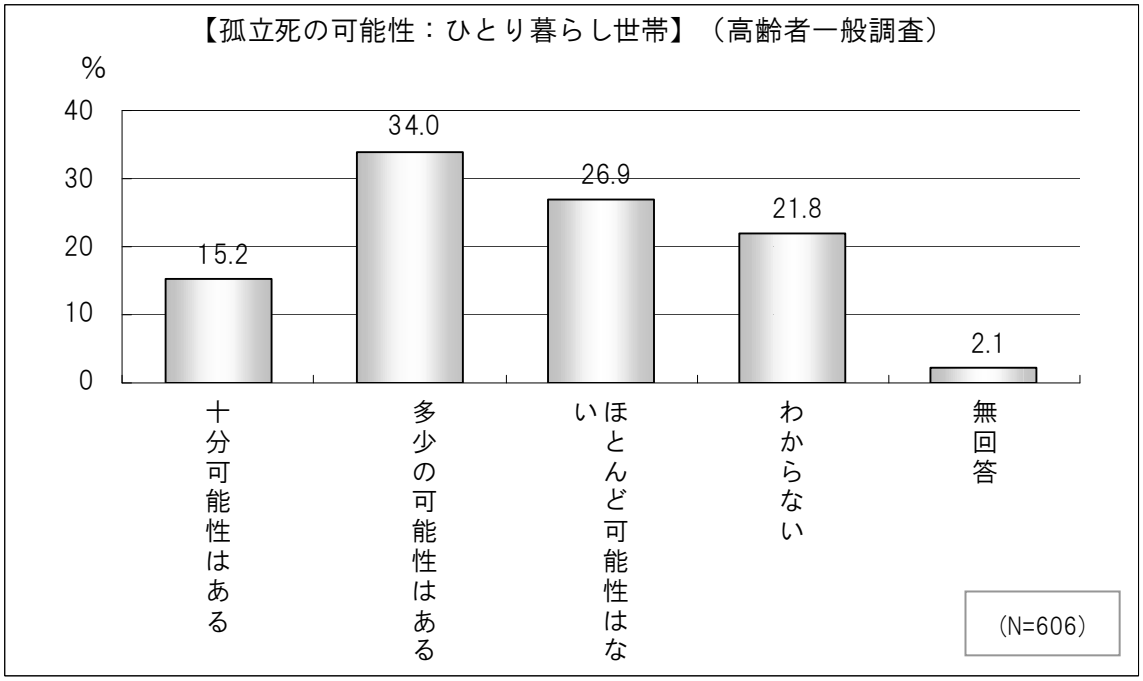

（５）個人情報の共有（高齢者一般調査）

市が保有する情報の関係機関との共有については「防災，防犯のためなら必要最小限の範囲で個人情報を共有・活用してもよい」が 50.5%で最も高く，次いで「防災,防犯のためなら積極的に個人情報を共有･活用すべき」が 21.7%となっており，７割の人が防災・防犯のためであれば個人情報を共有・活用することに肯定的な意見を持っています。

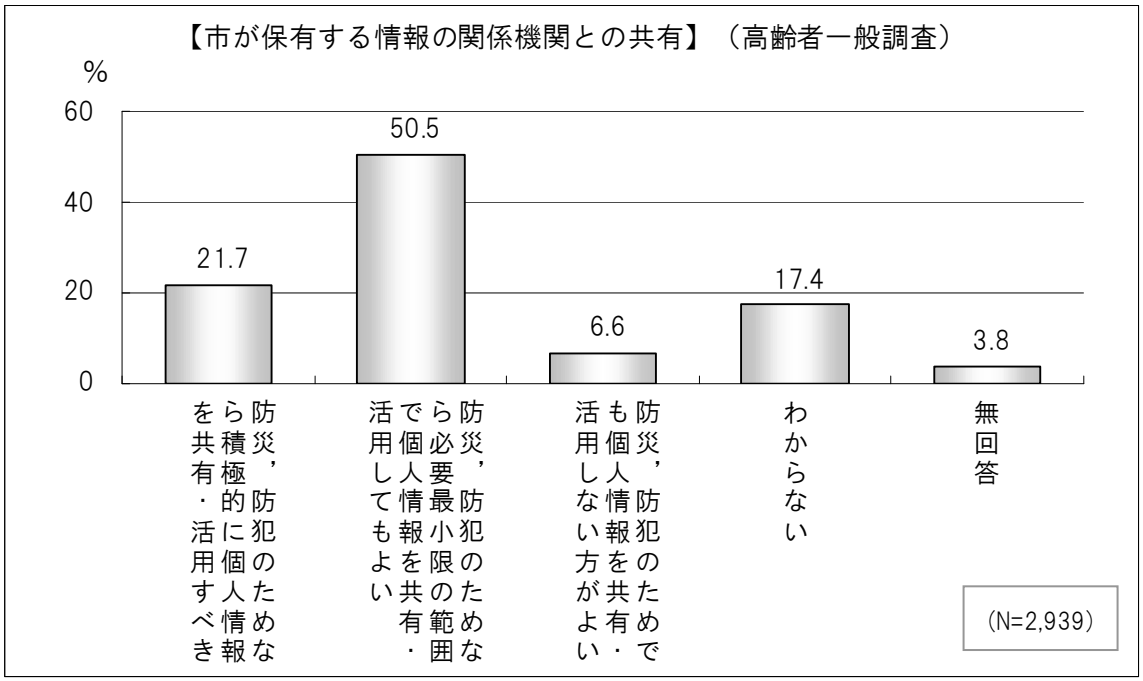

（６）仕事（高齢者一般調査）

現在仕事をしている人は 30.2%で，前回調査時よりも増えています。仕事をしている理由は，「生活のため」が 61.0%で最も多く，次いで「自分の能力を活かしたいから」（10.7%），「健康のため」（9.9%）と続いています。

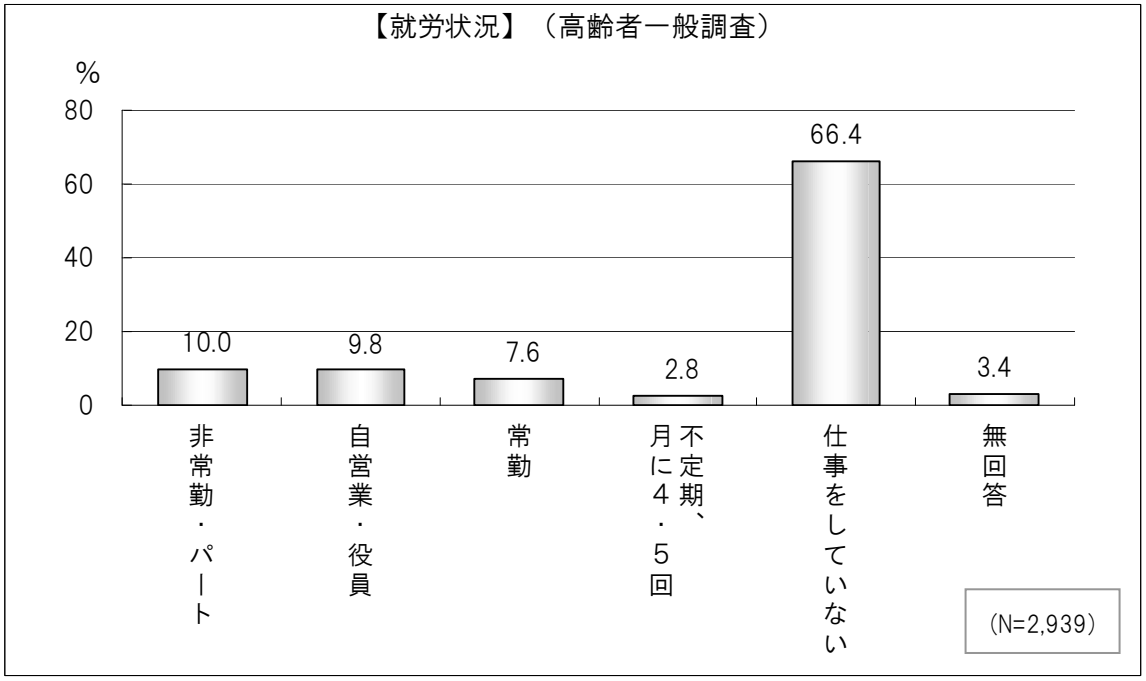

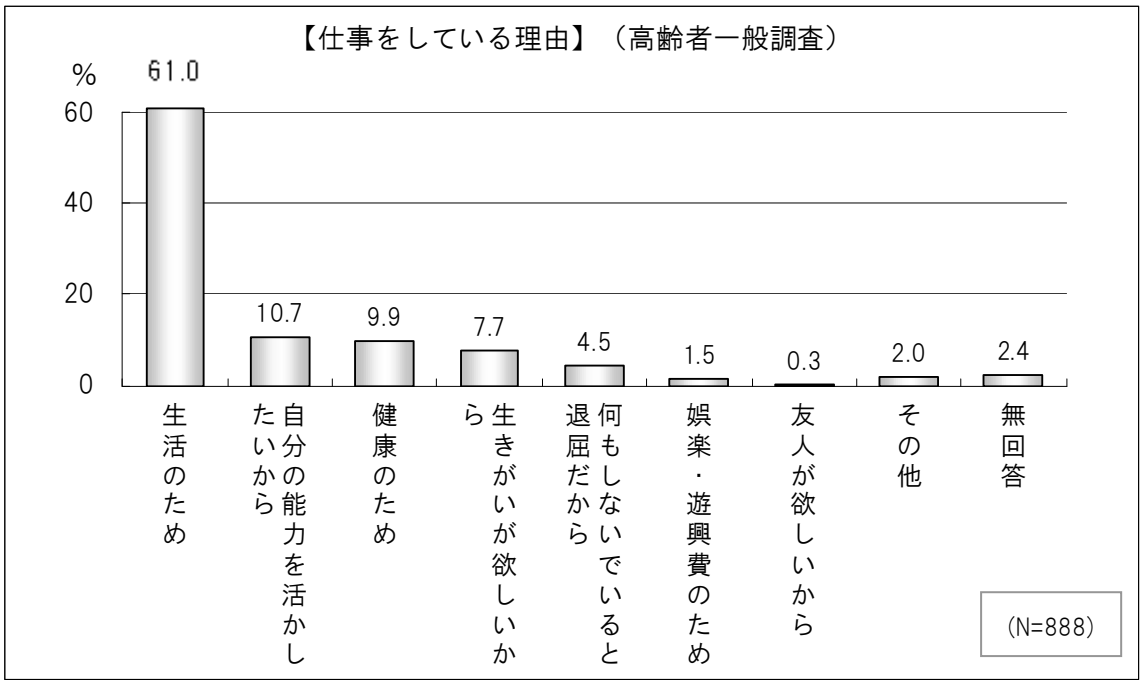

（７）ボランティア活動（高齢者一般調査）

現在ボランティアをしている人は 11.4%で，前回調査時からほぼ横ばいとなっています。ボランティア活動への参加状況は，「月１回程度」が 30.4%で最も多く，次いで「週１回程度」（20.0%），「週２～３回程度」（15.5%）となっています。

活動の内容は，「地域の自治活動」が 46.9%で最も多く，次いで「高齢者を支援する活動」（29.0%），「子ども・青少年を支援する活動」（21.8%）などがあげられています。

また，現在はボランティア活動をしていない人の中でも，27.3%は参加意欲を持っています。

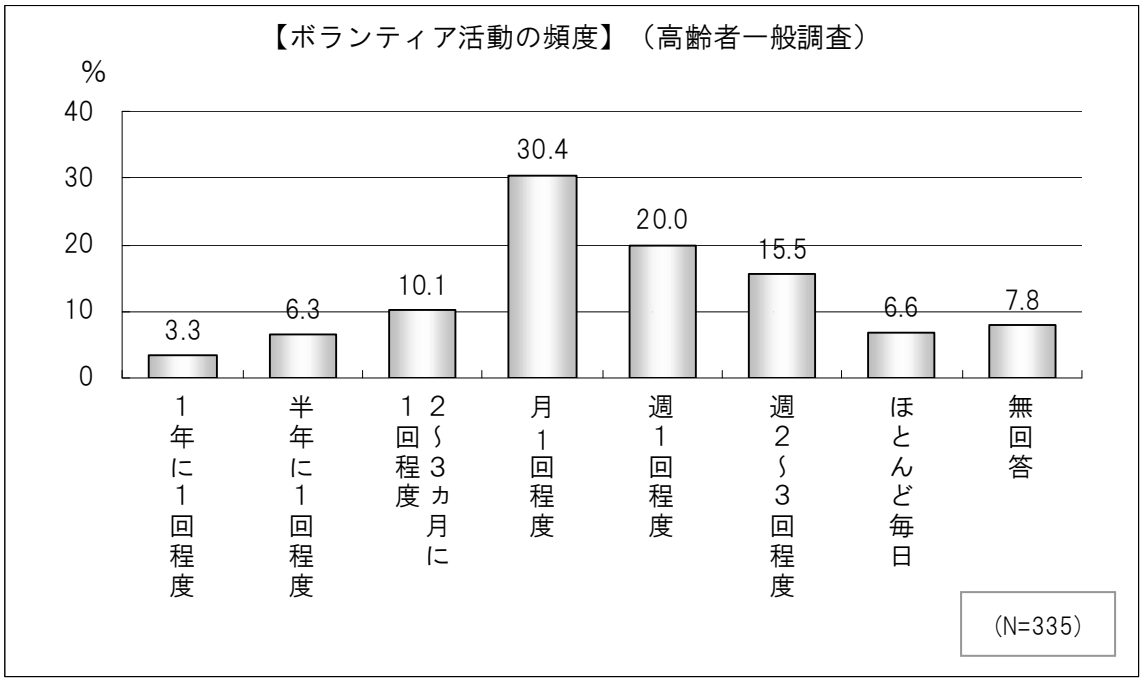

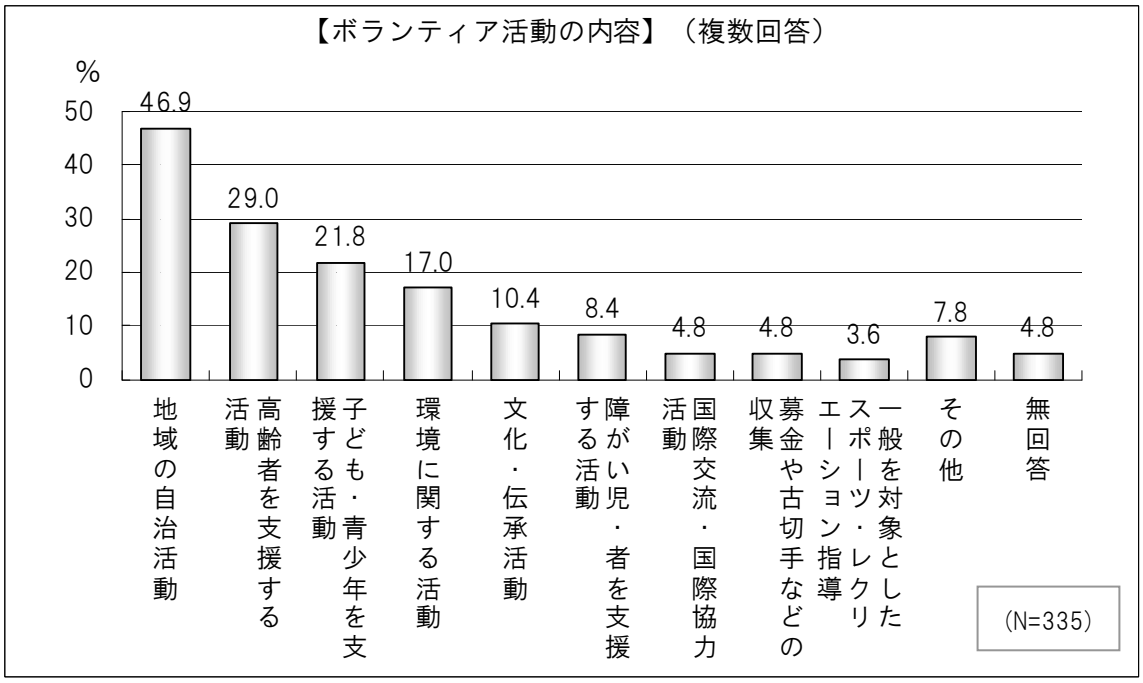

（８）心配ごとや悩みごと（高齢者一般調査）

現在の心配ごとや悩みごとは，「自分の健康状態」が 50.1％で最も多くなっています。次いで「家族の健康状態」（30.3％），「生活費等経済的なこと」（22.2％），「住宅関係」（17.4％）などがあげられています。

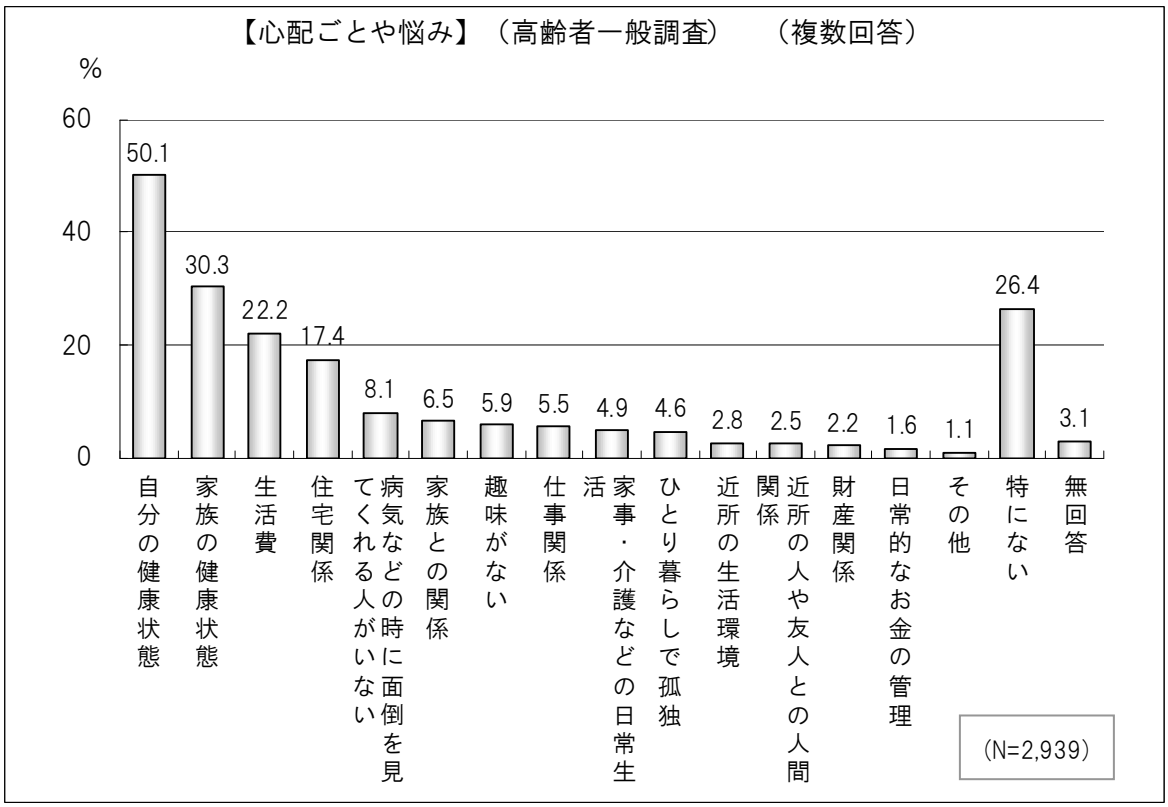

しかし，心配や悩みごととして「自分の健康状態」をあげた人のうち，人間ドックや市が実施している特定健診などの受診を「毎年，定期的に受けている」人は，28.0％にとどまっており，特定健診の受診に対する意識の低さがうかがえます。

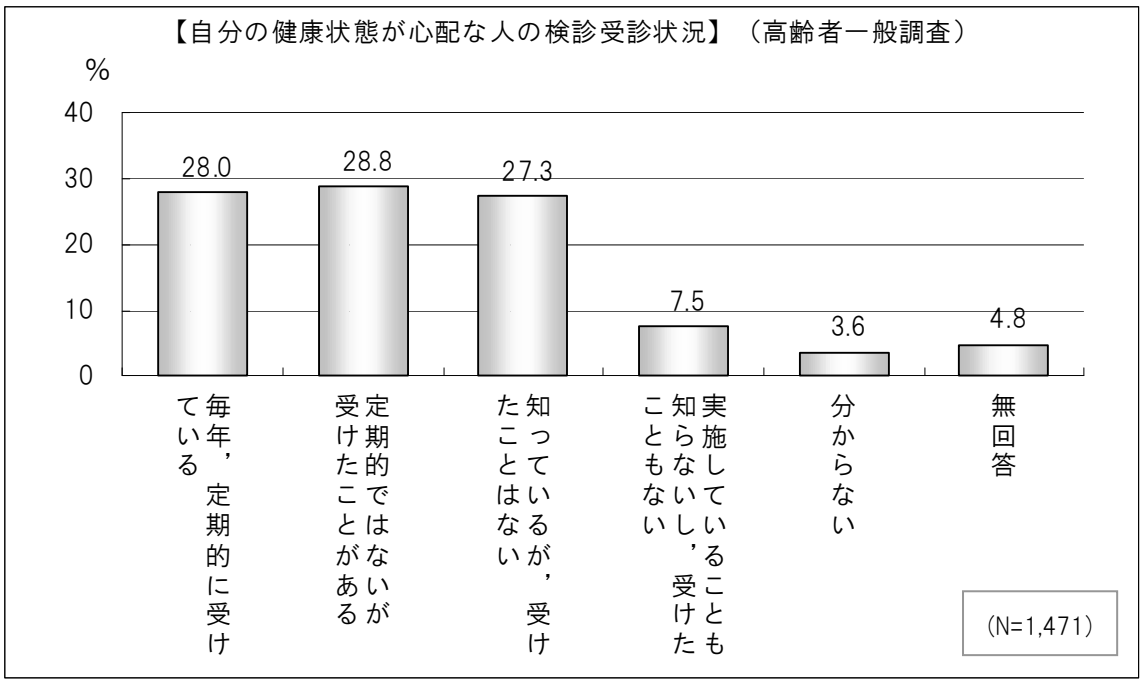

また，65 歳以上の高齢者で，現在要介護認定を受けていない人を対象に，25 項目からなる介護予防のための基本チェックリストに回答してもらったところ，生活機能に低下が見られる二次予防事業の対象の該当率は 28.1％となっています。

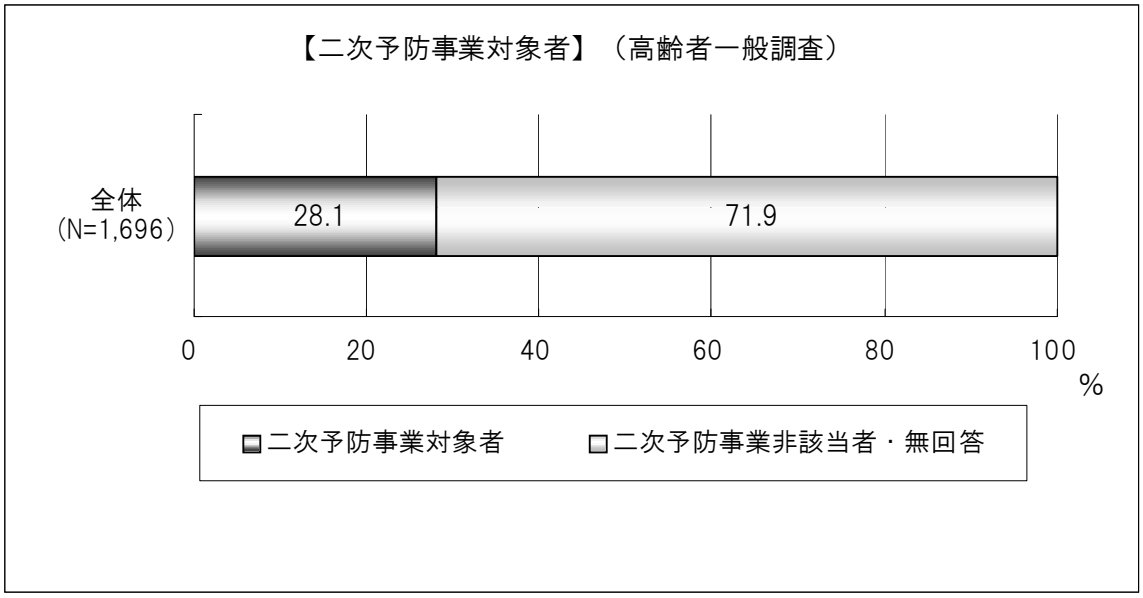

（９）介護が必要になったときどのようにしたいか（高齢者一般調査）

介護が必要になったときは，「在宅で家族の介護と介護サービスをあわせて介護を受けたい」「施設に入所したいが，在宅サービスが充実すれば在宅で生活したい」「在宅で介護サービスを中心に介護を受けたい」「在宅でできる限り家族の介護を受けたい」を合わせた，58.5％が『在宅で生活したい』と回答しています。

それに対し，「施設に入所したい」と考える人は，21.2％にとどまっています。

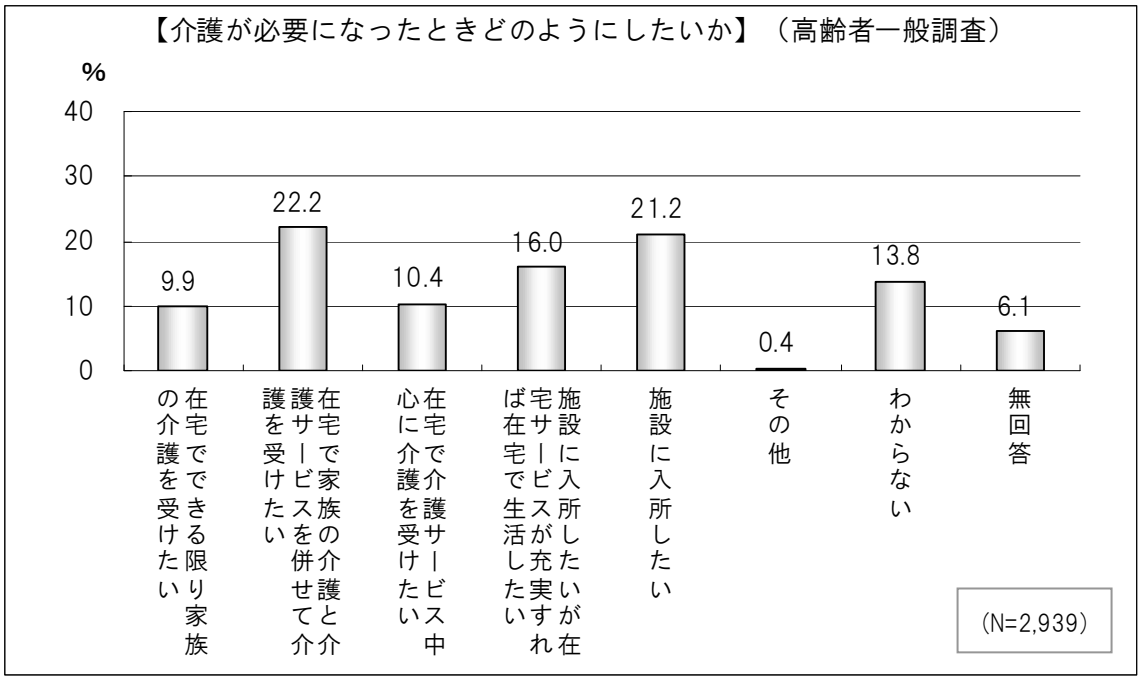

(10) 行政への要望（高齢者一般調査）

高齢者保健福祉施策の充実に向けて行政に特に力を入れてほしいのは「自宅に住みながら受ける介護保険サービス」が 43.4%で最も多く，次いで「認知症や一人暮らしなど，援護を必要とする人への施策」（39.5%），「施設に入居して受ける介護保険サービス」（23.7%）など，介護などの援護を要する人に対するサービスの充実が上位となっています。

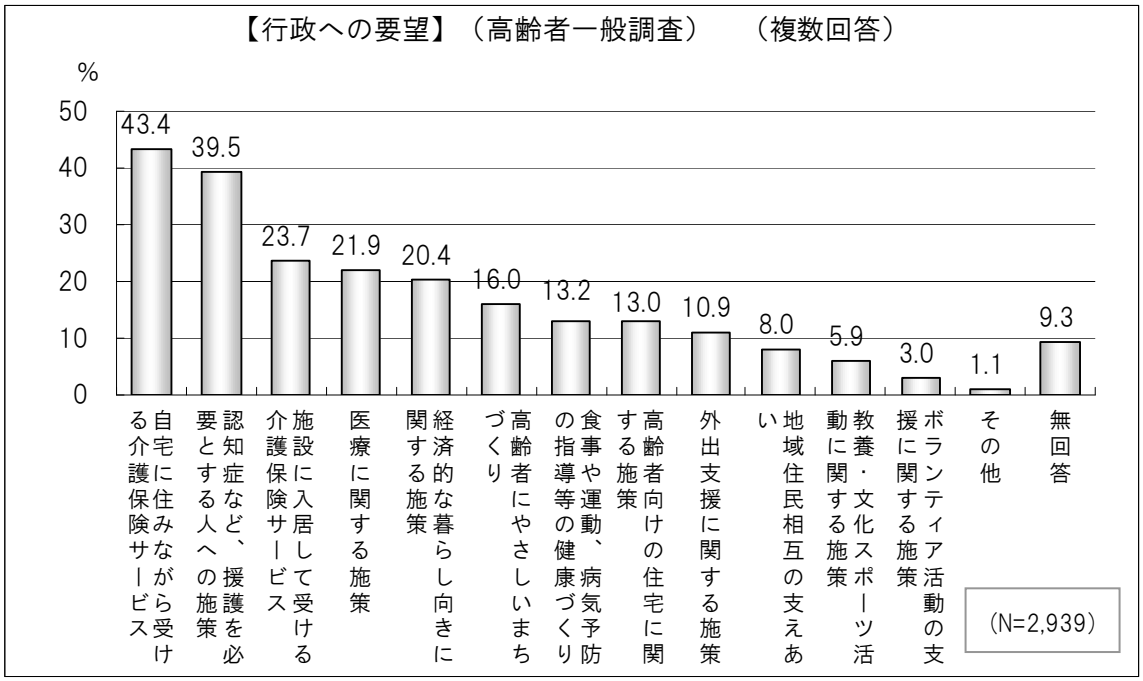

(11) 日頃の主な介護者（在宅サービス利用者調査・在宅サービス未利用者調査）

介護保険の在宅サービスを利用している人と利用していない人について，日頃の主な介護者について尋ねたところ，高い順に介護が必要な人の「娘」「妻」「夫」「息子」となっています。

在宅サービス未利用者では，「妻」や「夫」による介護の割合が，在宅サービス利用者より高くなっています。

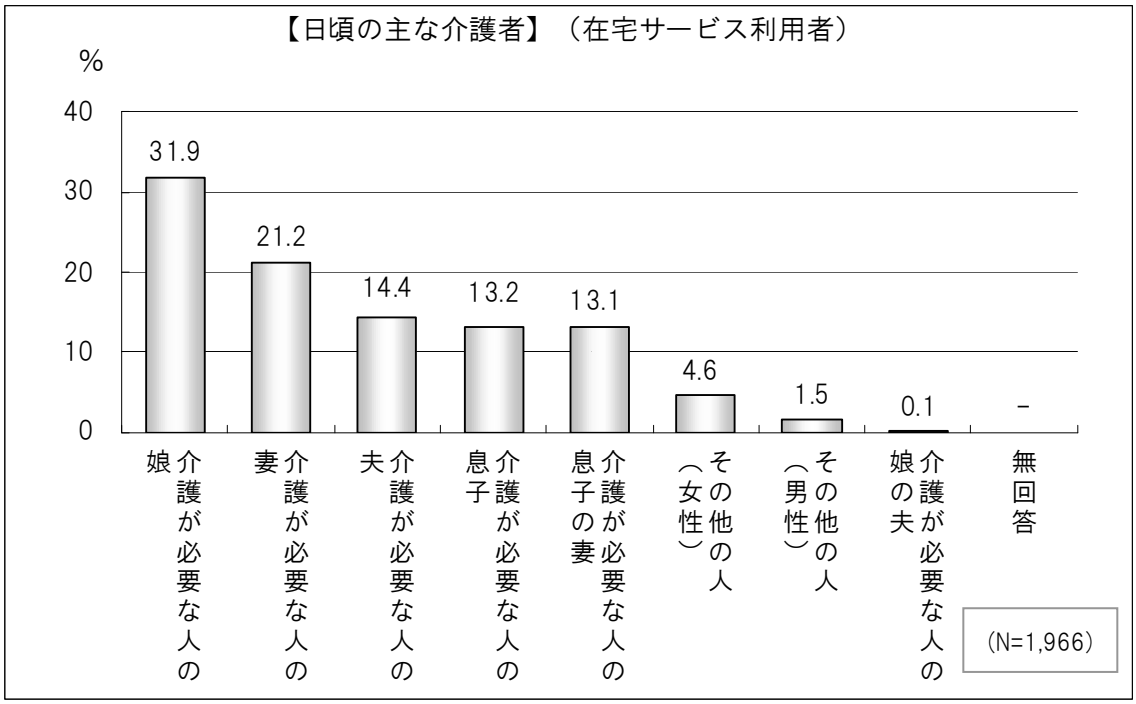

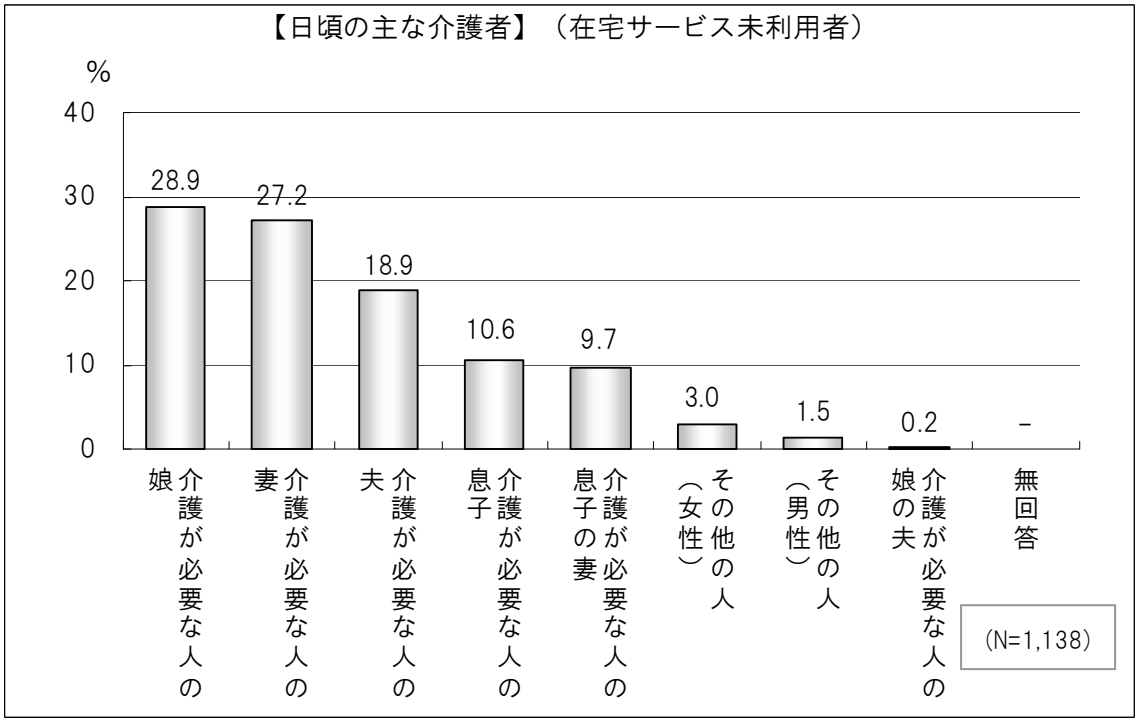

(12) 介護保険制度について（高齢者一般調査）

介護保険制度ができてよくなったことは「老後の生活に安心感ができたこと」が25.1％で最も多く，次いで「いろいろなサービスを受けることができるようになったこと」（18.8％），「ケアマネジャーなどに介護などの相談ができるようになったこと」（13.1％）などがあげられており，全体の44.9％が介護保険の利点をあげています。

一方，不満に思うことは「保険料が高いこと」が30.3％と最も高く，次いで「介護認定の申請がわずらわしいこと」（18.2％），「介護サービス事業者について，情報が少ない，わかりにくい，不安があること」（16.7％）などがあげられています。

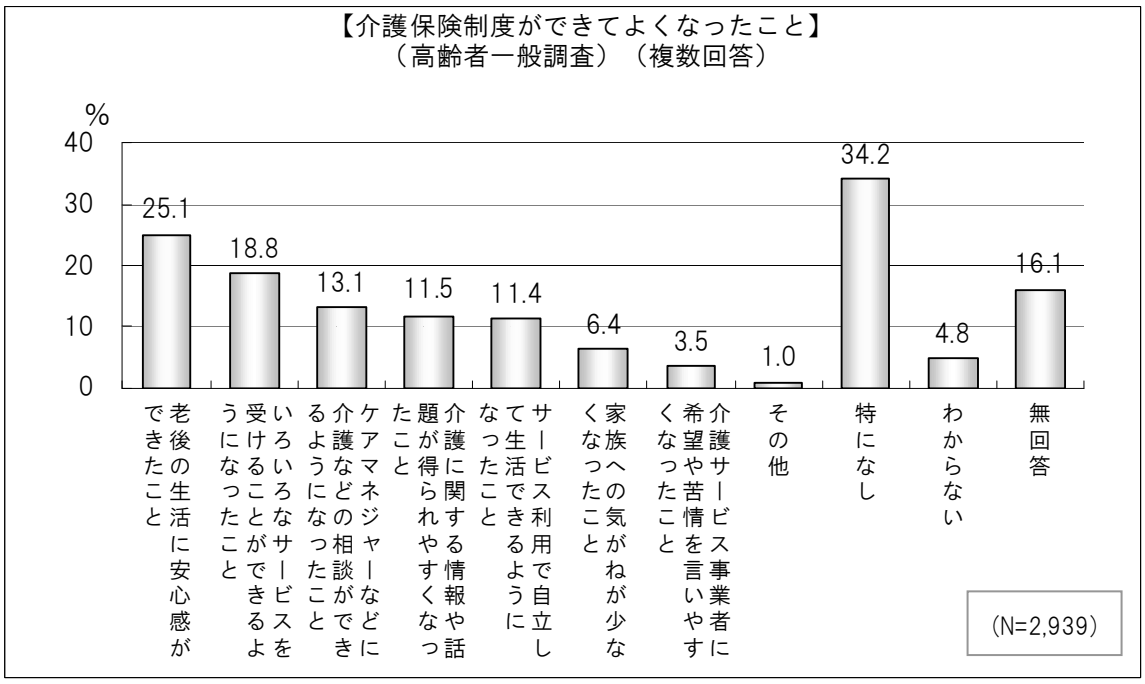

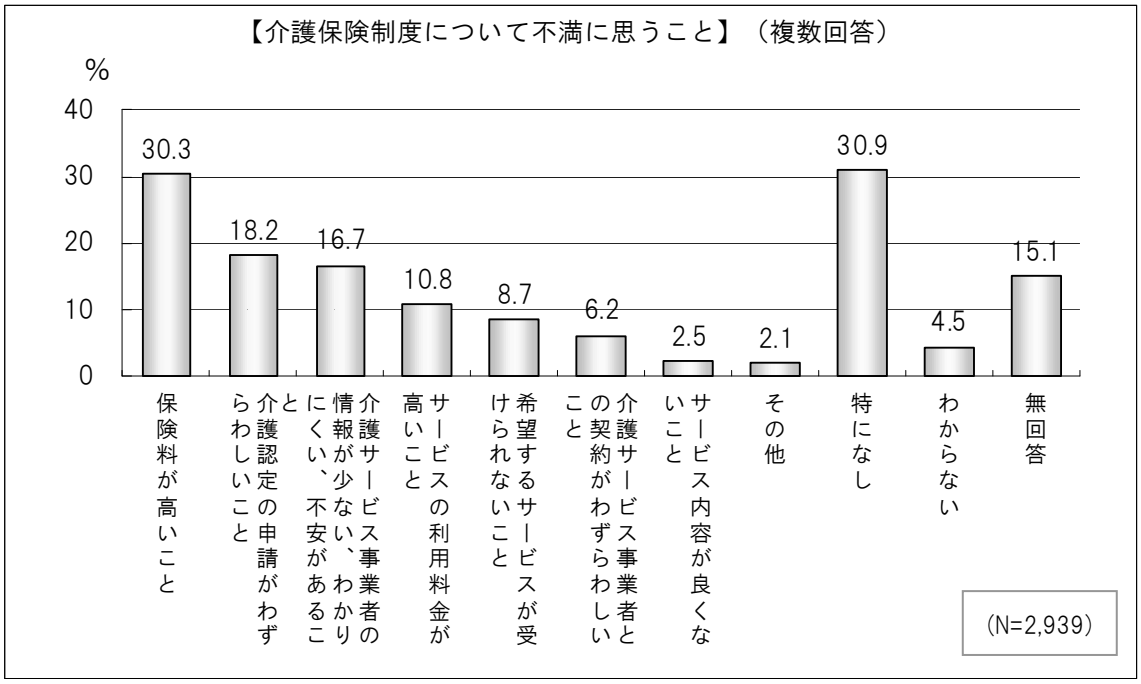

(13) 在宅サービスを利用していない理由（在宅サービス未利用者調査）

要介護認定を受け，介護保険の在宅サービスを利用していない人にその理由を尋ねたところ，「家族の介護で足りているから」が 39.7%で最も高く，次いで「いざという時のために要介護認定を受けただけ」（22.8%）となっています。

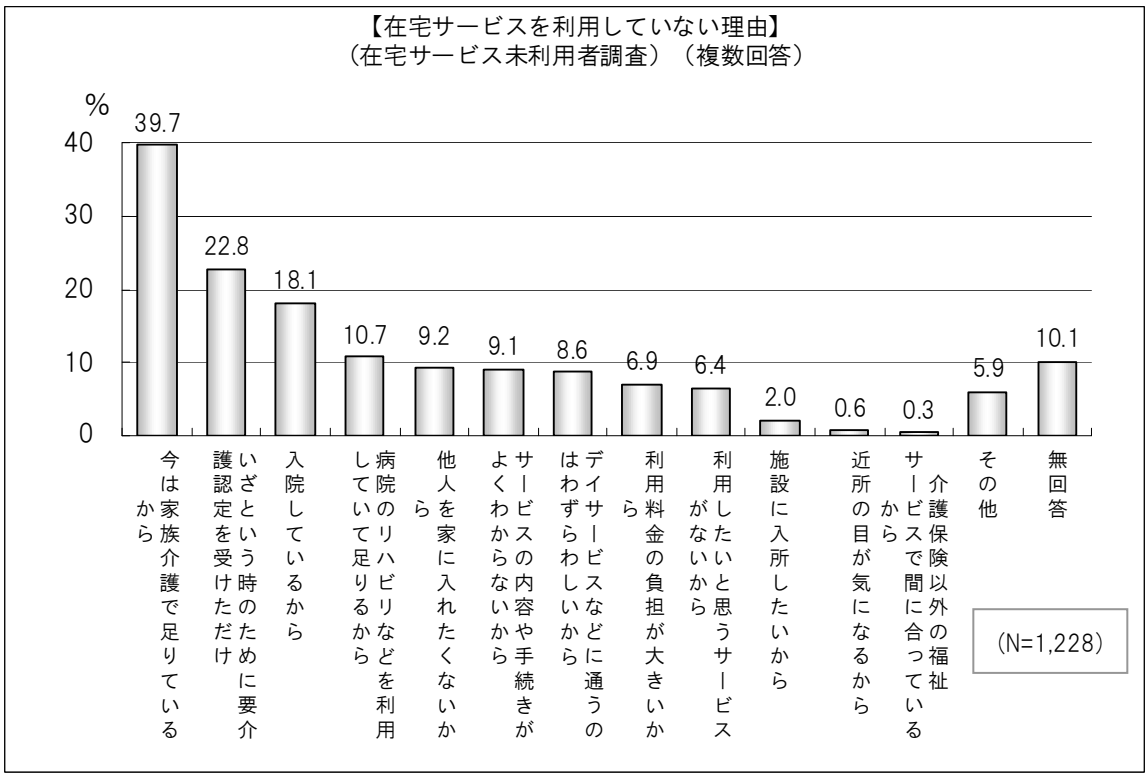

(14) 介護保険施設等を選ぶときに重視する点（施設等サービス利用者調査）

現在，介護保険施設等に入所している人に，施設等を選ぶときに重視する点を尋ねたところ，「自宅や親族の家に近い」が 69.9%で最も高く，次いで「職員の態度，対応」（53.0%），「費用が安いこと」（42.5%）「医療・リハビリの体制が整っている」（41.8%），「設備などが整っている」（34.1%）となっています。

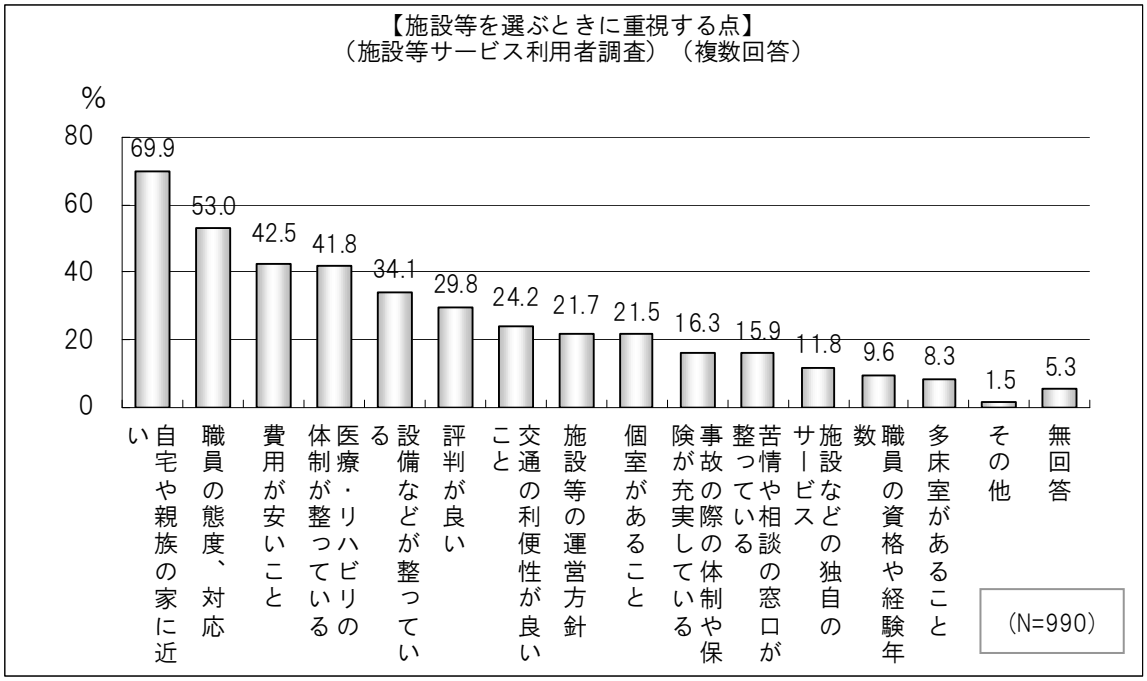

３．高齢者を取り巻く課題

○　高齢者人口は年々増加しており，また，高齢者実態調査によると，自立した生活を送る高齢者が約９割にのぼり，高齢期を元気で生きがいを持って生活することができる支援体制の構築が望まれます。

○　生きがいを持ち自立して暮らしていくためには，心身の健康が大切であり，高齢者一人ひとりの状態に応じた，日常的，継続的な健康づくり・介護予防事業を引き続き推進していく必要があります。

○　高齢者と地域とのつながりが希薄になっており，高齢者の孤立化が懸念されることから，地域社会との日常的なつながりを持つことが重要です。高齢者が持つ豊かな知識や経験を活かし，活躍できる地域活動の場づくりや，社会参加活動への支援の充実などが求められています。

○　介護や医療の必要性が高くなっても，いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活が続けられるよう，きめ細やかでバランスの取れた介護基盤の整備を行い，高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図る必要があります。

第３章

第３章　基本理念と取り組みの視点

本市は，「本格的な高齢社会」に向けて実現すべき目標として基本理念を掲げ，その実現のために４つの取り組みの視点に基づいて，高齢者保健福祉施策を総合的に推進していきます。

特に，社会参加活動への支援，健康づくり・介護予防の推進，認知症高齢者の支援体制の充実，地域生活支援体制の充実について重点的に推進します。

１．基本理念

高齢者一人ひとりが，生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成。

２．取り組みの視点

（１）健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

いつまでも元気にいきいきと暮らすためには，自らが継続的な健康づくりや，介護予防に努めることが重要です。生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や，地域における健康づくりや介護予防の取り組みに対する支援など，高齢者の健康寿命の延伸に取り組みます。

また，高齢期を迎えてからも，豊かな経験，知識，能力を活かして活躍することが期待されており，就業やボランティア活動等への参加を支援します。

（２）要援護高齢者の総合支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が，いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう，きめ細やかなサービスの基盤整備の充実を図り，安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

また，認知症高齢者等がその人らしさを尊重され，安心して生活できるよう，医療と保健，介護，地域が密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークの充実強化を図るとともに，認知症に関する知識の普及啓発を行い，権利擁護の総合的な取り組みを推進します。

（３）地域生活支援体制の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化や，一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め，地域における身近な総合相談機能の充実を図ります。

また，自治会・町内会等の地域組織や民生委員などが連携した地域の特性に応じたネットワークを形成するための支援に努めます。

（４）安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で，安全・安心な生活を送り，社会活動ができるよう，それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに，「みんながやさしい，みんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」の実現に向けて，都市環境のバリアフリー化を進めます。

３．高齢者保健福祉施策体系

【基本理念】

高齢者一人ひとりが，生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成

【取り組みの視点】	【施策区分】
健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現	社会参加活動への支援
	社会参加活動の環境整備
	就業機会の確保
	健康づくりの推進
	介護予防の推進
要援護高齢者の総合支援の充実	在宅生活支援の充実
	施設・居住系サービスの充実
	介護サービスの質の確保・向上
	認知症高齢者の支援体制の充実
	権利擁護の推進
地域生活支援体制の充実	総合相談機能の充実
	地域ネットワーク体制の構築
安全・安心な生活環境の向上	高齢者居住支援
	人に優しいまちづくりの推進

４．福岡型地域包括ケアシステムの構築

地域で生活する市民の中でも，要介護度が重度の市民が在宅で安心して生活するためには，医療サービスも含めて，複数のサービスを適切に組み合わせて提供していく支援が必要です。

福岡市では，各区保健福祉センターが中心となり，市民のニーズに応じた保健・医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートするため，要介護者をケアマネジメントするケアマネジャー，ケアマネジャーを包括的・継続的に支援する地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか），医療機関等の関係者と連携して福岡型地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

◎対象者に合わせた支援

状態	必要とされるサービス
要介護者	医療※・介護給付・生活支援・住宅
要支援者	予防給付・生活支援・住宅
二次予防事業対象者	介護予防・生活支援・住宅
元気高齢者	一次予防　・住宅

※２４時間対応の在宅医療，訪問看護等

要介護度が重度な在宅生活者が増加していますが，重度者ほど複数のサービスを組み合わせて提供する必要が増大し，医療ニーズが高まってきます。

【福岡型地域包括ケアシステム　イメージ】

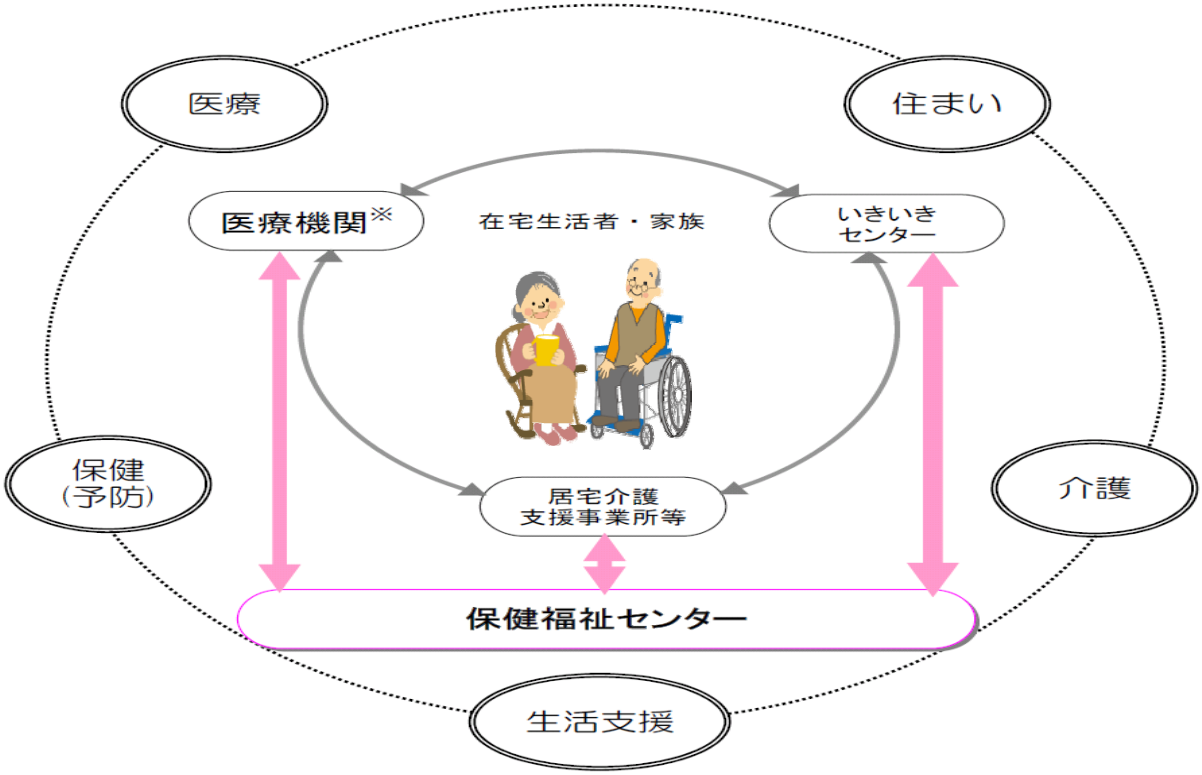

凡例　：関係機関
：地域包括ケアで連携する分野
：連携の方向
※ 医療機関　：病院・診療所，歯科診療所，薬局等

第４章

第４章　高齢者保健福祉施策の総合的な推進

本市は，高齢者の生活意識や社会情勢の変化等を踏まえるとともに，地域が高齢者を取り巻く課題を自らの課題として捉え，自主的・主体的に取り組めるよう支援するという視点を持って施策の構築や見直しを図りながら，地域社会を共に構成している市民，地域団体，ＮＰＯ・ボランティア，介護保険施設等介護サービス事業者，医療機関，企業などと共働して本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。

＜各事業の事業実績について＞
平成 20～22 年度の３カ年の事業実績を表記しています。

１．健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

いつまでも元気にいきいきと暮らすためには，自らが継続的な健康づくりや，介護予防に努めることが重要です。生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や，地域における健康づくりや介護予防の取り組みに対する支援など，高齢者の健康寿命の延伸に取り組みます。

また，高齢期を迎えてからも，豊かな経験，知識，能力を活かして活躍することが期待されており，就業やボランティア活動等への参加を支援します。

（１）社会参加活動への支援

①　現状と課題

平成２２年度福岡市高齢者実態調査（以下「高齢者実態調査」という。）によると，高齢者の約９割は，健康あるいは病気などがあっても日常生活は自立しているなど概ね健康です。

少子高齢化の進展により，地域コミュニティ活動の担い手の減少が懸念されることから，高齢者が社会の支え手の一員となることが期待されています。

高齢者が高齢期を充実した実り多いものとするためには，趣味・教養，文化，スポーツ活動のみならず，自ら社会における役割を見いだし，これまで培ってきた豊かな経験，知識，能力を活かした自主・自発的な社会参加活動を行うことが重要です。

②　施策の方向性と展開

高齢者が生きがいを持って生活することは，健康の維持・介護予防の推進にもつながっていくことから，趣味・教養，文化，スポーツ活動，または地域活動を通じて，豊かで健康的な生活を維持できるよう支援に努めるとともに，自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような，高齢者の社会参加のあり方について検討していきます。

○　高齢者の自主・自発的な社会参加活動を推進するため，老人クラブ活動を支援するとともに，福岡市老人クラブ連合会が魅力ある老人クラブづくりを目指して策定した「福岡市老人クラブ活性化プラン」の推進を支援しながら，老人クラブの活性化を推進します。

　また，元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える友愛訪問などの地域に密着したボランティア活動を支援します。

<table>
<tr><td>老人クラブ</td><td>高齢者の社会参加を進め，その生活を健康で豊かなものとします。
①老人クラブ組織（単位老人クラブ，活動推進員，連合会）
②日常的活動（友愛訪問，ゲートボール大会，グラウンド・ゴルフ大会，高齢者農園，囲碁将棋大会，美術展）
③高齢者保健福祉大会

【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>年度末会員数(人)</td><td>50,274</td><td>49,545</td><td>47,133</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○　学習活動を通じた仲間づくりや生きがいづくり，教養の向上を推進するため，新たな学習ニーズの把握に努めるとともに，参加者の拡大や多様な学習ニーズに対応できるよう，老人教室などの各種教室や講座の充実を図ります。

　さらに，新しいスポーツやレクリエーションなど世代間交流ができる事業の充実に努めるとともに，高齢者のスポーツと健康福祉の祭典である「全国健康福祉祭」へ選手を派遣するなど，高齢者の活躍の場の提供や高齢者スポーツの普及・振興に努めます。

<table>
<tr><td>老人福祉センター</td><td>高齢者の各種相談，健康増進，教養の向上，レクリエーション等の便宜を総合的に提供します。
①教養講座　②相談事業　③高齢者創作講座
④老人教室　⑤入浴サービスなど

【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>利用許可証交付数（人）</td><td>11,650</td><td>12,024</td><td>12,293</td></tr>
<tr><td>延べ利用者数(人)</td><td>454,018</td><td>471,116</td><td>484,143</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>生きがいと健康づくり推進事業</td><td>（一次予防事業）
高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし，生涯を健康で社会活動ができるよう，生きがいづくりや健康づくりの教室等を地域において実施します。

①各区において行うスポーツやレクリエーションなど
②高齢者パソコン教室
③区グラウンド・ゴルフ大会
④健康づくり教室

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>21,226</td><td>25,713</td><td>24,201</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>高齢者創作講座・老人教室</td><td>（一次予防事業）
高齢者の社会参加を進め，教養の向上及び相互親睦を図るため，老人福祉センターや老人いこいの家などで，文化や教養，創作に関する講座，教室を実施します。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>延べ参加者数(人)</td><td>219,785</td><td>228,617</td><td>223,134</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>高齢者地域参画支援講座</td><td>高齢者が生きがいを持ち，学習活動を通じて習得した知識・技能を活用して積極的に社会参加することができるよう，地域の状況に即した多様な講座を開催します。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>55,661</td><td>53,824</td><td>53,123</td></tr><tr><td>講座数（回）</td><td>143</td><td>138</td><td>138</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>全国健康福祉祭</td><td>スポーツ・文化・健康と福祉の総合的祭典への福岡市選手団の参加費を助成します。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>開催県</td><td>鹿児島県</td><td>北海道</td><td>石川県</td></tr><tr><td>選手数(人)</td><td>158</td><td>153</td><td>147</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>敬老金・敬老祝品</td><td>多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬老の意を表し，敬老金及び敬老祝品を贈呈します。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>敬老金贈呈者数(人)</td><td>11,807</td><td>11,853</td><td>12,587</td></tr><tr><td>敬老祝品贈呈者数(人)</td><td>172</td><td>216</td><td>222</td></tr></table></td></tr>
</table>

（２）社会参加活動の環境整備

①　現状と課題

高齢者実態調査によると，社会活動をするためには，「一緒に活動する仲間」や「活動に関する情報」の必要性があげられており，また，近所づきあいの少なさが顕著となるなど，地域コミュニティとの関係の希薄さが浮き彫りになっています。

高齢者の意欲に応じた自主・自発的な地域貢献・社会参加ができるよう，環境づくりや支援が必要と考えられ，特に，高齢期を迎える「団塊の世代」がスムーズに地域コミュニティに参画する仕組みづくりが重要です。

②　施策の方向性と展開

高齢者が主体的に社会との関わりを持つことができるよう，これまでに培ってきた経験，知識，能力を活かし，地域活動やボランティア活動に積極的に参加したいという社会貢献意欲の高い高齢者の活躍の場づくりとして，活動拠点の機能強化や関連情報の提供に努めます。

また，高齢者の意欲と地域社会のニーズをうまく組み合わせる仕組みづくりを検討するなど，高齢者の社会貢献活動を総合的に支援する環境の充実に努めます。

<table>
<tr><td>福祉バス</td><td>高齢者団体等のレクリエーション等の団体活動を支援するため福祉バスを運行し，その構成員の社会参加の推進を図ります。
【事業実績】<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>老人ｸﾗﾌﾞ利用数</td><td>664</td><td>700</td><td>670</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>高齢者乗車券</td><td>高齢者の社会参加を推進し，高齢者福祉の向上に寄与するため，交通費の一部を助成します。（平成 22 年度から IC カード乗車券を導入）
【事業実績】<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>交付実績(人)</td><td>87,971</td><td>91,915</td><td>92,935</td></tr></table>※年度は乗車券の交付年度(9 月 1 日～翌 9 月 30 日)</td></tr>
</table>

○　地域の高齢者に対する社会参加活動の場として各校区に整備されている老人いこいの家については，健康教室，介護予防をはじめ，世代間交流や子育て支援活動に積極的に活用し，利用促進に努めるとともに，将来的な機能や役割について検討します。

また，各区に１箇所ずつ整備している老人福祉センターについては，高齢者の社会参加や健康増進，教養の向上，レクリエーション等の活動拠点として機能の充実に努めるとともに，老朽化した施設の効率的な更新方策を検討します。

<table>
<tr><td>老人いこいの家</td><td>高齢者の教養の向上や相互親睦などの場を提供します。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>利用者数(人)</td><td>302,309</td><td>323,320</td><td>324,450</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>老人福祉センター</td><td>高齢者の各種相談，健康増進，教養の向上，レクリエーション等の活動拠点として機能の充実に努めます。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>設置箇所数</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　高齢者の社会参加を促進する環境づくりとして，自ら関心のあるＮＰＯ・ボランティア活動やコミュニティ活動を一定期間体験することができる機会を提供します。

また，福岡市生涯学習提供システムの活用などにより，学習情報の提供の充実に努めます。

<table>
<tr><td>ボランティア・インターンシップ事業</td><td>団塊の世代や高齢者が，自ら関心のあるＮＰＯ・ボランティア活動やコミュニティ活動を一定期間体験することできる機会を提供し，社会参加活動の促進を図ります。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>体験者数（人）</td><td>279</td><td>290</td></tr><tr><td>うち60歳以上（人）</td><td>35</td><td>27</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業</td><td>「教えたい」高齢者と「学びたい」高齢者を結ぶ学習活動や，ボランティアを必要とする学校や社会教育施設についての情報収集・提供，知識・技術をボランティア活動等で「活かしたい」高齢者の相談・調整を行います。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>1,975</td><td>2,577</td><td>2,741</td></tr></table></td></tr>
</table>

（３）就業機会の確保

①　現状と課題

高齢者実態調査によると，就業に対する意識や目的は，生活のために仕事をしている人の割合が増加傾向にありますが，自分の能力を活かしたい，健康のため，生きがいがほしいなど様々です。

また，少子高齢化の進展により，社会の支え手が減少する中，高齢者がこれまで培ってきた経験や知識，能力を活かして社会の支え手の一員として積極的にその役割を果たすことが求められています。

②　施策の方向性と展開

高齢者の就業は，収入を得ることだけでなく，生きがいづくりや社会参加を目的とするなど，就業ニーズが多様化していることから，高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援します。

○　高齢者の就業を通じた生きがいの充実や社会参加を推進するため，シルバー人材センターに対して人的及び財政的に支援し，地域の日常生活に密着した臨時的・短期的または軽易な就業機会の確保とともに，団塊の世代の受け皿となる新たな職域の拡大や自主的運営の促進を支援します。

また，就職を希望する人への求職相談や職業紹介を行い，就労支援に努めます。

<table>
<tr><td>シルバー人材センター</td><td>就業を通じて高齢者の能力を活用し，高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため，地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け，これを会員に提供します。
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>年度末会員数(人)</td><td>6,557</td><td>7,005</td><td>7,050</td></tr>
<tr><td>年間就業率(%)</td><td>75.2</td><td>72.5</td><td>75.7</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>中高年就業相談窓口事業</td><td>各区役所市民相談室内に相談窓口を設置し，概ね 40 歳以上の求職者を対象に，求職活動に合わせたアドバイスを行うとともに，セミナーの開催や，職業紹介を実施します。
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>22</th></tr>
<tr><td>相談件数(件)</td><td>3,211</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（４）健康づくりの推進

①　現状と課題

子どもから高齢者まで，すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには，健康づくりが重要です。

本市では，平成 14 年３月に策定した「健康日本 21 福岡市計画」に基づき，行政や地域，関係団体等と連携して市民の健康づくりを推進していますが，平成 18 年度の中間評価では，高齢者の運動・食事など改善されていない項目もありました。

また，平成 20 年度の医療制度改革により，従来の生活習慣病予防のための基本健康診査が廃止され，メタボリックシンドローム対策を中心とした医療保険者による「特定健診・特定保健指導」が開始され，健診制度も大きく変わっています。

今後，高齢者の増加やニーズの多様化を踏まえ，身近な地域での健康づくりを推進していく必要があります。

②　施策の方向性と展開

健康づくりは，市民が主体的・自主的に，楽しく・気軽に取り組めるような支援が重要です。

このため，地域や関係団体等と協力しながら，「健康日本 21 福岡市計画」に基づくとともに，介護保険の「地域支援事業」や医療保険の「特定健診等」とも連携して，家庭や地域で継続して健康づくりに取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進します。

○　自主的な取り組みを推進するため，うつ病予防などのメンタルヘルスや栄養改善，運動など，健康づくりの重要性や方法などについて，健康づくり・介護予防の啓発キャンペーンの実施やホームページなどにより，啓発・情報提供の充実を図ります。

また，「身近な地域での健康づくり」の推進のため，自治協議会や地域の老人クラブ等と連携しながら，地域の公民館等での健康教育（教室）・健康相談の充実をはじめ，地域リーダーの育成や地域の健康づくり活動拠点の整備等を図ります。

特に，誰でも気軽に取り組め，介護予防やメタボリックシンドローム対策にも効果が高い，手軽な健康づくり運動であるウォーキングについて，ソフト・ハード両面から「歩きたくなるまちづくり」の理念に基づいて，その振興を図ります。

<table>
<tr><td>特定健診・特定保健指導</td><td>生活習慣病の予防により，健康と長寿を確保するため，「特定健診」を行い，必要な人には個人の状況に応じた特定保健指導を，医療保険者の義務として，各区保健福祉センター，健康づくりセンター，委託医療機関（約 550 箇所）で実施しています。
（福岡市は医療保険者として，40～74 歳の国民健康保険の被保険者を対象に平成 20 年度から実施）
全市的な啓発等を行い，受診の習慣化を図るとともに，出前健診の拡充など，受診しやすい環境づくりを行います。
平成 22 年度からは検査項目を見直し，心電図と貧血検査を全員実施としています。
【事業実績】<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>特定健診受診者数</td><td>30,193</td><td>32,917</td><td>37,201</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>福岡市健康づくりチャレンジ事業</td><td>「まち全体を健康に！」をスローガンに，市民が健康づくりに取り組みやすい環境を構築するため，10 月の「福岡市健康づくり月間」を中心に，民間企業や大学等と連携した各種事業を展開します。

①シンク・ヘルス・プロジェクト　～健康について考える秋～
「福岡市健康づくり月間」である 10 月に行政，企業，大学等による健康イベントの集中ＰＲ及び集中開催を行い，健康づくりに取り組む市民の活動を支援します。
②ポータルサイト運営
健康づくり・スポーツに関する情報を一元的に集約・発信するポータルサイトを設置運営します。</td></tr>
<tr><td>健康手帳配布</td><td>健康管理に役立てるため，健診や医療の記録が記入でき，生活習慣病予防や健康増進の方法などを掲載した健康手帳を特定健診やがん検診時に配布します。

【事業実績】<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>配布数(冊)</td><td>23,140</td><td>26,130</td><td>20,914</td></tr></table></td></tr>
</table>

（５）介護予防の推進

①　現状と課題

健康づくり･介護予防は，高齢者それぞれの状態に合わせた取り組みが必要で，自らの心がけや自立への意欲を喚起しながら継続して生活機能の維持・改善に取り組むことができるよう支援体制の構築が求められています。

生活機能がやや低下した人を対象とする二次予防事業については，介護予防教室参加者の生活機能の維持・改善率は高いものの，対象者の把握や教室参加者が少ないことが課題となっています。

②　施策の方向性と展開

介護予防事業については，周知を強化し，参加者を増やしていきます。また，自主的・自発的な活動をより促進して，高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援します。

○　二次予防事業については，対象者の把握に努め，対象者のニーズや状況に応じた支援をしていきます。

<table>
<tr><td>二次予防事業対象者把握事業</td><td>(二次予防事業)
把握事業（平成 20～22 年度介護予防健診，平成 23 年度～基本チェックリスト郵送）やいきいきセンターふくおか及び各区保健福祉センターの地域活動等により，二次予防事業対象者を把握し，介護予防事業への参加を推進します。

【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>把握数</td><td>28,570</td><td>28,663</td><td>29,923</td></tr>
<tr><td>うち介護予防健診からの把握</td><td>18,229</td><td>20,729</td><td>23,542</td></tr>
<tr><td>二次予防事業対象者決定数</td><td>2,577</td><td>2,756</td><td>3,132</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>介護予防教室</td><td>(二次予防事業)
スポーツジムや医療機関等で，運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施することで，身体機能の向上を図ります。

【事業実績】
<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>運動器の機能向上参加者数(人)</td><td>415</td><td>638</td><td>659</td></tr><tr><td>栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)</td><td>106</td><td>281</td><td>252</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>訪問運動生活支援</td><td>(二次予防事業)
閉じこもりがちな高齢者などを保健師や運動指導員が訪問し，健康づくり・介護予防や生活習慣病予防等のアドバイスを行います。

【事業実績】
<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>利用者数(人)</td><td>3
(※79)</td><td>1
(※80)</td><td>0
(※82)</td></tr></table>(※)は，一般高齢者を含めた人数</td></tr>
</table>

○　一次予防事業については，健康づくり・介護予防についての知識の普及，啓発を目的としており，高齢者自らが取り組むことができるように支援します。

<table>
<tr><td>生き活きシニア
健康福岡 21 事業</td><td>(一次予防事業)
〔転倒予防教室〕
各区保健福祉センターやスポーツジム，医療機関等で，転倒予防を目的として，運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施します。

〔生き活き講座〕
公民館などで，運動機能向上・栄養改善・認知症予防などの講座を，専門スタッフや講師を派遣して実施します。

【事業実績】
<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>52,000</td><td>51,389</td><td>51,474</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>生きがいと健康づくり推進事業
(再掲)</td>
<td>(一次予防事業)
高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし，生涯を健康で社会活動ができるよう，生きがいづくりや健康づくりの教室等を地域において実施します。

①各区において行うスポーツやレクリエーションなど
②高齢者パソコン教室
③区グラウンド・ゴルフ大会
④健康づくり教室

【事業実績】
<table>
<tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr>
<tr><td>参加者数(人)</td><td>21,226</td><td>25,713</td><td>24,201</td></tr>
</table></td>
</tr>
<tr>
<td>高齢者創作講座・老人教室
(再掲)</td>
<td>(一次予防事業)
高齢者の社会参加を進め，教養の向上及び相互親睦を図るため，老人福祉センターや老人いこいの家などで，文化や教養，創作に関する講座，教室を実施します。

【事業実績】
<table>
<tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr>
<tr><td>延べ参加者数(人)</td><td>219,785</td><td>228,617</td><td>223,134</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

２．要援護高齢者の総合支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が，いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう，きめ細やかなサービスの基盤整備の充実を図り，安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

また，認知症高齢者等がその人らしさを尊重され，安心して生活できるよう，医療と保健，介護，地域が密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークの充実強化を図るとともに，認知症に関する知識の普及啓発を行い，権利擁護の総合的な取り組みを推進します。

（１）在宅生活支援の充実

①　現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう，地域における基本的な生活を確保するための支援や，安心の確保を図っていくことが求められています。

支援や介護を要する状態になっても，適切な保健・福祉・医療・介護サービスを利用しながら安心して生活を続けられるよう，在宅サービスの提供が求められるとともに，介護している家族等を支えるための在宅サービスの充実が必要です。

②　施策の方向性と展開

介護や医療の需要度が高い高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう，在宅での自立支援や介護者の負担軽減，かかりつけ医等による在宅医療の提供など，きめ細かなサービスの充実を図り，安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

○　日常生活用具の給付やおむつ代の助成などにより，高齢者や介護者の負担を軽減し，在宅生活の継続を支援します。

食の自立や安否確認を目的として実施している「配食サービス」については，効率的な事業運営の観点から実施方法等について検討していきます。

また，高齢者の生活の安心確保や安否確認を目的とした「緊急通報システム」と「声の訪問」については，平成２３年４月から夜間対応型訪問介護と一体的に行う「福岡市安心確保のための生活支援事業」として全市において実施しており，２４時間３６５日の安全・安心の確保のため，積極的に推進していきます。

緊急通報システム	単身等高齢者に通報装置を貸与し，高齢者の急病等の緊急時に協力員や訪問介護員（ホームヘルパー）がかけつけ，または救急車の要請を行います。 【事業実績】

年度	20	21	22
年度末登録者数(人)	4,944	5,051	5,281

声の訪問	単身高齢者に定期的に電話し，相談相手となって安否確認や健康状態を把握するとともに，必要な各種サービスの情報を提供します。 【事業実績】

年度	20	21	22
年度末登録者数(人)	527	510	487

夜間対応型訪問介護

1．対 象 者 …介護保険における要介護１～５の人
2．事業内容…①端末機器のボタンを押せば，「オペレーションセンター」に自動的に通報され，夜間訪問介護サービスを提供（22時～翌日8時）
②夜間対応型訪問介護計画に基づく，定期巡回サービス
③１～３月に１回程度の利用者宅の訪問，面接

夜間対応型訪問介護のイメージ（介護保険 地域密着型サービス）

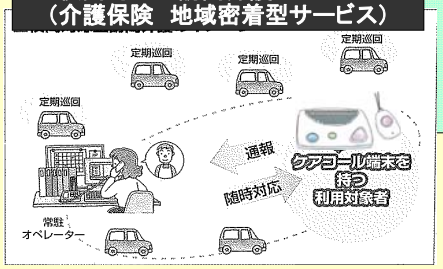

緊急通報システム事業のイメージ（福岡市独自事業）

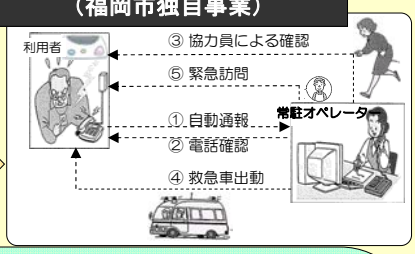

声の訪問事業のイメージ（福岡市独自事業）

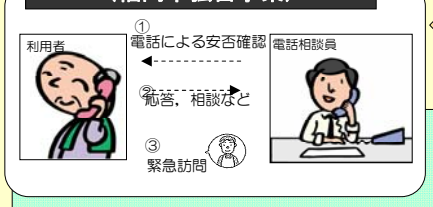

２４時間３６５日の安心・安全の確保

声の訪問事業

1．対 象 者…６５歳以上のひとり暮らしで，定期的な安否確認が必要な人
2．事業内容…①電話相談センターから毎日１回の安否確認
②電話相談員によるさまざまな相談への対応

緊急通報システム事業

1．対 象 者…６５歳以上で，健康状態等に不安があり，緊急時における連絡の確保が困難な,ひとり暮らし及びこれに準じる人
2．事業内容…①緊急時，端末機器のボタンを押せば，「受信センター」に自動的に通報され，消防局・協力員・ホームヘルパーに連絡し，駆けつける。
②緊急時以外の相談への対応
③月１回の電話による安否確認

<table>
<tr><td>日常生活用具</td><td>一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者がいる世帯に対し，火災警報機，自動消火器，電磁調理器の３品目を給付します。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>給付(件)</td><td>208</td><td>246</td><td>242</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>おむつサービス</td><td>在宅の寝たきり高齢者におむつ代の助成を行うことにより，介護負担を軽減し保健衛生の向上を図ります。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年度末利用者数(人)</td><td>1,775</td><td>2,133</td><td>2,408</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>食の自立支援･配食サービス</td><td>要介護高齢者等に対し，配食サービスや食事提供関連サービスを計画的につなげて食の自立を図るとともに，安否の確認を行います。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>利用者数(人)</td><td>814</td><td>781</td><td>675</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>生活支援ショートステイ</td><td>虚弱高齢者などが家族の不在等により在宅生活に支障をきたす場合，ショートステイにより在宅生活を支援します。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年度末登録者数(人)</td><td>8</td><td>11</td><td>14</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>生活支援ハウス</td><td>特別養護老人ホーム入所中の要支援または非該当の人，長期入院中で退院可能だが受け入れ先のない人に，介護支援，住居及び地域住民との交流を総合的に提供します。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>定員</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>年度末利用者数(人)</td><td>27</td><td>25</td><td>27</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>寝具洗濯乾燥消毒サービス</td><td>寝具の乾燥消毒及び丸洗いを行うことにより，介護者の介護負担の軽減や保健衛生の向上を図ります。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年度末利用者数(人)</td><td>66</td><td>59</td><td>71</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>移送サービス</td><td>寝台車などの特殊車両による移動費用の一部を助成し，高齢者の在宅生活支援，介護者の負担軽減を図ります。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年度末利用者数(人)</td><td>75</td><td>89</td><td>99</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>あんしんショートステイ</td><td>介護者の入院などで介護保険の限度日数を超えるショートステイが必要な場合に，その費用を助成し介護者の負担軽減を図り在宅生活を支援します。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年度末登録者数(人)</td><td>1,748</td><td>1,952</td><td>2,258</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>家族介護者のつどい</td><td>家族介護者に対し，相互交流の機会を提供し，介護技術の習得や心身のリフレッシュを図ります。

【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>65</td><td>70</td><td>113</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　(社)福岡市医師会の在宅医療推進事業を引き続き支援するとともに，(社)福岡市歯科医師会や(社)福岡市薬剤師会を含め，行政との連携のあり方について検討し，福岡市の在宅医療推進体制の構築に向けて取り組みます。

<table>
<tr><td>在宅医療の推進</td><td>(社)福岡市医師会が行う在宅医療推進事業(在宅医療ネットワークの充実，在宅医療・在宅ケアに関する啓発，訪問看護事業者等の研修会等)に対して助成するなど積極的に支援します。

【事業実績】　（医療機関数）<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>在宅医療ネットワーク登録</td><td>－</td><td>449</td><td>467</td></tr><tr><td>在宅緩和ケア実施</td><td>34</td><td>33</td><td>35</td></tr><tr><td>緩和ケア病棟保有</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　要支援高齢者（要支援１・２）に対しては，地域包括支援センターが一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメントを行い，要支援状態の維持・改善を支援します。

　また，要介護高齢者（要介護１～５）に対しては，居宅介護支援事業所がケアマネジメントを行い，生活機能の維持・改善を図り，在宅での自立を支援します。

<table>
<tr><td>居宅介護支援・
介護予防支援</td><td>介護サービスやインフォーマルサービスの内容を本人，家族等と相談して，サービスを適切に利用できるように介護サービス計画を作成します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>14,024</td><td>14,745</td><td>15,537</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>8,415</td><td>8,959</td><td>9,449</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>訪問介護・
介護予防訪問介護</td><td>ホームヘルパーが自宅を訪問し，食事や家事の援助を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）時間／月</td><td>131,022</td><td>126,975</td><td>132,379</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>5,386</td><td>5,608</td><td>5,879</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>訪問入浴介護・
介護予防訪問入浴介護</td><td>入浴車等で自宅を訪問し，浴槽を提供して入浴の介護を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>1,664</td><td>1,711</td><td>1,738</td></tr><tr><td>（予防）回／月</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>訪問看護・
介護予防訪問看護</td><td>看護師が自宅を訪問し，療養上の世話や診療の補助を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>12,644</td><td>13,180</td><td>13,967</td></tr><tr><td>（予防）回／月</td><td>1,333</td><td>1,254</td><td>1,372</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション</td><td>理学療法士や作業療法士，言語聴覚士が自宅を訪問し，リハビリテーションを行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>3,175</td><td>3,989</td><td>4,407</td></tr><tr><td>（予防）回／月</td><td>300</td><td>364</td><td>489</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>居宅療養管理指導・
介護予防居宅療養管理指導</td><td>医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士等が自宅を訪問し，療養上の管理や指導を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>3,263</td><td>3,660</td><td>4,248</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>347</td><td>380</td><td>396</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通所介護・
介護予防通所介護</td><td>デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供，機能訓練等を日帰りで行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>66,367</td><td>73,378</td><td>82,860</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>2,716</td><td>3,028</td><td>3,287</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通所リハビリテーション・
介護予防通所リハビリテーション</td><td>介護老人保健施設や医療機関等でリハビリテーションを日帰りで行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>32,064</td><td>34,376</td><td>35,417</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>1,004</td><td>1,049</td><td>1,101</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>短期入所生活介護・
介護予防短期入所生活介護</td><td>特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し，入浴，排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）日／月</td><td>14,159</td><td>14,398</td><td>15,046</td></tr><tr><td>（予防）日／月</td><td>350</td><td>381</td><td>378</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>短期入所療養介護・
介護予防短期入所療養介護</td><td>介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し，看護，医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）日／月</td><td>1,555</td><td>1,430</td><td>1,521</td></tr><tr><td>（予防）日／月</td><td>17</td><td>18</td><td>18</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>福祉用具貸与・
介護予防福祉用具貸与</td><td>車いすや特殊寝台（介護ベッド）等の福祉用具を貸し出します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>6,251</td><td>6,976</td><td>7,915</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>1,403</td><td>1,791</td><td>2,245</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>特定福祉用具販売・
特定介護予防福祉用具販売</td><td>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）件／年</td><td>240</td><td>246</td><td>275</td></tr><tr><td>（予防）件／年</td><td>135</td><td>146</td><td>165</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>住宅改修・
介護予防住宅改修</td><td>手すりの取り付け，段差の解消などの工事等に改修費を支給します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）件／年</td><td>178</td><td>182</td><td>209</td></tr><tr><td>（予防）件／年</td><td>140</td><td>150</td><td>176</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>特定施設入居者生活介護</td><td>有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に，日常生活上の支援や介護を提供します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>2,022</td><td>2,143</td><td>2,282</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>454</td><td>461</td><td>438</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　介護保険の地域密着型サービスについては，「小規模多機能型居宅介護」の日常生活圏域数を上回る程度の事業所の整備や「夜間対応型訪問介護」を緊急通報システムや声の訪問と一体的に行うなど，今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者（要介護２～５）の在宅生活を支えるサービスの適切な基盤整備に努めます。

　また，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の新サービスについては，今後，国の動向等を踏まえ，導入を図っていきます。

<table>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護・
介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td>「通い」を中心に，利用者の状態や希望に応じて，「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>145</td><td>194</td><td>239</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>14</td><td>18</td><td>17</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>認知症対応型通所介護・
介護予防認知症対応型通所介護</td><td>認知症の人がデイサービスセンターなどに通い，入浴，食事などの介護や機能訓練などを行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）回／月</td><td>3,883</td><td>3,866</td><td>4,176</td></tr><tr><td>（予防）回／月</td><td>13</td><td>10</td><td>6</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td>24 時間安心して生活できるよう，定期巡回と通報による随時対応を組み合わせて夜間の訪問介護を行います。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>人／月</td><td>－</td><td>0</td><td>24</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>要介護高齢者の在宅生活を支えるため，日中・夜間を通じて，訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら，短時間の定期巡回と随時対応をあわせて行う，定期巡回・随時対応型の訪問介護看護を行います。</td></tr>
<tr><td>複合型サービス</td><td>小規模多機能型居宅介護と訪問看護など，複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを行います。</td></tr>
</table>

（２）施設・居住系サービスの充実

①　現状と課題

在宅での生活が困難な高齢者に対して，身体・生活状況に応じた適切な施設・居住系サービスが提供されることが重要であり，計画目標量の達成に向けて計画的な施設整備の推進が求められています。

また，医療制度改革に伴う療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換については，今後の事業者の動向に留意した適切な対応が求められています。

今後増加すると見込まれている認知症高齢者については，認知症対応型共同生活介護の基盤整備により，引き続き住み慣れた地域で生活が可能となりますが，日常生活圏域ごとの施設配置の偏在が発生しない計画的な整備が求められています。

一方，有料老人ホームや高齢者向け住宅など，民間事業者による高齢者関連施設等の整備も進められています。

②　施策の方向性と展開

介護保険事業計画などに基づき，在宅での生活が困難な高齢者に対して，適切な施設・居住系サービスを提供します。

日常生活圏域では，地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し，高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実を図るとともに，利用者が状態に応じた適切な施設を選択できるよう，情報の提供に努めます。

○　介護保険の施設・居住系サービスについては，特にニーズが高い介護老人福祉施設は，適正配置と質の確保に努めるとともに，要介護認定者の増加に配慮しながら整備を推進します。

また，療養病床の転換については，対象施設の入所者の動向に合わせて適切に対応します。

<table>
<tr><td>介護老人福祉施設
（特別養護老人
ホーム）</td><td>常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に，日常生活の支援や介護を提供します
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>人／月</td><td>3,347</td><td>3,366</td><td>3,522</td></tr></table>※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>介護老人保健施設</td><td>状態が安定している高齢者が在宅復帰できるよう，医学的管理のもと介護，看護，医療を提供するとともに，リハビリテーションを中心としたケアを行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>人／月</td><td>2,484</td><td>2,531</td><td>2,533</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>介護療養型医療施設</td><td>長期の療養を必要とする人に対して，医学的な管理のもとで介護や機能訓練，その他必要な医療サービスを提供します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>人／月</td><td>1,190</td><td>1,174</td><td>1,053</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　今後増加が見込まれる認知症高齢者に対しては，日常生活圏域における適正配置に留意しながら認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を推進し，引き続き住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

<table>
<tr><td>認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護</td><td>認知症のため介護を必要とする人に対して，共同生活の中で生活介護を行います。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>（介護）人／月</td><td>1,246</td><td>1,277</td><td>1,282</td></tr><tr><td>（予防）人／月</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td><td>定員が２９人以下の介護専用型特定施設で，日常生活上の世話，機能訓練，療養上の世話などを提供します。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>人／月</td><td>48</td><td>48</td><td>47</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　養護老人ホームや軽費老人ホーム等については，現在の利用状況や，民間事業者により有料老人ホームや高齢者向け住宅等の整備が進められている状況を踏まえ，現状の定員を維持します。

なお，市立松濤園については，施設整備及び運営のあり方について検討します。

<table>
<tr><td>養護老人ホーム</td><td>環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が，生活の場として入所し，生活全般に関わるサービスを利用できる施設で，現状の定員を維持します。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>入所定員（人）</td><td>367</td><td>367</td><td>367</td></tr></table></td></tr>
</table>

（３）介護サービスの質の確保・向上

①　現状と課題

高齢者の自立を支援するために適切な介護サービスが提供されるためには，介護支援専門員や介護サービス事業者の役割が特に重要となっています。

また，今後見込まれる認知症高齢者の増加を踏まえ，認知症の状態などに応じた適切なサービスや質の確保が求められており，介護サービス従事者の介護技術や資質の向上への取り組みが重要となっています。

各事業者が利用者等の声に積極的に耳を傾けるとともに，研修等を通じて職員一人ひとりのレベルアップに向けて取り組むことが必要です。

②　施策の方向性と展開

高齢者や家族の状況に応じたきめ細かな質の高い介護サービスを総合的・一体的に利用者本位で提供するため，高度に専門性を有する人材の育成や資質の向上のための支援を充実させるとともに，利用しやすい介護サービス情報の提供に努めます。

○　介護支援専門員が適切にケアマネジメント機能を果たし介護サービス計画の質の向上が図れるよう，積極的な情報提供を行うとともに，処遇困難事例の指導・助言やネットワークづくりなど介護支援専門員を支援する機能の強化を図ります。

<table>
<tr><td>介護支援専門員の支援</td><td>介護支援専門員に対し，介護支援専門員ネットワークづくりや個別ケースへの助言などの支援を行います。

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>支援回数</td><td>90</td><td>119</td><td>107</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　介護保険事業者へ研修機会の確保のための支援を行うとともに，認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため，高齢者介護実務者及び事業所管理者等に対する研修を充実します。

<table>
<tr><td>介護保険事業者研修</td><td>介護保険事業者に対し，利用者本位で，かつ質の高い介護サービスを安定的に提供するための研修を実施します。
①ケアマネジメント研修
②介護技術レベルアップ研修
③テーマ別研修
④権利擁護研修
⑤福祉用具・住宅改修事業研修
⑥個別訪問相談支援

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>研修実施回数</td><td>22</td><td>21</td><td>21</td></tr><tr><td>研修参加者数(人)</td><td>1,799</td><td>1,616</td><td>2,042</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>認知症介護実践者等研修</td><td>高齢者介護実務者に対し，実践的研修を実施するとともに，事業所管理者に対し，適切なサービス提供のための研修を実施します。
①実践者研修
②実践リーダー研修
③認知症対応型サービス事業開設者研修
④認知症対応型サービス事業管理者研修
⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>研修実施回数</td><td>8</td><td>12</td><td>11</td></tr><tr><td>研修参加者数(人)</td><td>268</td><td>819</td><td>659</td></tr></table></td></tr>
</table>

ふれあい相談員	ふれあい相談員が施設などを訪問し，利用者の話を聞いたり相談に応じることで利用者の不安や疑問を解消するとともに，利用者の声を活かして施設側と意見交換するなど，介護サービスの質の向上を図ります。 【事業実績】

年度	20	21	22
ふれあい相談員数(人)	11	10	14
訪問施設数	15	16	16

○　介護サービス事業者への指導監査については，利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき，制度管理の適正化とよりよいケアの実現に向けて実施します。

事業者への指導監査	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において，介護サービス事業者等の支援を基本とし，介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため，指導監査を実施します。 【事業実績】

年度	20	21	22
集団指導事業者数	225	236	294
実地指導事業者数	150	192	264

（４）認知症高齢者の支援体制の充実

①　現状と課題

本市の要介護認定者の約５割を占める認知症高齢者等が増加すると予想され，認知症高齢者等に対する支援がこれまで以上に求められています。

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう，早期段階における診断と原因や状態に応じた適切な治療，認知症に関する正しい知識と理解に基づいた本人や家族への適切で質の高いサービスや支援が必要で，医療と保健，介護，地域の相互連携による総合的かつ継続的な支援体制を強化することが重要です。

② 施策の方向性と展開

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう，医療と保健，介護，地域が相互に密接に連携しながら，地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに，認知症に対する正しい理解を進めるための啓発活動を進めるなど，認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。

○ 「かかりつけ医」への研修，「認知症サポート医」の養成や「認知症相談医」の増員を市医師会，認知症疾患医療センターと連携して行うとともに，認知症医療連携システムを充実させ，全市的な運用による医療と保健・介護・地域の連携強化を図り，認知症高齢者等を支援します。

○ 若年性認知症の現状を把握し，同症への理解促進や支援を検討します。

○ 「認知症キャラバン・メイト」を養成し，養成されたメイトを講師役として「認知症サポーター」の養成を市民や企業等へ働きかけ，認知症に対する知識の普及・啓発や地域での見守り機能強化を図ります。

<table>
<tr><td>認知症総合対策
支援事業</td><td>〔認知症医療対策〕
1．専門医療機関の機能強化と地域連携
①平成 21 年 11 月に九州大学病院に認知症疾患医療センターを設置。
②平成 22 年 10 月から福岡市認知症医療連携システムを始動，地域で身近に相談できる福岡市独自に設置された認知症相談医は８８人，協力病院３８病院（22 年度末）となり，更なる認知症の早期発見・早期診断・早期治療の専門医療体制の充実を図ります。
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>外来件数</td><td>142</td><td>426</td></tr>
<tr><td>鑑別診断件数</td><td>61</td><td>217</td></tr>
<tr><td>相談件数（電話・面接等）</td><td>134</td><td>991</td></tr>
</table>
2．認知症地域医療支援事業（医師の養成等）
「かかりつけ医」に対するかかりつけ医認知症対応力向上研修の実施，かかりつけ医や認知症相談医への助言・区単位で認知症対策の推進役となる「サポート医」の養成を行い支援体制の充実強化を図ります。
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>サポート医養成（人）</td><td>2</td><td>4(延 8)</td><td>2(延 10)</td></tr>
<tr><td>かかりつけ医研修受講者</td><td>23</td><td>28</td><td>69</td></tr>
</table>
〔認知症総合相談窓口〕
福岡市認知症医療連携システムの開始に伴い，各区保健福祉センター地域保健福祉課を若年性認知症を含む認知症総合相談窓口とし，地域包括支援センター等と連携しながら認知症の総合支援を行います。
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>22</th></tr>
<tr><td>各区認知症相談延べ件数</td><td>23,472</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>認知症サポーター
養成事業</td>
<td>認知症サポーター(応援者)を養成し，地域住民と共働することで，認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを展開します。
①認知症キャラバン・メイト養成研修
②認知症サポーター養成講座
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>認知症サポーター数</td><td>1,111</td><td>6,006</td><td>7,071</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>認知症高齢者家族
やすらぎ支援事業</td>
<td>家族が介護疲れ等で休息が必要な時間帯に，ボランティアが居宅を訪問し，認知症高齢者の見守りや話し相手，趣味の手伝いを行い，家族介護者のリフレッシュを図ります。
①支援員養成事業　　②支援員派遣事業
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>利用家族数(世帯)</td><td>14</td><td>23</td><td>21</td></tr>
<tr><td>総利用数(回)</td><td>422</td><td>369</td><td>293</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>徘徊高齢者等
ネットワーク事業</td>
<td>徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し，早期に発見・保護できるよう努めます。
①登録制度　　②徘徊高齢者等ネットワーク会議
③一時保護事業　　④ＧＰＳ捜索システム
【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>年度末登録者数(人)</td><td>481</td><td>498</td><td>602</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（５）権利擁護の推進

①　現状と課題

高齢者虐待などの権利侵害については，予防，相談，発見から保護，支援までを一連で対応する支援体制が求められています。

特に，介護保険制度では，利用者と介護サービス事業者との契約に基づき，利用者がサービスを自ら選択できるため，認知症高齢者など判断能力が十分でない要援護高齢者が適切なサービスを利用できるよう，自己選択・自己決定の支援が重要となっています。

②　施策の方向性と展開

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう，高齢者の財産を守り，権利の行使を確保し，また，権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取り組みを推進します。

○　判断能力が十分でない要援護高齢者等の権利を擁護するため，日常生活自立支援事業などにより，福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の支払いなどを支援します。

　また，身寄りがない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう市長申立による支援を行うとともに，関係機関・団体との連携を強化し，成年後見制度の広報・普及を図ります。

　さらに，成年後見制度等の相談から利用に至るまでの支援や手続きが円滑に行われるよう，成年後見に係る相談から申立支援までを一元的に行う相談・支援体制の強化を図るとともに，虐待などの困難事例に成年後見制度が効果的に活用できるシステムづくりを行います。また，市民後見人の育成など，後見活動の新たな担い手の確保に取り組みます。

<table>
<tr><td>日常生活自立支援事業</td><td>判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援します。
①福祉サービスの利用援助
②日常的金銭管理
③書類などの預かりサービス
【事業実績】
<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>年度末契約者数(人)</td><td>251</td><td>287</td><td>290</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>成年後見制度利用支援事業</td><td>成年後見制度普及のための広報活動を行うとともに，身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう，市長が後見開始等の申立を行うとともに，必要な場合，申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。
①普及啓発事業　②後見開始等の市長申立
③後見人報酬等助成事業
【事業実績】
<table><tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>市長申立件数(件)</td><td>8</td><td>9</td><td>30</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　身体的虐待などの権利侵害に対して，地域包括支援センターを中心とした相談や見守りをはじめ，困難事例等については，区単位での保健・医療・福祉・法曹等関係機関との「虐待防止ネットワーク」を活用して対応します。

　また，「高齢者虐待防止連絡協議会」において，関係機関とのネットワークの機能強化を図るとともに，専門的かつ適切な対応による保護・支援ができるよう，情報交換や事例検証等を行います。

<table>
<tr>
<td>高齢者虐待防止
ネットワーク事業</td>
<td>高齢者の身体的虐待などの権利侵害に対して，「高齢者虐待防止連絡協議会」を開催することにより，関係機関とのネットワークの機能強化を図ります。
また，高齢者の権利侵害を防ぐため，権利擁護について，市政だよりや「ハートフルフェスタ福岡」での啓発など，市民への普及・啓発に努めるとともに，高齢者虐待対応に係る研修等を実施します。
①高齢者虐待防止連絡協議会の開催
②広報　　③研修

【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>連絡協議会開催回数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

○　介護保険施設等における身体拘束の廃止に向けて，施設への個別指導のほか，県や関係団体と連携して啓発・指導を行うとともに，介護保険事業所職員や施設職員を対象とした権利擁護研修を実施します。

<table>
<tr>
<td>介護保険事業者研修
（権利擁護研修）
（再掲）</td>
<td>介護サービス事業者の資質・技術向上のため，成年後見制度や虐待防止法，身体拘束廃止に向けた取り組み等について研修を行います。

【事業実績】
<table>
<tr><th>年度</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr>
<tr><td>研修実施回数</td><td>6</td><td>5</td><td>6</td></tr>
<tr><td>研修参加者数(人)</td><td>650</td><td>420</td><td>698</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

３．地域生活支援体制の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化や，一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め，地域における身近な総合相談機能の充実を図ります。

また，自治会・町内会等の地域組織や民生委員などが連携した地域の特性に応じたネットワークを形成するための支援に努めます。

（１）総合相談機能の充実

①　現状と課題

地域で生活する高齢者は様々な課題を抱えていることから，身近で気軽に相談ができる総合相談機能が必要です。

現在，地域包括支援センターで，高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため，保健師，社会福祉士，主任ケアマネジャー等が，それぞれの専門性を活かし連携しながら，総合相談をはじめ，権利擁護や介護予防ケアマネジメントのほかケアマネジャーへの支援などを行っています。平成２１年度には３９箇所に増設し，平成２２年度からは，圏域の高齢者の人口に応じて，職員を増員する等，高齢者が地域で気軽に相談できるよう，相談・支援体制の充実を図りましたが，センターの認知度の向上や高齢化の進展に伴い，相談件数は顕著に増加しています。

そのため，地域包括支援センターの相談・支援体制の更なる充実を図る必要があります。

②　施策の方向性と展開

地域包括支援センターの相談体制の強化を図り，相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や，「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努めます。

また，高齢者に関する法律相談や在宅介護に関する相談などに引き続き取り組みます。

○　地域包括支援センターの職員の増員やセンターの分割・増設を検討します。

地域包括支援センターの愛称（いきいきセンターふくおか）の普及を図りながら，同センターが高齢者や家族，地域におけるより身近な総合相談窓口であることの周知を図ります。

また，各区保健福祉センターが地域包括支援センターにおける処遇困難事例などを積極的に支援することにより，支援体制の充実・強化を図り，地域包括支援センターの円滑な運営を確保します。

<table>
<tr><td>高齢者地域保健福祉事業（地域包括支援センター事業）</td><td>高齢者が住み慣れた地域で，安心してその人らしく暮らし続けることができるよう，健康や福祉，介護に関する相談を受け，その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど，高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援します。
①総合相談支援業務
②介護予防ケアマネジメント業務
③権利擁護業務
④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>設置数(箇所)</td><td>28</td><td>39</td><td>39</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　法律相談や認知症介護に関する悩みなどの相談に応じる福祉相談事業や，福祉用具や住宅改造など在宅介護に関する相談に応じる介護実習普及センターなど相談機能の充実に努めます。

<table>
<tr><td>福祉相談事業</td><td>高齢者及びその家族等の法律相談や認知症介護に関する悩み等の相談に応じることにより，福祉の増進を図ります。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>高齢者法律相談(件)</td><td>191</td><td>197</td><td>180</td></tr><tr><td>認知症介護相談(件)</td><td>37</td><td>33</td><td>18</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>介護実習普及センター</td><td>介護知識，介護技術の普及を図るとともに，福祉用具の展示・相談体制を整備し，福祉用具の普及を図ります。
また，介護専門者研修や出前講座を実施します。
①介護講座の開催　　②福祉用具の展示・相談
③情報の収集・提供
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>年間延べ利用者数(人)</td><td>33,655</td><td>37,142</td><td>36,557</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>高齢者出張相談（消費生活相談）</td><td>高齢者から寄せられる契約トラブル等の相談案件の中で，消費生活センターへの来所が必要でかつ，身体状況により来所が困難な人の個別事案について，相談者または地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）が希望する場合に，地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）まで消費生活相談員が出向いて相談に応じます。
（平成 23 年度試行）</td></tr>
</table>

（２）地域ネットワーク体制の構築

①　現状と課題

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても，住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすためには，地域内においてお互いが支え合い，助け合えるような仕組みづくりが必要です。

また，災害時には，行政による救助・支援活動とあわせて，地域住民による安否確認・避難支援等の自主的な活動が期待されています。

しかし，少子高齢化の急速な進展や人口構造の変化に伴い，一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯の増加など，家庭や地域での高齢者を支える機能や活力が低下しており，最近では孤立死や高齢者の所在不明などの問題が起こっています。そのような状況の中，地域における見守り・支援活動等の推進役である民生委員の負担がますます増大しています。

②　施策の方向性と展開

地域で生活する高齢者やその家族をはじめ，認知症高齢者や社会から孤立した高齢者に対する見守りや支援を行うとともに，福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や，高齢者の犯罪被害，消費者トラブルの防止などに取り組むため，地域住民や民生委員，各種団体などが連携し，地域の中でお互いが支え合い，助け合えるような支援体制の構築を図ります。

消費者啓発地域支援事業	公民館や自治協議会，老人クラブ，社会福祉協議会などを対象に，悪質商法をテーマとした出前講座を開催するとともに，身近な地域において高齢者に悪質商法の手口や対処法を伝達する「ご近所ボランティア」の育成を行います。 ①高齢者・高齢者周辺対象消費者教育出前講座 ②「悪質商法にＮＯ！ご近所ボランティア」育成講座 【事業実績】

年度	20	21	22
消費者教育出前講座参加者数(人)	1,424	2,061	1,345
ご近所ボランティア育成者数(人)	88	48	91

○　高齢者の孤独感の解消や日常的な見守り，日常生活支援を行う「ふれあいサロン」，「ふれあいネットワーク」，「友愛訪問」など地域住民による自主的な活動が自治会・町内会等で実施されるよう支援しながら，地域の低下したコミュニティ意識を掘り起こして地域の活性化を図ります。

また，孤立した高齢者の把握や予防の体制づくりについて検討します。

<table>
<tr><td>ふれあいサロン</td><td>一人暮らし高齢者などの孤独感の解消や，寝たきり，認知症の予防を図るため，公民館や集会所等で，地域のボランティアとともにレクリエーション活動や健康チェックなどを定期的に行います。
【事業実績】
<table>
<tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr>
<tr><td>実施校区数</td><td>135</td><td>132</td><td>135</td></tr>
<tr><td>実施箇所数</td><td>263</td><td>275</td><td>282</td></tr>
<tr><td>参加者数（人）</td><td>6,893</td><td>7,813</td><td>7,553</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ふれあい
ネットワーク</td><td>高齢者等の支援を要する人が地域で安心して暮らすことができるよう，地域のボランティアが日常的な見守りや買い物，ゴミ出し等の生活支援を行います。
【事業実績】
<table>
<tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr>
<tr><td>実施校区数</td><td>130</td><td>129</td><td>129</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○　災害時には，自力で避難することや情報を得ることが困難な要援護者が，安全かつ迅速に避難できるよう，地域住民による避難支援体制や，福祉施設との連携による福祉避難所の設置など，災害時要援護者の避難支援体制を整備する必要があります。

　さらに，地域で活動するボランティアの育成など，負担が増大している民生委員を地域においてサポートするとともに共働して活動する人材の育成を進めます。

【ネットワークの形成イメージ】

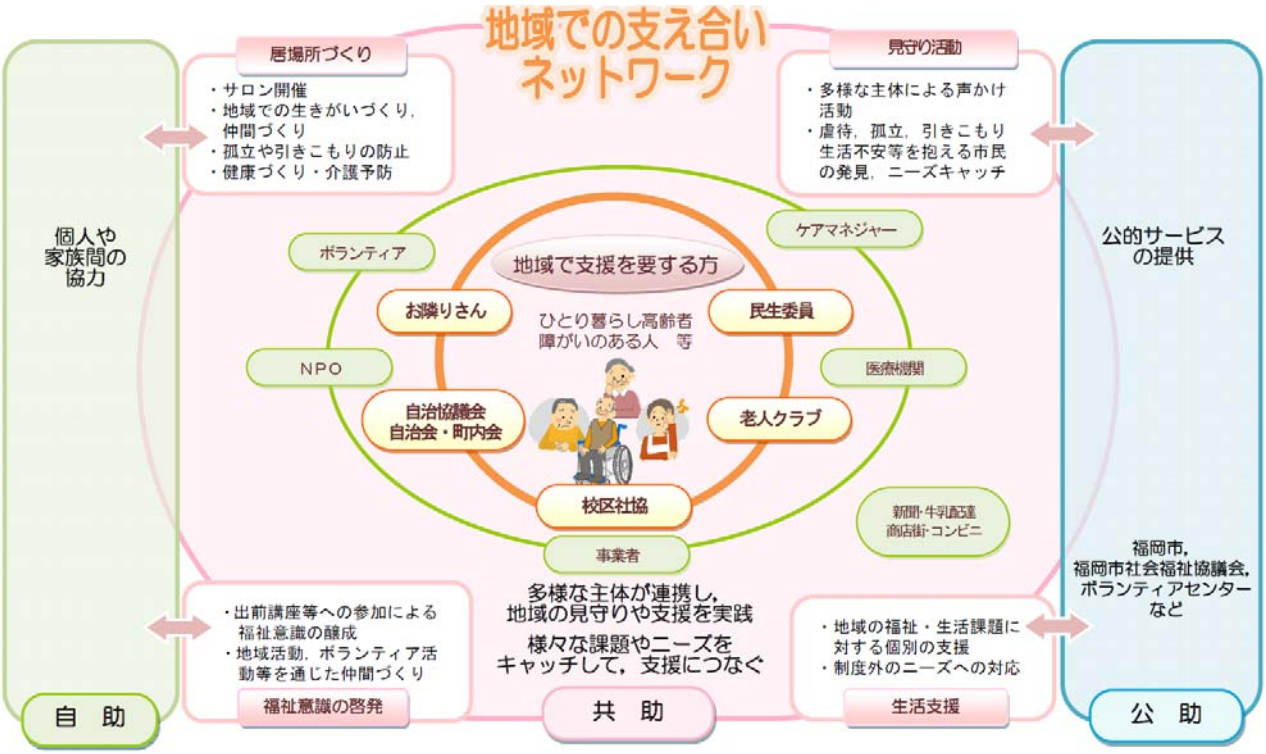

４．安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で，安全・安心な生活を送り，社会活動ができるよう，それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに，「みんながやさしい，みんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」の実現に向けて，都市環境のバリアフリー化を進めます。

（１）高齢者居住支援

①　現状と課題

高齢者実態調査によると，高齢者全体の約半数は現在の住まいにおいて，「老朽化している」「手すりがない」「段差がある」など何らかの困ったことを抱えています。

また，民間賃貸住宅において，高齢などを理由に一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が入居を制限される事例が見られます。

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を続けるためには，身体機能の低下に適切に対応した居住環境の整備や居住の安定確保などが重要であり，福祉施策と住宅施策の連携による推進が必要となっています。

②　施策の方向性と展開

高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化，市営住宅の入居者募集における優遇措置など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者のための良質な住まいの確保を図ります。

○　建築士や介護福祉士等の専門相談員が住宅改造の相談に応じるとともに，介護保険対象外の改造については助成を行います。

また，各区保健福祉センターでの出前相談を実施するなど，住宅改造知識の普及や制度利用の広報に努めます。

<table>
<tr><td>住宅改造相談
センター</td><td>身体機能の低下した高齢者に適するように住宅を改造する場合，改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行います。
住宅改造相談センターにて，専門の相談員（建築士，介護福祉士，看護師等）が相談に応じます。
【事業実績】
<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>2,763</td><td>2,846</td><td>2,855</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>住宅改造助成</td><td>介護保険住宅改修費の給付対象となる工事の一部を除く住宅改造について，身体機能の低下した高齢者の自立を促し，介護者の負担を軽減するため，費用の一部を助成します。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>助成件数</td><td>126</td><td>141</td><td>166</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　高齢者の民間住宅への居住支援については，民間賃貸住宅事業者や居住支援団体，行政で構成する居住支援協議会において検討・実施するものとしており，民間住宅への入居を望む高齢者に対する「高齢者住宅相談支援事業」や，民間のホームページを利用して入居可能な賃貸住宅の情報提供等を行うことなどにより，高齢者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

また，優良な高齢者向け賃貸住宅の供給促進へ向け，当該住宅に対する補助事業を実施します。

<table>
<tr><td>高齢者住宅相談支援事業</td><td>民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して，本人の生活状態や住宅の希望等を聞いたうえで，それぞれの状況に応じた住宅及び生活支援サービス等に関する情報を提供します。
（平成２３年度事業開始）</td></tr>
<tr><td>高齢者向け優良賃貸住宅</td><td>高齢者が安全で安心して暮らせる住宅の供給を促進するため，優良な高齢者向け賃貸住宅に対し，建設費の一部助成や家賃の減額助成を行うことにより居住を支援します。
【事業実績】<table><tr><td>年度</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>住宅戸数</td><td>86</td><td>86</td><td>86</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　「福岡市高齢者居住安定確保計画」※1の策定

高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的とし，高齢者に対する賃貸住宅などの供給目標や必要な施策等を位置づけることを内容とする「福岡市高齢者居住安定確保計画」について，今後，住宅施策と福祉施策の連携を図りながら策定します。

※１　福岡市高齢者居住安定確保計画：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき，国から策定が求められている計画

（２）人に優しいまちづくりの推進

①　現状と課題

高齢者をはじめ，すべての市民の自立や社会参加が促進されるよう，ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりが求められています。

道路や交通機関などの施設を，誰もが安全かつ円滑に利用できるよう，より一層のバリアフリー整備を推進する必要があります。

②　施策の方向性と展開

「ユニバーサルシティ福岡」※1 の実現に向けて，都市環境のバリアフリー化に取り組み，高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めます。

○　高齢者など多くの人が利用する建築物や旅客施設，道路，公園などの新設や改修などに際しては，「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき，すべての人にとって安全で利用しやすいものとなるよう，継続してバリアフリー化を図ります。

○　また，国による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正も踏まえて，福岡市においてもバリアフリーに関する新たな基本方針を策定することとし，重点的に整備する地区の検討や対象施設の拡大など，より一層のバリアフリー化を進めます。

※１　「ユニバーサルシティ福岡」：ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち，すべての人にやさしいまち」のことであり，福岡市は「みんながやさしいみんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」をまちの目標像として掲げ，市政のひとつの柱として推進しています。

第５章

第５章　サービスの量の見込みと確保方策

１．老人福祉事業

（１）主な老人福祉事業の目標量

主な事業名等	Ｈ21（実績）	Ｈ22（実績）	Ｈ23（見込）	Ｈ26（目標）
養護老人ホーム	367人分	367人分	367人分	367人分
経過的軽費老人ホーム ※１	200人分	200人分	200人分	200人分
軽費老人ホーム　※２	1,017人分	1,017人分	1,017人分	1,017人分
生活支援ハウス	30人分	30人分	30人分	30人分
老人福祉センター	７箇所	７箇所	７箇所	７箇所

※１　平成20年５月30日以前に開設した軽費老人ホームＡ型
※２　平成20年５月30日以前に開設したケアハウス

（２）主な老人福祉事業の目標量の考え方

○　養護老人ホーム
○　軽費老人ホーム
○　生活支援ハウス
　現在の整備量に対する利用状況や近年において民間事業者により有料老人ホームや高齢者住宅等の整備が進められていることを踏まえ，現状の定員を維持します。

○　老人福祉センター
　現在，各行政区に１箇所ずつ設置しており，現状を維持します。

２．要介護認定者の現状と推計

（１）要介護認定者の現状

要介護認定率（65 歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は，近年横ばいですが，高齢者人口の増加に伴い，要介護認定者は増加を続けています。

（単位：人）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
要支援１	7,704	6,464	6,816	7,329	8,278	8,120
要支援２	2,658	5,228	6,629	6,537	6,304	7,020
要介護１	11,827	10,563	8,773	8,975	9,183	9,830
要介護２	6,393	6,591	7,034	7,140	7,505	7,920
要介護３	4,746	5,262	5,720	5,799	5,780	6,340
要介護４	4,498	4,343	4,620	4,814	5,131	5,370
要介護５	3,725	4,024	4,061	4,394	4,870	4,910
合計	41,551	42,475	43,653	44,988	47,051	49,510
認定率	19.1%	18.8%	18.8%	18.7%	19.1%	19.7%

※　値は年度平均。H23については見込み値。

※　H18の要支援１には経過的要介護を含む。

（２）要介護認定者数の推計

現在，介護予防事業や予防給付の実施により，要介護認定者が増加しないよう努めており，現状のまま推移した場合，第５期介護保険事業計画（以下「第５期計画」という。）期間の最終年度である平成２６年度における要介護認定者は，約５万7,000 千人になると見込まれます。

	H24	H25	H26
要支援１	8,470	8,790	9,100
要支援２	7,340	7,630	7,930
要介護１	10,310	10,780	11,250
要介護２	8,320	8,720	9,120
要介護３	6,680	7,020	7,350
要介護４	5,670	5,960	6,260
要介護５	5,190	5,450	5,720
合計	51,980	54,350	56,730
認定率	19.8%	19.7%	19.7%

３．介護サービス

（１）介護保険事業計画の進捗状況

第４期介護保険事業計画（以下「第４期計画」という。）期間の介護サービスの利用状況は，介護給付については，在宅サービスは訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，福祉用具貸与が計画を大きく上回り，地域密着型サービスは夜間対応型訪問介護が平成 23 年２月からサービス提供が開始されました。施設サービスは介護療養型医療施設の転換の進捗により計画を大きく下回っています。また，予防給付については，介護予防訪問リハビリテーションや介護予防福祉用具貸与，介護予防住宅改修が計画を大きく上回っています。

なお，保険給付費は，平成 21 年度の実績が計画の 99.7%，平成 22 年度の実績は計画の 100.7%となっています。

○介護給付（要介護１～５）

サービス区分		単位	H21			H22			H23		
			実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	見込み	計画	計画比
在宅	訪問介護	時間/月	126,975	138,226	91.9%	132,379	145,218	91.2%	135,360	152,164	89.0%
	訪問入浴介護	回/月	1,711	1,628	105.1%	1,738	1,727	100.6%	1,746	1,778	98.2%
	訪問看護	回/月	13,180	12,962	101.7%	13,967	13,690	102.0%	14,690	14,389	102.1%
	訪問リハビリテーション	回/月	3,989	3,368	118.4%	4,407	3,543	124.4%	4,905	3,720	131.9%
	居宅療養管理指導	人/月	3,660	3,290	111.2%	4,248	3,460	122.8%	4,480	3,620	123.8%
	通所介護	回/月	73,378	70,056	104.7%	82,860	73,913	112.1%	91,779	77,433	118.5%
	通所リハビリテーション	回/月	34,376	33,829	101.6%	35,417	35,336	100.2%	38,178	37,263	102.5%
	短期入所生活介護	日/月	14,398	15,840	90.9%	15,046	16,707	90.1%	15,488	17,449	88.8%
	短期入所療養介護	日/月	1,430	1,729	82.7%	1,521	1,853	82.1%	1,540	1,922	80.1%
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,143	2,240	95.7%	2,282	2,380	95.9%	2,040	2,540	80.3%
	福祉用具貸与	人/月	6,976	6,210	112.3%	7,915	6,540	121.0%	8,450	6,860	123.2%
	特定福祉用具販売	件/月	246	275	89.5%	275	290	94.8%	297	303	98.0%
	住宅改修	件/月	182	192	94.8%	209	202	103.5%	227	212	107.1%
	居宅介護支援	人/月	14,745	14,530	101.5%	15,537	15,300	101.5%	16,725	16,060	104.1%
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人/月	0	140	0.0%	24	290	8.3%	50	500	10.0%
	認知症対応型通所介護	回/月	3,866	4,168	92.8%	4,176	4,508	92.6%	4,596	4,631	99.2%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	194	230	84.3%	239	320	74.7%	486	420	115.7%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	1,277	1,330	96.0%	1,282	1,360	94.3%	1,540	1,400	110.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	48	50	96.0%	47	50	94.0%	50	50	100.0%
施設	介護老人福祉施設※	人/月	3,366	3,520	95.6%	3,522	3,640	96.8%	3,950	3,760	105.1%
	介護老人保健施設	人/月	2,531	2,500	101.2%	2,533	2,500	101.3%	2,540	2,500	101.6%
	介護療養型医療施設	人/月	1,174	1,230	95.4%	1,053	1,230	85.6%	950	1,230	77.2%

※　介護老人福祉施設には，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援１・２）

サービス区分		単位	H21			H22			H23		
			実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	見込み	計画	計画比
在宅	介護予防訪問介護	人/月	5,608	5,870	95.5%	5,879	6,160	95.4%	6,270	6,490	96.6%
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	―	0	0	―	0	0	―
	介護予防訪問看護	回/月	1,254	1,614	77.7%	1,372	1,741	78.8%	1,599	1,787	89.5%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	364	288	126.4%	489	341	143.4%	660	341	193.5%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	380	380	100.0%	396	390	101.5%	430	410	104.9%
	介護予防通所介護	人/月	3,028	2,900	104.4%	3,287	3,040	108.1%	3,530	3,210	110.0%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,049	1,160	90.4%	1,101	1,220	90.2%	1,210	1,290	93.8%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	381	408	93.4%	378	408	92.6%	430	408	105.4%
	介護予防短期入所療養介護	日/月	18	57	31.6%	18	57	31.6%	18	57	31.6%
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	461	410	112.4%	438	440	99.5%	380	460	82.6%
	介護予防福祉用具貸与	人/月	1,791	1,620	110.6%	2,245	1,700	132.1%	2,470	1,790	138.0%
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	146	158	92.4%	165	165	100.0%	177	174	101.7%
	介護予防住宅改修	件/月	150	152	98.7%	176	159	110.7%	188	168	111.9%
	介護予防支援	人/月	8,959	9,250	96.9%	9,449	9,700	97.4%	10,125	10,230	99.0%
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	10	35	28.6%	6	35	17.1%	6	35	17.1%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	18	20	90.0%	17	30	56.7%	40	30	133.3%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	3	10	30.0%	3	10	30.0%	10	10	100.0%

○保険給付費　（単位：百万円）

	H21	H22	H23
実績値	62,693	65,819	70,511
計画値	62,880	65,370	67,958
計画比	99.7%	100.7%	103.8%

※H23の実績値については，見込み値

○施設・居住系サービスの定員数　（単位：人）

	H21			H22			H23		
	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	見込み	計画	計画比
介護老人福祉施設	3,502	3,560	98.4%	3,771	3,680	102.5%	3,994	3,800	105.1%
介護老人保健施設	2,609	2,590	100.7%	2,609	2,590	100.7%	2,609	2,590	100.7%
認知症対応型共同生活介護	1,312	1,440	91.1%	1,350	1,566	86.2%	1,620	1,656	97.8%
地域密着型特定施設	47	47	100.0%	47	47	100.0%	47	47	100.0%

※介護老人福祉施設には，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

（２）介護サービスの量の見込み

①　介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護１～５）

サービス区分		単位	H24	H25	H26
在宅	訪問介護	時間／月	139,094	141,665	145,072
	訪問入浴介護	回／月	1,788	1,882	1,948
	訪問看護	回／月	15,747	16,706	17,893
	訪問リハビリテーション	回／月	5,579	6,163	6,961
	居宅療養管理指導	人／月	4,730	5,000	5,260
	通所介護	回／月	100,363	109,529	119,545
	通所リハビリテーション	回／月	40,886	43,400	46,318
	短期入所生活介護	日／月	15,823	16,223	16,563
	短期入所療養介護	日／月	1,617	1,643	1,697
	特定施設入居者生活介護	人／月	2,470	2,570	2,670
	福祉用具貸与	人／月	8,980	9,540	10,110
	特定福祉用具販売	件／月	317	337	360
	住宅改修	件／月	243	258	274
	居宅介護支援	人／月	17,862	19,028	20,243
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人／月	60	70	90
	認知症対応型通所介護	回／月	5,011	5,405	5,893
	小規模多機能型居宅介護	人／月	522	567	612
	認知症対応型共同生活介護	人／月	1,610	1,690	1,770
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	50	50	50
施設	介護老人福祉施設	人／月	4,350	4,700	5,050
	介護老人保健施設	人／月	2,540	2,540	2,540
	介護療養型医療施設	人／月	950	950	950

※介護老人福祉施設には，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援１・２）

サービス区分		単位	H24	H25	H26
在宅	介護予防訪問介護	人／月	6,740	7,190	7,670
	介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回／月	1,732	1,910	2,052
	介護予防訪問リハビリテーション	回／月	826	1,021	1,139
	介護予防居宅療養管理指導	人／月	460	490	530
	介護予防通所介護	人／月	3,790	4,040	4,310
	介護予防通所リハビリテーション	人／月	1,300	1,390	1,490
	介護予防短期入所生活介護	日／月	432	491	493
	介護予防短期入所療養介護	日／月	21	23	28
	介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	480	500	510
	介護予防福祉用具貸与	人／月	2,650	2,840	3,050
	特定介護予防福祉用具販売	件／月	190	203	217
	介護予防住宅改修	件／月	202	216	230
	介護予防支援	人／月	10,882	11,609	12,396
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回／月	7	8	8
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	50	50	50
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	10	10	10

② 介護サービスの量の考え方

ア　在宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

在宅サービスについては，最近の利用実績などをもとに，利用者数，利用量の増減を勘案して見込みました。

主なサービスは以下のとおりです。

○　訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

標準的在宅サービス利用者（施設・居住系サービス以外のサービス利用者。以下「在宅利用者」という。）の約５０％の利用を見込み，平成２６年度は１月あたり１万6,６８０人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約３０％増）

○　訪問看護・介護予防訪問看護

在宅利用者の約９％の利用を見込み，平成２６年度は１月あたり3,０９０人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約25％増）

○　通所介護・介護予防通所介護

在宅利用者の約４２％の利用を見込み，平成 ２６年度は １ 月あたり１万4,010 人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約３１％増）

○　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

在宅利用者の約 19％の利用を見込み，平成 ２６年度は １ 月あたり6,２００ 人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約３２％増）

○　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅利用者の約 6％の利用を見込み，平成２６年度は１月あたり2,１２０人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約２７％増）

イ　地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）

地域密着型サービスの必要量については，最近の利用実績や類似するサービスの利用状況などをもとに，利用者数，利用量の増減を勘案して見込みました。

○　夜間対応型訪問介護

○　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護の直近の利用実績の伸びを勘案して見込み，平成 26 年度は１月あたり 90 人が利用すると見込み，その内から平成 24 年４月に導入される定期巡回・随時対応型訪問介護看護への移行があるものと見込みました。（平成 22 年度と比較して 275％増）

○　認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護

在宅利用者の約 1.2％の利用を見込み，平成 26年度は1月あたり 401 人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約２３％増）

○　小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

平成 26年度において日常生活圏域数を上回る程度の事業所でサービスが提供されるものとして，登録定員数に対する利用率などを勘案して，１月あたり６６２人が利用すると見込みました。（平成２２年度と比較して約２４０％増）

○　複合型サービス

平成 24 年４月から導入される複合型サービスについては，小規模多機能型居宅介護と訪問看護やその他の組み合わせによる複合型サービスが想定されますが，いずれの組み合わせによる複合型サービスであっても，既存の個別サービスの利用者が移行するものと考え，複合型サービスとしての見込みは行っていません。

ウ　施設・居住系サービス

施設・居住系サービスについては，平成２２年度の施設毎サービス利用状況に，高齢者人口の伸びなどを勘案し見込みました。なお，施設・介護専用型居住系サービスの利用者数等については，厚生労働省が参酌標準を示しています。

（参考）厚生労働省の示す参酌標準

○　平成 26 年度において，指定施設サービス等（介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護療養型医療施設）を要介護２以上の人が利用すると見込み，その利用者のうち要介護４，５の人の割合が，施設利用者全体に対して 70%以上とすることを目標とする。

○　介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）

平成 22 年度に利用申込者を対象に実施した調査の結果を踏まえ，早急に入居が必要とされる需要数を見込み，需要数の高齢者人口に占める割合 1.75%で平成 26 年度まで推移するものと見込みました。

○　介護老人保健施設

平成２３年６月と同数で推移するものと見込みました。

○　介護療養型医療施設

現在，廃止転換が進められており，既存のサービス利用者が介護療養型老人保健施設等へ移行しますが，移行先でのサービス量は見込んでいないため，平成 23 年６月と同数で推移するものと見込みました。

○　認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

平成 23 年度の整備の状況を踏まえ，平成 23 年度の高齢者人口に占める割合が 0.617%であり，その割合で平成 26 年度まで推移するものと見込みました。

○　特定施設入居者生活介護

施設定員は平成 ２３年度当初から変動しないものとし，直近の定員に対する利用率を勘案して見込みました。

○　介護専用型特定施設入居者生活介護

平成２３年６月と同数で推移すると見込みました。

（３）日常生活圏域

①　日常生活圏域の設定

ア　概要

高齢者の生活を支える基盤の整備については，日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

このため，第３期計画より地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる日常生活圏域を設定しています。

イ　日常生活圏域ごとの概況

次頁参照

No.	圏域番号	小学校区	総人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率
市内合計			1,409,297	247,091	17.5%	47,523	19.2%
1	東第１	勝馬・志賀島・西戸崎・奈多・和白・三苫	37,512	7,043	18.8%	1,428	20.3%
2	東第２	美和台・和白東	27,982	6,300	22.5%	961	15.3%
3	東第３	香住丘・香椎・香椎下原	40,457	6,819	16.9%	1,144	16.8%
4	東第４	千早・香陵・千早西・城浜・香椎浜・照葉	32,948	5,467	16.6%	1,101	20.1%
5	東第５	香椎東・舞松原・若宮	33,811	6,133	18.1%	967	15.8%
6	東第６	青葉・八田・多々良	33,266	6,277	18.9%	1,165	18.6%
7	東第７	名島・筥松・松島	44,877	5,935	13.2%	1,171	19.7%
8	東第８	東箱崎・箱崎・馬出	29,326	4,881	16.6%	1,034	21.2%
9	博多第１	博多・千代	28,284	5,249	18.6%	1,092	20.8%
10	博多第２	吉塚・東吉塚・東光・堅粕	37,051	5,557	15.0%	1,048	18.9%
11	博多第３	住吉・美野島・春住・東住吉・那珂・弥生	58,650	7,910	13.5%	1,555	19.7%
12	博多第４	月隈・東月隈・席田	22,998	4,639	20.2%	990	21.3%
13	博多第５	板付北・板付・三筑・那珂南・宮竹	50,797	8,262	16.3%	1,553	18.8%
14	中央第１	当仁・南当仁・福浜・鳥飼	35,607	6,403	18.0%	1,279	20.0%
15	中央第２	大名・簀子・舞鶴・警固・赤坂	45,900	7,012	15.3%	1,253	17.9%
16	中央第３	春吉・平尾・高宮	43,680	6,089	13.9%	1,149	18.9%
17	中央第４	小笹・草ヶ江・笹丘	40,309	6,880	17.1%	1,334	19.4%
18	南第１	大楠・西高宮・玉川・若久	51,883	7,445	14.3%	1,444	19.4%
19	南第２	大池・長住・長丘・西長住	31,574	6,304	20.0%	1,248	19.8%
20	南第３	三宅・筑紫丘・東若久	32,177	6,160	19.1%	1,167	18.9%
21	南第４	塩原・宮竹・高木・横手	38,821	5,808	15.0%	1,040	17.9%
22	南第５	野多目・曰佐・弥永・弥永西	33,611	6,467	19.2%	1,182	18.3%
23	南第６	老司・鶴田・東花畑	25,450	6,320	24.8%	1,188	18.8%
24	南第７	花畑・柏原・西花畑	30,598	6,394	20.9%	1,242	19.4%
25	城南第１	別府・田島・鳥飼	35,762	5,554	15.5%	1,155	20.8%
26	城南第２	城南・七隈	26,441	5,517	20.9%	1,002	18.2%
27	城南第３	金山・南片江・片江	27,550	5,536	20.1%	1,172	21.2%
28	城南第４	長尾・堤・堤丘・西長住	31,290	6,177	19.7%	1,178	19.1%
29	早良第１	西新・百道浜・百道・室見・高取	57,116	7,052	12.3%	1,488	21.1%
30	早良第２	原・大原・飯原・飯倉中央	31,331	5,729	18.3%	1,127	19.7%
31	早良第３	小田部・原北・原西・有住	32,746	5,706	17.4%	1,135	19.9%
32	早良第４	有田・田村・四箇田	29,047	5,271	18.1%	1,026	19.5%
33	早良第５	飯倉・賀茂・田隈	27,388	5,847	21.3%	1,167	20.0%
34	早良第６	野芥・入部・脇山・内野・曲渕・早良	32,602	7,874	24.2%	1,650	21.0%
35	西第１	愛宕・愛宕浜・姪浜・姪北・能古・小呂	44,166	6,559	14.9%	1,212	18.5%
36	西第２	内浜・下山門・西陵・玄界	29,310	5,340	18.2%	1,155	21.6%
37	西第３	石丸・城原・壱岐	35,599	6,786	19.1%	1,234	18.2%
38	西第４	福重・金武・壱岐南・壱岐東	28,404	6,431	22.6%	1,187	18.5%
39	西第５	今宿・玄洋・周船寺・今津・元岡・北崎	52,976	9,958	18.8%	1,900	19.1%

※　総人口，高齢者数は平成２３年３月末住民基本台帳人口。
※　要介護認定者数は平成２３年３月末現在（住所地特例等を含まない）。

② 日常生活圏域毎の地域密着型サービスの必要見込量

圏域番号	小学校区	夜間対応型訪問介護サービス必要量（人／月）		
		H24	H25	H26
市内合計		60	70	90
東第１	勝馬・志賀島・西戸崎・奈多・和白・三苫	2	2	3
東第２	美和台・和白東	1	1	2
東第３	香住丘・香椎・香椎下原	1	2	2
東第４	千早・香陵・千早西・城浜・香椎浜・照葉	1	2	2
東第５	香椎東・舞松原・若宮	1	1	2
東第６	青葉・八田・多々良	1	2	2
東第７	名島・筥松・松島	1	2	2
東第８	東箱崎・箱崎・馬出	1	2	2
博多第１	博多・千代	2	1	2
博多第２	吉塚・東吉塚・東光・堅粕	1	1	2
博多第３	住吉・美野島・春住・東住吉・那珂・弥生	2	2	3
博多第４	月隈・東月隈・席田	1	1	2
博多第５	板付北・板付・三筑・那珂南・宮竹	2	2	3
中央第１	当仁・南当仁・福浜・鳥飼	2	1	2
中央第２	大名・簀子・舞鶴・警固・赤坂	2	2	2
中央第３	春吉・平尾・高宮	2	2	2
中央第４	小笹・草ヶ江・笹丘	2	2	3
南第１	大楠・西高宮・玉川・若久	2	2	3
南第２	大池・長住・長丘・西長住	2	2	2
南第３	三宅・筑紫丘・東若久	2	1	2
南第４	塩原・宮竹・高木・横手	2	2	2
南第５	野多目・曰佐・弥永・弥永西	1	2	2
南第６	老司・鶴田・東花畑	2	2	3
南第７	花畑・柏原・西花畑	2	2	2
城南第１	別府・田島・鳥飼	2	1	3
城南第２	城南・七隈	1	1	2
城南第３	金山・南片江・片江	1	2	2
城南第４	長尾・堤・堤丘・西長住	2	2	2
早良第１	西新・百道浜・百道・室見・高取	2	2	3
早良第２	原・大原・飯原・飯倉中央	1	2	2
早良第３	小田部・原北・原西・有住	1	2	2
早良第４	有田・田村・四箇田	1	2	2
早良第５	飯倉・賀茂・田隈	1	2	2
早良第６	野芥・入部・脇山・内野・曲渕・早良	2	2	3
西第１	愛宕・愛宕浜・姪浜・姪北・能古・小呂	2	2	3
西第２	内浜・下山門・西陵・玄界	1	2	2
西第３	石丸・城原・壱岐	2	2	2
西第４	福重・金武・壱岐南・壱岐東	1	2	2
西第５	今宿・玄洋・周船寺・今津・元岡・北崎	2	3	4

※認知症対応型通所介護サービス必要量（回／月）			※小規模多機能型居宅介護サービス必要量（人／月）			※認知症対応型共同生活介護サービス必要量(人／月)		
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
5,018	5,413	5,901	572	617	662	1,620	1,700	1,780
151	163	178	17	19	20	49	52	54
101	109	119	12	12	13	33	34	36
121	130	142	14	15	16	39	41	43
116	125	137	13	14	15	38	39	41
102	110	120	12	13	13	33	35	36
123	133	145	14	15	16	40	42	44
124	133	145	14	15	16	40	42	44
109	118	128	12	13	14	35	37	39
115	124	136	13	14	15	37	39	41
111	119	130	13	14	15	36	37	39
164	177	193	19	20	22	53	56	58
105	113	123	12	13	14	34	35	37
164	177	193	19	20	22	53	56	58
135	146	159	15	17	18	44	46	48
132	143	156	15	16	17	43	45	47
121	131	143	14	15	16	39	41	43
141	152	166	16	17	19	45	48	50
152	164	179	17	19	20	49	52	54
132	142	155	15	16	17	43	45	47
123	133	145	14	15	16	40	42	44
110	118	129	13	14	14	35	37	39
125	135	147	14	15	16	40	42	44
125	136	148	14	15	17	40	42	44
132	141	154	15	16	17	42	44	47
122	133	143	14	15	16	39	41	43
106	114	124	12	13	14	34	36	38
124	133	146	14	15	16	40	42	44
124	134	146	14	15	16	40	42	44
157	170	185	18	19	21	51	53	56
120	128	140	14	15	16	38	40	42
120	129	141	14	15	16	39	41	43
108	117	127	12	13	15	35	37	38
123	133	145	14	15	17	40	42	44
174	188	205	20	22	23	56	59	62
128	139	150	14	16	17	42	43	45
121	132	143	14	15	16	39	41	43
130	140	153	15	17	18	42	44	46
126	135	147	14	15	17	40	42	44
201	216	236	23	25	26	65	68	71

（４）介護サービス見込量の確保のための方策

利用者が，サービスを自由に選択できるようにするために，介護サービス見込量の確保が図られるよう基盤整備に努める必要があります。

①　介護サービス事業者の状況

ア　民間事業者の活発な参入

介護サービス事業者数は，平成２３年９月現在で 1,628（みなし指定は除く。）となっています。

また，営利法人や NPO など多様な事業者が参入しています。

イ　介護サービス供給量調査

介護サービス事業者に対して，平成 ２３年７月から８月にかけて今後のサービス供給量等について調査した結果，見込量は確保できる見通しです。

②　確保のための方策

ア　事業所への情報提供

要介護者の増加とその多様なニーズに対応するよう，参入を計画している事業者に対して，要介護高齢者の介護度分布の情報や高齢者ニーズなどの情報を，積極的に提供します。

イ　在宅サービス量の確保

在宅サービスを重視した取り組みを行うため，特に地域密着型サービスの適切な基盤整備に努めます。

ウ　人材の確保策

介護サービス事業者自らの人材の確保・養成の取り組みや福岡市介護保険事業者協議会などの関係団体のネットワークづくりを支援します。

また，広報活動を通じて福祉・介護サービスの重要性などについての啓発に努めるとともに，新規職員に対する実践的研修など従業者に対する研修を実施し，質の向上に努めます。

③　施設・居住系サービスの量の確保

施設・居住系サービスについては，介護保険制度開始後，相当に整備が進みました。

第５期計画期間においても，引き続き計画に基づいた適切な整備を図ります。

ア　施設サービスの量の確保

介護老人福祉施設など介護保険施設については，第５期計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また，個室化，ユニットケア導入などにより，施設サービスの充実を図ります。

○　介護老人福祉施設・介護老人保健施設整備目標（量）

区　分	H24	H25	H26
※介護老人福祉施設	4,400 人分	4,750 人分	5,100 人分
介護老人保健施設	2,610 人分	2,610 人分	2,610 人分

※　介護老人福祉施設の整備目標（量）については，地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む。

イ　地域密着型サービスの量の確保

認知症対応型共同生活介護については，現在の高齢者人口に対する整備量を踏まえ，高齢者人口の増加に見合う定員数を確保し，地域的偏在やサービスの質の向上などに留意しながら整備していきます。

「地域密着型介護老人福祉施設」及び「介護専用型特定施設入居者生活介護」については，関連施設の整備状況や日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ，利用見込量に見合うサービス基盤を確保していきます。

○　認知症対応型共同生活介護の定員数　（単位：人）

圏域番号	H24	H25	H26
東第1	44	44	44
東第2	36	36	36
東第3	18	36	36
東第4	36	36	36
東第5	36	36	36
東第6	54	54	54
東第7	88	88	88
東第8	18	18	18
博多第1	36	54	54
博多第2	36	36	36
博多第3	36	36	54
博多第4	81	81	81
博多第5	36	36	36

圏域番号	H24	H25	H26
中央第1	23	23	41
中央第2	36	36	36
中央第3	27	45	45
中央第4	45	45	45
南第1	36	36	36
南第2	51	51	51
南第3	36	36	36
南第4	36	54	54
南第5	36	36	36
南第6	27	27	27
南第7	45	45	45
城南第1	45	45	45
城南第2	18	18	36

圏域番号	H24	H25	H26
城南第3	53	53	53
城南第4	57	57	57
早良第1	44	44	62
早良第2	36	36	36
早良第3	36	36	36
早良第4	126	126	126
早良第5	36	36	36
早良第6	45	45	45
西第1	54	54	72
西第2	54	54	54
西第3	27	27	27
西第4	27	27	27
西第5	99	99	99
合計	1,710	1,782	1,872

○　介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。）の定員数

区分	H24	H25	H26
介護専用型特定施設本市定員数	47 人	47 人	47 人

④　離島におけるサービス基盤整備

＊　離島振興法適用地域（小呂島，玄界島）

ア　離島の現況

小呂島及び玄界島の高齢化率は，平成２２年９月でそれぞれ 21.0%，29.4％と市全体の１７.５％に比べ高い状況にあります。

要介護認定者数は，平成２２年９月で小呂島６人，玄界島３８人となっており，認定率は，小呂島 13.6%，玄界島 23.3%です。

サービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど介護サービス事業者の確保に努めています。

＜現況＞　　（平成 22 年 9 月末現在）

	小呂島	玄界島	福岡市全体
総人口	210 人	555 人	1,404,525 人
高齢者人口	44 人	163 人	245,448 人
高齢化率	21.0 %	29.4 %	17.5 %
要介護認定者	6 人	38 人	47,167 人
認定率	13.6%	23.3%	19.2%

※　人口は平成 22 年 9 月末住民基本台帳。

イ　介護サービス基盤整備の方策

離島等住民が在宅サービスの利用が必要な場合に対応できるよう，今後ともサービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど，サービスの確保に努めます。

４．地域支援事業

地域支援事業とは，高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので，介護予防事業，包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

地域支援事業の全体像

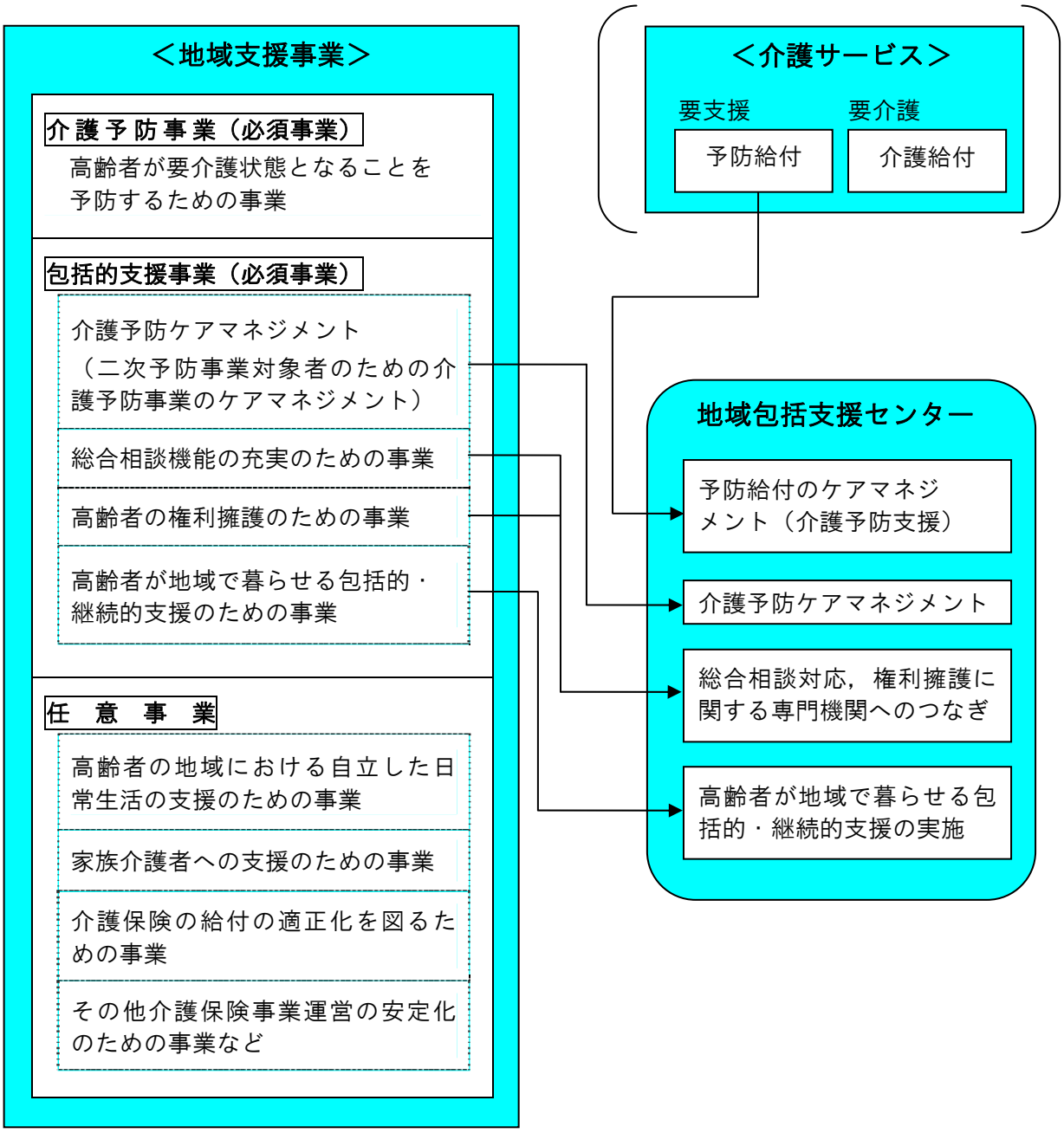

（１）介護予防事業

介護予防事業は，主として活動的な高齢者を対象とした「一次予防事業」と，主として要支援・要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者を対象とした「二次予防事業」があります。

①　一次予防事業

知識の普及，啓発を目的としており，高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組めるように支援します。

＜介護予防普及啓発事業：生き活きシニア健康福岡 21 事業（転倒予防教室，生き活き講座，），福岡市健康づくりチャレンジ事業など＞

各区保健福祉センターや委託事業所，公民館や集会所などで，運動機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防・閉じこもり予防・うつ予防などの講座や教室を実施します。

＜地域介護予防活動支援事業：地域ふれあい活動支援事業＞

ふれあいサロンや老人福祉センター事業などにおいて，地域や高齢者の自主的活動を支援します。

②　二次予防事業

生活機能の低下した高齢者を早期に把握し，生活機能の維持・向上を目的に，地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを行い，介護予防教室や訪問運動生活支援などのサービスを提供します。

＜二次予防事業対象者把握事業＞

平成 20 年度から 22 年度までは，介護予防健診を実施していましたが，平成 22 年度に国の地域支援事業の要綱改正があり，23 年度からは，基本チェックリストの郵送事業を実施しています。また，いきいきセンターふくおかや各区保健福祉センターの地域活動により対象者を把握しています。

＜介護予防教室＞

スポーツジムや医療機関等で，運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施することで，身体機能の向上を図ります。

＜訪問運動生活支援＞

閉じこもりがちな高齢者などを保健師や運動指導士等が訪問し，健康づくり・介護予防や生活習慣病予防などのアドバイスを行います。

（２）包括的支援事業

①　地域包括支援センター

地域包括支援センターは，高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように，健康や福祉，介護などに関する相談を受けたり，その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど，高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

〔設置箇所数〕　市内 39 箇所
〔配置スタッフ〕　原則として保健師，社会福祉士，主任ケアマネジャーの３職種
〔業務内容〕

ア　総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で，安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切なサービス，関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

イ　高齢者に対する虐待の防止，早期発見等の権利擁護の支援

地域の住民や民生委員・児童委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において安心して生活を行なうことができるよう，専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また，成年後見制度の活用促進，高齢者虐待や困難事例への対応，消費者被害の防止に関する諸制度の活用により，高齢者が安心できる生活の支援を図ります。

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，介護支援専門員，主治医，地域の関係機関等の連携，在宅と施設の連携など，地域において多職種相互の共働等により連携し，個々の高齢者の状況や変化に応じて，包括的かつ継続的に支援します。

エ　介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者（要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の人など）が，要介護状態になることを予防するため，その心身の状況等に応じて介護予防ケアプランを作成し，計画に基づき，地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

②　虐待防止ネットワーク事業

本市の高齢者虐待防止の施策の評価・見直し等や，関係機関・団体とのネットワークの強化，区役所における困難事例への対応の検証等を行うため，警察・弁護士・社会福祉士・法務局関係者等で構成する「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催等により，高齢者虐待防止の推進を図ります。

（３）任意事業

家族介護者の支援のための事業や，高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを，介護保険制度の中で実施します。

①　家族介護支援事業

家族介護者の負担軽減や支援を図るため，介護知識・技術を習得する教室と介護者相互の交流会を開催する家族介護支援事業，ボランティア等による訪問や徘徊高齢者を早期発見する認知症高齢者対策事業を実施します。

また，おむつやショートステイの費用の一部を助成するなどの家族介護継続支援事業を実施します。

②　その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため，成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業，身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し，住宅を居住に適するように改造する相談に応じる福祉用具・住宅改修支援事業を実施します。

また，一人暮らし高齢者や要援護高齢者などに対し，生活支援として，栄養のバランスのとれた食事の提供や定期的な安否確認，家庭内の緊急時の対応を行う地域生活自立支援事業を行います。

③　介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに，利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

（４）地域支援事業の量の見込み

区分			事業名	実績 H21	実績 H22	見込み H23	推計 H24	推計 H25	推計 H26
介護予防事業	一次予防事業	介護予防普及啓発事業	生き活きシニア健康福岡２１　＊	51,389	51,474	52,752	56,524	59,190	62,049
			福岡市健康づくりチャレンジ事業	－	5,753	6,600	7,300	8,000	8,800
		地域介護予防活動支援事業	高齢者創作講座・老人教室事業　＊	228,617	223,134	230,944	239,027	247,393	256,052
			生きがいと健康づくり推進事業	25,713	24,201	25,048	25,925	26,832	27,771
			ふれあいサロン　＊	16,524	13,967	14,609	17,953	18,655	19,390
	二次予防事業	二次予防事業対象者把握事業		2,756	3,132	9,450	9,700	9,900	10,500
		二次予防事業参加者		838	857	904	999	1,101	1,212
			介護予防教室	819	843	882	960	1,023	1,095
			訪問運動生活支援	1 (80)	0 (82)	14	39	78	117
包括的支援事業・任意事業	包括的支援事業	高齢者地域保健福祉事業（21年度まで：地域包括支援センター事業）		39	39	39	39	39	39
		虐待防止ネットワーク事業		1	1	1	1	1	1
	任意事業	家族介護支援事業	家族介護支援事業	家族介護者のつどい	70	113	83	83	83
			認知症高齢者対策事業	徘徊高齢者等ネットワーク事業（捜索システム事業）	118	116	116	116	116
				認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	23	21	20	20	20
		その他事業	成年後見制度利用支援事業（市長申立件数）		9	30	38	46	54
			住宅改造相談事業　＊		2,846	2,855	2,821	2,821	2,821
			地域自立生活支援事業	食の自立支援・配食サービス事業	781	675	599	531	471
				生活支援ショートステイ事業	11	14	11	11	11
				声の訪問事業	510	487	496	505	515
			重度要介護者支援事業	おむつサービス事業	2,133	2,408	2,707	3,043	3,421	3,846
				あんしんショートステイ事業	1,952	2,258	2,472	2,706	2,962	3,242
			緊急通報システム事業		5,051	5,281	5,439	5,602	5,770	5,943

※1　＊は延べ利用者数，その他は実利用者数

※2　訪問運動生活支援の（　）については一次予防事業対象者を含めた実数

※3　地域包括支援センターについては設置箇所数

（５）地域支援事業の量の考え方

①　介護予防事業

ア　一次予防事業（対象者：一般高齢者）

○　生き活きシニア健康福岡 21 事業については，直近３ヵ年の実績や高齢者人口の伸び率より推計しました。

○　健康づくりチャレンジ事業については，平成 22 年度の実績をベースに，毎年１割程度の増加を見込みました。

○　高齢者創作講座・老人教室事業と生きがいと健康づくり推進事業については，60 歳以上を対象としているため，平成 22 年度の実績をもとに，高齢者人口の伸び率を勘定して見込みました。

○　ふれあいサロンについては，参加者数の伸び率に，平成 24 年度から統合を検討中のふれあいデイサービスの利用者参加率を加味して見込みました。

イ　二次予防事業（対象者：生活機能の低下などにより，要支援・要介護状態となるおそれが高い高齢者）

○　二次予防事業対象者把握事業については，平成 23 年度より実施している基本チェックリスト郵送回収の実績及び高齢者人口の伸び率等により推計しました。

○　二次予防事業参加者については，平成 22 年度の実績をもとに，漸次参加者を増やし，平成 26 年度の参加者を高齢者全体の 0.42%とし，介護予防教室については，平成 22 年度の実績をもとに，高齢者人口の伸び率を勘案して推計しました。

○　訪問運動生活支援については，地域包括支援センター１ヵ所あたりの利用者が，毎年１人ずつ増加すると推計しました。

②　包括的支援事業

○　高齢者地域保健福祉事業については，現在の地域包括支援センター数を計上しました。

○　虐待防止ネットワーク事業については，関係機関とのネットワーク機能の強化や事例検討等を行う「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催数を目標値として計上しました。

③　任意事業

任意事業の見込みについては，各事業の利用者推移の傾向により分類し推計しました。

○　利用者が増減している事業は，直近３ヵ年の平均値としました。（家族介護者のつどい事業，認知症高齢者家族やすらぎ支援事業，住宅改造相談事業，生活支援ショートステイ）

○　利用者が増加傾向にある事業は，直近３ヵ年の利用者の伸び率，平均増加件数としました。（成年後見制度利用支援事業，おむつサービス，あんしんショートステイ，緊急通報システム）

○　利用者が減少傾向にある事業は，直近３ヵ年の利用者の減少状況及び平成22年度の実績をもとに，高齢者人口の伸び率を勘案し推計しました。（徘徊高齢者等ネットワーク事業，食の自立支援・配食サービス，声の訪問事業）

（６）見込量確保のための方策

高齢者が自立した生活を営むことができるよう，各個人のニーズに応じた情報を各区保健福祉センターや地域包括支援センターを通じて提供します。

また，地域包括支援センターの相談・支援体制を強化するため，センター職員の増員やセンターの分割・増設等を検討します。

さらに，同センターの周知を図るため，愛称の活用など広報活動の充実を図ります。

これにより，市民にとって立ち寄りやすく身近な相談場所となるとともに，地域や関係団体等との連携・共働を強化することにより，各相談者に対するきめ細かな対応が可能になります。

５．市町村特別給付等

市町村特別給付等とは，「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としています。

市町村特別給付は，要介護者・要支援者に対し，法令で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができるもので，保健福祉事業は，被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもので，いずれも条例で定める必要があります。

また，市町村特別給付等に係る費用はすべて第１号被保険者の保険料で賄うこととされています。

本市では，市町村特別給付等を実施することができる要援護者への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については，地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業として実施していきます。

６．介護保険事業の円滑な推進のための方策

（１）健全で効率的な事業運営

介護保険制度は，40 歳以上の人が被保険者となる社会保険制度です。

健全な事業運営のために保険料負担と要介護状態・要支援状態の軽減又は重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について，市民の理解と協力を得られるよう，制度の周知を積極的に行うとともに，収納事務を的確に行います。

また，介護保険事業の運営が，効果的かつ効率的なものとなるよう努めます。

（２）公正な要介護認定の取り組み

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため，申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定に向けた取り組みを進めるとともに，要介護認定事務を円滑に行います。

①　認定調査（訪問調査）

新規認定申請及び区分変更認定申請については，職員による直営調査を基本とし，更新認定申請については，居宅介護支援事業所，介護保険施設及び指定市町村事務受託法人へ調査を委託します。

なお，認定調査を委託する場合には，職員による点検を行う他，定期的に直営調査の対象とするとともに，受託事業者が行う認定調査に職員が同行して助言や指導を行うサポート事業を必要に応じて実施し，適正な調査を確保します。

また，調査に従事する職員及び認定調査を受託する居宅介護支援事業者などの調査員に対して専門研修を実施することにより，調査の質の向上を図ります。

②　主治医意見書

主治医意見書は，二次判定の重要な資料であることから，意見書を作成する医師に対し，的確な意見書が作成されるよう，関係団体と連携しながら研修を実施します。

③　介護認定審査会

介護認定審査会については，これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について，適切な人材の確保に努めます。

また，公正な要介護認定を確保するため，模擬認定の実施による平準化事業，審査会委員に対する研修，各区の運営協議会及び市の連絡協議会において，審査判定に係る水準の均一化及び適正化を図るための手法の検討などを行い，適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

（３）市民への積極的な情報提供

①　介護保険制度のわかりやすい情報提供

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについて，市政だより，ホームページ，介護保険制度解説冊子，出前講座などにより，わかりやすい広報に努めます。

特に，情報不足になりがちな一人暮らし高齢者等に対しては，介護支援専門員，民生委員，老人クラブ，ふれあいネットワーク，ボランティアなどへの積極的な情報提供と連携に努めながら，心身の状況に応じてきめ細かな対応を行います。

②　選択のための事業者情報の提供

利用者がサービスを選択するためには，介護サービス事業者の情報が正確にわかりやすく提供されることが重要です。

このため，平成 20 年度から毎月介護サービス事業者情報（位置情報含む。）をホームページに掲載しています。

また，地域包括支援センターや介護支援専門員などにおいて「介護サービス情報の公表」制度による各サービス事業者の情報の有効活用を図ります。

（４）介護サービスの質の向上

①　介護サービス計画の質の向上

利用者の選択や家族などの状況を踏まえた質の高い介護サービスが，総合的・一体的に，利用者本位で提供されるためには，介護支援専門員の役割は特に重要となっています。

介護支援専門員が適切にケアマネジメント機能を果たすとともに，介護サービス計画の質の向上が図られるよう支援します。

ア　地域包括支援センターにおける取り組み

○　介護予防ケアマネジメントの充実

要支援１，２の人を対象に，介護予防・生活支援の視点で適切な介護予防サービスなどが利用できるよう利用者と共働して介護予防サービス計画を作成するとともに適切なケアマネジメントを行い，高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

○　地域の介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対して，処遇困難事例の指導・助言を行うなど相談機能を充実します。

また，介護支援専門員が相互に，情報交換など交流を行い，専門職としての資質の向上が図れる各区のネットワークづくりを支援するとともに，地域包括支援センターの圏域レベルのネットワークづくりを目指します。

イ　研修の充実

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るための研修を充実します。特に，介護サービス計画が適切に作成されるよう対応します。

ウ　積極的な情報提供

介護支援専門員は，介護保険サービスだけでなく，高齢者保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整することを求められているため，介護支援専門員が必要とする情報を積極的に提供します。

エ　ケアマネジメントの適正化

介護支援専門員が行ったアセスメントや介護サービス計画等を介護支援専門員とともに検証確認し，介護支援専門員が，利用者が抱える問題点等の把握（アセスメント）を十分に行い，利用者の要介護状態の維持や改善につながる過不足のないサービスを介護サービス計画に位置付けることができるようにケアプランチェックを実施します。

②　介護サービスの質の向上

ア　サービス従事者の資質向上

サービスの質の向上には，介護支援専門員や訪問介護員をはじめ介護サービス事業者の資質の向上が重要です。

事業所に対し独自研修の実施やその研修受講の機会の確保などを指導するとともに，本市が実施する福岡市介護保険事業者研修事業において，介護保険事業所のニーズを反映させた，認知症や権利擁護などの研修を実施するなど，その充実を図ります。

イ　利用者の声を生かす仕組みづくり

施設利用者からの相談や事業所との意見交換などに，サービスの質の向上を図る「ふれあい相談員」を派遣するとともに，在宅サービスの利用者や家族に対し，サービスの満足度や質に関する意見を収集する「介護モニター」の調査を行い，利用者の声を事業所へ提供するなど積極的に介護サービスの質の向上に役立てます。

③　地域密着型サービスの充実

ア　研修の充実

地域密着型サービス事業所は，下表のとおり事業種別毎に指定要件の研修受講が必須となっていることから，事業所の人員交代などに迅速に対応できる研修実施に努めます。

○ サービス事業毎の必須研修一覧

	認知症対応型通所介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護事業所
認知症介護実践研修	○	○	○
認知症対応型サービス事業開設者研修		○	○
認知症対応型サービス事業管理者研修	○	○	○
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		○	

イ　適正な事業者の指定

地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては，事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

ウ　地域密着型サービスの外部評価

外部評価については，地域密着型サービスにおける介護の質の向上を目的として，認知症対応型共同生活介護事業者及び小規模多機能型居宅介護事業者が自己評価を行った上で，福岡県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け，その評価を踏まえて総括的な評価が行われております。

この評価結果の積極的な活用を働きかけます。

④　事業者への指導・監査

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き，制度管理の適正化とよりよいケアの実現に向けて，介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として，事業者への指導を実施するとともに，事業者の法令遵守の徹底を図ります。

（５）利用者保護の充実

①　苦情対応体制の充実

ア　保険者としての苦情対応

介護保険に関する相談や苦情に対しては，保健福祉局介護保険課，高齢者施策推進課及び各区の福祉・介護保険課，地域保健福祉課が必要に応じて介護サービス事業者に指導を行うなど，的確，迅速に対応します。

また，居宅介護支援事業者や関係機関とも連携しながら苦情の解決に努めるとともに，内容に応じて福岡県国民健康保険団体連合会への苦情申し立てにつないでいきます。

不正の疑いがある介護サービス事業者，保険者の行政指導に従わず指導によっても改善が図られない介護サービス事業者などに対しては，福岡県と連携し対応します。

要介護認定や保険料に関する苦情については，適切な対応が行われるよう関

係職員の資質の向上に努めるとともに，福岡県介護保険審査会への不服審査手続の支援を行うなど，苦情解決に努めます。

イ　事業者自らの苦情対応

介護サービス事業者が，利用者の苦情への対応体制を整備し，自ら適切に対応するよう指導します。

さらに，居宅介護支援事業者は自ら調整したサービスに関しての苦情については，一次的な対応が求められることから，その標準的な対応マニュアルの周知を図るとともに，対応困難な事例については地域包括支援センターなどによる支援に努めます。

（６）市民参加が支える介護保険事業

介護保険は，負担と給付の関係が明確な社会保険方式で実施されていることから，公正性・公平性が確保され，将来にわたって安定的な制度運用が求められています。

そのためには，介護保険が地域の実情を踏まえ，地域に根ざしたものとなるよう，市民一人ひとりの理解と協力を得ながら実施します。

①　市民意識の醸成

少子高齢化の進展を踏まえ，高齢者が家庭や地域で自立した生活を安心して続けるためには，健康であることが重要です。また，地域に根づいた住民同士の支えあい活動の存在も重要となってきます。

高齢者をはじめとする市民一人ひとりが，自主的・継続的な健康づくり・介護予防に積極的に取り組むとともに，地域での支えあい活動への関心を高めて自発的に社会参加活動に参画することにより，介護保険制度の安定的な運営において役割を果たすことが求められています。

②　計画の達成状況などの点検への市民参加

介護保険事業の実施状況などの情報については，市民にわかりやすく多様な手段で提供します。

また，介護保険事業の円滑な推進のため，市民代表（公募），保健・医療・福祉の専門家，学識経験者などで構成する保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会で事業の点検や評価を行います。

第６章

第６章　介護保険事業に係る費用の見込みと第１号被保険者保険料

１．第５期介護保険事業計画における事業費

（１）保険給付費等の見込み方

事業計画期間（平成 24～26年度）における介護サービスの見込量などをもとに，介護保険の事業費を次のように見込みました。

①　保険給付費（在宅サービス・施設サービス）

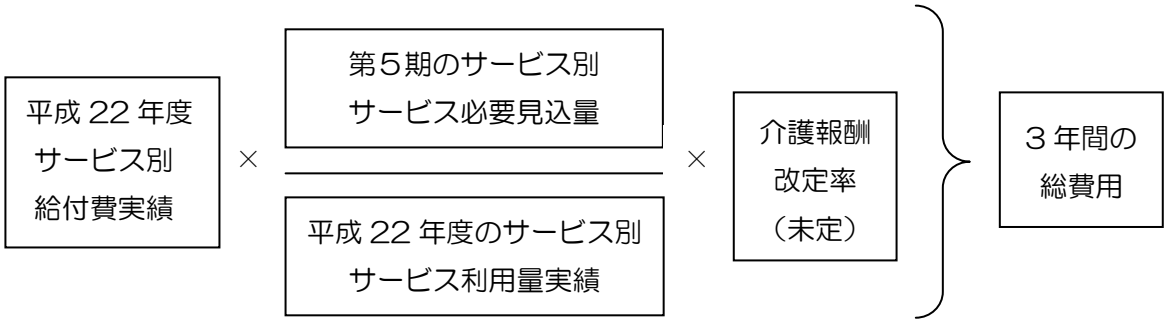

②　その他の経費（在宅・施設サービスに共通の経費）

○ 高額介護サービス費
○ 高額医療合算介護サービス費
○ 特定入所者介護サービス費
○ 国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料

③　地域支援事業費

各年度の保険給付費（審査支払手数料除く。）の下表に掲げる率の枠内で見込みました。

○ 介護予防事業
○ 包括的支援事業・任意事業

区　分	H24	H25	H26
地域支援事業費	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業・任意事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

（２）第５期計画期間における保険給付費等の見込み（利用者負担を除いた額）

現在，国において介護報酬改定の検討が行われていますが，報酬改定率が 2.5%と仮定して試算すると，次のとおりの費用が見込まれます。

支出区分	第５期計画	第４期計画
保険給付費	2,427 億円程度	1,962 億円
地域支援事業費	73 億円程度	55 億円
支出合計	2,500 億円程度	2,017 億円

（３）保険給付費等の負担割合

支出区分	左の負担割合		
保険給付費（居宅給付費）	国負担分	定率負担分	20%
		調整交付金	約 5%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第２号保険料（40～64 歳）		29%
	第１号保険料（65 歳以上）		約 21%
保険給付費（施設等給付費）	国負担分	定率負担分	15%
		調整交付金	約 5%
	県負担分		17.5%
	市負担分		12.5%
	第２号保険料（40～64 歳）		29%
	第１号保険料（65 歳以上）		約 21%
地域支援事業費（介護予防事業費）	国負担分		25%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第２号保険料（40～64 歳）		29%
	第１号保険料（65 歳以上）		21%
地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業費）	国負担分		39.5%
	県負担分		19.75%
	市負担分		19.75%
	第１号保険料（65 歳以上）		21%

◎　第１号被保険者（65 歳以上の方）で負担すべき経費（３か年間）
525 億円程度（介護報酬の改定等により変動します。）

２．第１号被保険者保険料の考え方

第５期の介護保険料は全国的に大幅な上昇が見込まれており，本市においても同様となっておりますので，国の考え方を踏まえ，これまで以上にそれぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

そのため，第５期においては，低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じて保険料を賦課するよう，所得段階の多段階化及び乗率の見直し等を検討します。

（１）保険料所得段階の多段階化

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課するため，第 12 段階程度まで多段階化して，第６段階以上の乗率を引き上げます。

（２）低所得者などへの配慮

① 市民税世帯非課税段階のうち，第１・２段階の乗率を引き下げます。

第１・２段階：０．４５程度（乗率△１０％程度）

② 第３段階の特例割合を新設し，乗率を設定します。

現行の第３段階で，課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下の方（国基準と同じ）を特例割合に　　乗率：０．６５程度

③ 第４期に設定した第４段階特例割合を第５期も継続します。

（３）財政安定化基金の活用

第５期の保険料上昇抑制のため，都道府県に設置している財政安定化基金を取り崩し，その３分の１に相当する額を市町村に交付することとなっていますので，今後福岡県が額を決定する財政安定化基金交付金を保険料上昇の抑制に充当します。

（４）介護給付費準備基金の活用

第４期までに発生している保険料の剰余金については，国の方針として，各保険者において,最低限必要と認める額を除いて第５期の保険料上昇抑制のために活用することとされており，本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し，保険料上昇の抑制に充当します。

（５）保険料基準額（月額）

第５期の保険料基準額（月額）については，国において介護報酬に関する議論が進められていることや新設する保険料所得段階等の乗率が未定である等により確定にいたっておりませんが，財政安定化基金及び介護給付費準備基金の活用前で約 5,500 円程度と見込んでいます。

＜第５期＞

区分				※第5期 平均対象者	保険料算定方法 （基準額×乗率）
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護，老齢福祉年金受給の方	15,804人	基準額×0.45程度
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	51,307人	基準額×0.45程度
特例割合			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	20,286人	基準額×0.65程度
第3段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	21,642人	基準額×0.75
特例割合	世帯課税		市民税本人非課税で，課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	38,911人	基準額×0.93
第4段階			市民税本人非課税で，特例割合以外の方	27,807人	基準額×1
第5段階		本人課税	市民税本人課税の方 （合計所得金額125万円以下）	26,843人	基準額×1.1
第6段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額125万円超200万円未満）	30,588人	基準額×1.3程度
第7段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額200万円以上300万円未満）	21,099人	基準額×1.6程度
第8段階以降			市民税本人課税の方 （合計所得金額300万円以上）	21,313人	基準額×1.8程度～
			第12段階程度まで100万円刻みで多段階化を図り，乗率は1段階ごとに0.2程度の幅で上昇するよう設定する。		
合計				275,600人	

※H23.8月の所得段階別被保険者数割合から推計した人数。

＜参考：第４期＞

区分				第4期 平均対象者	保険料算定方法 （基準額×乗率）
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護，老齢福祉年金受給の方	12,550人	基準額×0.5
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	46,262人	基準額×0.5
第3段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	32,312人	基準額×0.75
特例割合	世帯課税		市民税本人非課税で，課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	39,910人	基準額×0.93
第4段階			市民税本人非課税で，特例割合以外の方	23,778人	基準額×1
第5段階		本人課税	市民税本人課税の方 （合計所得金額125万円以下）	22,389人	基準額×1.1
第6段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額125万円超200万円未満）	27,002人	基準額×1.25
第7段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額200万円以上300万円未満）	20,027人	基準額×1.5
第8段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額300万円以上600万円未満）	12,545人	基準額×1.75
第9段階			市民税本人課税の方 （合計所得金額600万円超）	8,758人	基準額×2
合計（計画値）				245,533人	

（６）第１号被保険者保険料の低所得者への配慮

①　第４期の実施状況

第４期においては，低所得者対策として，保険料所得段階の第３段階の方のうち，収入･資産など一定の基準を満たす方に対し，保険料額を第３段階から第２段階に減額する制度を本市独自で実施しています。

（対象者）次の条件にすべて該当する方

ア　所得段階が第３段階であること。

イ　世帯の年間収入額が次の基準のとおりであること。

・１人世帯　120 万円以下

・２人世帯　180 万円以下

・以後，世帯員が１人増えるごとに，50 万円ずつ加算した額以下

ウ　別世帯の市民税課税者に扶養されていないこと。

エ　別世帯の市民税課税者と生計を共にしていないこと。

オ　居住用以外の土地，建物を持っていないこと。

カ　世帯全員の預(貯)金などが，収入基準の２倍以下であること。

○　平成 22 年度実績：464 人

②　第５期における低所得者への配慮

低所得者対策については，現行水準の維持の観点から，第５期においても，保険料所得段階第３段階及び第３段階特例割合の方を対象に本市独自の減免制度を実施します。

参考資料

《用語解説》

（１）　介護サービス

介護給付　　対象：要介護１～要介護５	
サービス種類	説　明
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し，入浴，排泄，食事等の介護，その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し，浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し，理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し，療養上の管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで，通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話，機能訓練を行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で，通所により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活の世話，機能訓練を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し，看護，医学的管理の下に介護，機能訓練その他必要な医療，日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム，ケアハウス（その入居定員が 30 人以上であるもの）等に入居している要介護者について，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行う。
福祉用具貸与	車椅子，特殊寝台，褥瘡（じょくそう）予防用具，歩行器，移動用リフト等を貸与。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェアー・すのこ等），排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。

サービス種類	説　明
住宅改修 （住宅改修費の支給）	手すり取付け，段差解消，滑り止め，洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に購入費を支給。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に，定期的な巡回訪問または通報を受け，利用者の居宅で，入浴，排泄，食事の提供等日常生活の世話を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて，訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら，短時間の定期巡回と随時対応をあわせた日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など，複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要介護者）に，デイサービスセンターなどで，通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話，機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活の世話，機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	認知症高齢者（要介護者）を対象に共同生活（5～9 人）を通し，入浴，排泄，食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム，ケアハウス（その入居定員が 29 人以下であるもの）等に入居している要介護者について，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行う。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護等の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護，医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理，看護，医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練，その他必要な医療を行う。

予防給付　　対象：要支援１・要支援２	
サービス種類	説　明
介護予防訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の介護，その他の日常生活上の支援を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し，介護予防を目的として，浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し，介護予防を目的として，療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し，介護予防を目的として，理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し，介護予防を目的として，療養上の管理や指導を行う。
介護予防通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで，通所により介護予防を目的として，入浴・食事の提供等日常生活上の支援，機能訓練を行う。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で，通所により介護予防を目的として，理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活の支援，機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し，介護予防を目的として，看護，医学的管理の下に介護，機能訓練その他必要な医療，日常生活上の支援を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち，介護予防に資するものとして定められたものを貸与。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム，ケアハウス等に入居している要支援者について，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活上の支援，機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説　明
特定介護予防福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	介護予防に資すると定められた，入浴，排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
介護予防住宅改修 （住宅改修費の支給）	手すり取付け，段差解消，滑り止め，洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に購入費を支給。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて，介護予防サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要支援者）に，デイサービスセンターなどで，介護予防を目的として，通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援，機能訓練を行う。
介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活の支援，機能訓練を行う。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	認知症高齢者（要支援者）を対象に共同生活（5～9 人）を通し，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の日常生活上の支援を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など，複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。

（２）その他の用語説明

（五十音順）

用　語	説　明
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本市に設置した基金で，介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。 要介護者や家族の依頼を受けて，その心身の状況や置かれている環境，要介護者や家族の希望を勘案して，介護サービス計画を作成するとともに，その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。
介護予防	介護予防は，高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと，要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」であり，すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う「一次予防」と，要支援・要介護となるおそれのある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」，さらに要支援・要介護状態にある高齢者の重度化防止等を行う「三次予防」に大別される。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し，居宅サービス計画，居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行うもので，県の指定を受けた事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため，介護サービス，地域支援事業，保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し，総合的・一体的に提供されるようにする，サービス提供のマネジメント。

用　語	説　明
健康日本21福岡市計画	国の「健康日本21」の地方計画として平成14年3月に策定し平成19年3月に見直しを行った平成22年度までの市民の健康づくり行動指針。 市民が主体的に行う健康づくりを支援するもので，生活習慣を健康的なものに変え，病気を予防する一次予防の取り組みに重点を置いている。 この計画の中では，「健康ふくおか10か条」や「世代別・疾病別健康目標」を定めるとともに，関係者の役割や生活習慣病対策について，方向性を示している。 また健康づくりの視点を持ってまちづくりを進めることを掲げている。
高額介護サービス費	要介護認定者が１か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合，超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。 この場合の利用者負担額には，福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や，施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない。
参酌標準	介護保険事業の社会保険制度としての全国的均衡を図る観点から国が示した基準。
市町村特別給付等	本計画書では，市町村特別給付等を，「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。 市町村特別給付は，要介護者・要支援者に対し，介護保険法で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができるもので，保健福祉事業は，被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもの。 なお，市町村特別給付等を行う場合は，その費用をすべて第１号被保険者の保険料でまかなうこととされている。
指定市町村事務受託法人	指定市町村事務受託法人は，公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人で，新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。

用　語	説　明
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う，事業者からの保険給付など請求に関する審査，支払い事務に対する手数料。
成年後見制度	判断力が衰えたり，認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに，要介護状態となった場合にも，可能な限り，地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する。
調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち20%は定率負担として交付されるが，残りの５%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や，所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第１号保険料の格差を調整するため，５%を増減し調整交付金として交付される。
特定健診等	高齢者医療の確保法に基づき，平成20年4月から，40～75歳を対象としてメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた，生活習慣病予防のための健診・保健指導。
二次予防事業対象者	要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。 65 歳以上の要介護認定を受けていない人のうち，生活機能の低下をチェックする 25 項目の基本チェックリストで国の定めている基準に該当する者。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について，施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され，限度額を超える分の現物給付に要する費用。

用　語	説　明
認知症キャラバン・メイト	認知症に関する知識の普及啓発，地域での見守り・支援を行う連携体制づくりを推進する人。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して，認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症サポート医	かかりつけ医への助言その他の支援を行い，認知症の専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割の医師。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断，専門医療相談，合併症対応，医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で，介護との連携を図る担当者が配置される。
認知症連携担当者	医療との連携や地域における認知症ケア体制の強化を図るため，（１）認知症と診断された高齢者の把握（２）地域包括支援センターへの情報提供（３）要介護者へ専門医療や権利擁護の専門家の紹介（４）認知症ケアに関する専門的な相談・助言―などの役割を担う。
福岡市保健福祉総合計画	平成23年12月策定。 計画期間は平成23年度から27年度までの５年間。 福岡市福祉のまちづくり条例を策定根拠とし，高齢者保健福祉計画をはじめ，福岡市における保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープランであるとともに，社会福祉法に定める地域福祉計画。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から，利用者負担によりまかなわれる部分を除いた，介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付，要支援者に対する予防給付，条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

用　語	説　明
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期はＨ24～Ｈ26）における保険給付費，地域支援事業費などの事業費支出のうち，第１号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を，補正第１号被保険者数及び保険料予定収納率で除し，さらに12か月で除したもの。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満によって，様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
ユニットケア	高齢者施設の居室を10人程度のグループに分け，それぞれをひとつの生活単位とし，少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケア。
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者など，日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者	日常生活において，介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や，常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援１・２に，要介護者は要介護１～５までに区分される。 本計画書においては，要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。
療養病床の転換	「療養病床」とは，主として長期にわたり療養を必要とする患者を対象とした病床で，病状が安定している長期療養患者のうち，医療密度の高い医学的管理や積極的なリハビリを必要とする「医療療養病床」と，管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者を対象とした介護保険で対応する「介護療養病床」の２種類がある。 利用者それぞれにふさわしい適切なサービスが提供されるよう，現在の医療療養病床と介護療養病床を，平成30年度までに医療療養病床と介護保険施設等に再編成し，機能分担を推進するもの。